

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	1
(管理番号	1)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険料(税)率を都道府県条例において定めることを可能とすること

提案団体

桶川市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- ①国民健康保険料(税)率(以下「保険料(税)率」という。)の都道府県内統一を進めていくに当たり、保険料(税)率を都道府県条例においても定めることができるよう、法令を改正いただきたい。
- ②都道府県条例においても、保険料(税)率を定めることができるようにするための、手順、手法及び保険料(税)率改正をどのタイミングで都道府県条例に切り替えるのか等の段階的な進め方について、市町村の意見聴取の機会確保や全国一律ではなく、それぞれの地域の保険料(税)率統一の進捗も踏まえ、より具体的に示していただきたい。

具体的な支障事例

保険料(税)率については、市町村の条例で定めることとなっている。そのため、市町村ごとに国民健康保険(税)条例を改正し、市町村議会の承認を得る必要がある。

埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」において、令和6年度に納付金ベースの統一、令和9年度に収納率格差以外の準統一、令和12年度に完全統一を目指している。

令和9年度の準統一後は、県が定める市町村ごとの標準保険料(税)率に保険料(税)率を合わせる必要があるため、市町村の政策的判断により保険料(税)率を定める余地がなく、市町村条例で定める意義が見いだせない。

また、保険料(税)率の増は、市民生活に直接影響を及ぼすことから、議会において否決される可能性もあり、都道府県内統一に関する将来的な支障として懸念される。

保険料(税)率が改正できなかった場合、市町村は、改正されなかったことによる税収減を他の財源で補填する必要があるが、準統一後は一般会計からの繰入れができなくなることから、都道府県から資金を借り入れて補填するしかない。当該借入金の償還のため、将来的に県内の他市町村よりも高い保険料(税)率を設定しなければならない可能性もあることから、結果として市民の負担が増えることになる。

【補足】

後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療広域連合が保険料を決定し、徴収を市町村が行い、徴収した保険料は、納付金として広域連合に支払っている。

同制度では市町村は保険者となっていないが、保険料(税)率統一後の都道府県と市町村の役割分担の参考になると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①全市町村が行う条例改正事務が都道府県に集約され、市町村の業務量が軽減されることにより、他の業務に注力することができ、結果として市民サービスの向上につながる。
- ②その一方で、都道府県の負担が増えることとなるが、国民健康保険制度の都道府県単位化の趣旨を考えると、財政の責任主体である都道府県が保険料(税)率を決定し、市町村は引き続き、保険料(税)の賦課・徴収、資格管理、給付、保健事業等を実施する形の方が、都道府県の本来の役割を果たせると考える。
- ③準統一後に保険料(税)率が改正できなかった場合、都道府県から資金を借り入れて補填する必要があるが、将来発生するおそれのある支障として市町村の不安となっていたが、それが解消される。

根拠法令等

国民健康保険法第 76 条、地方税法第 703 条の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、前橋市、太田市、館林市、木更津市、相模原市、堺市、安来市、広島市、大野城市、熊本市、鹿児島市

○当県では、第3期県国民健康保険運営方針の中で令和 11 年度に納付金ベースの統一を実施し、令和 12 年度からの第4期運営方針中に完全統一を実施することを目指している。完全統一となった場合、市町村に保険料を定める裁量はなくなることから、都道府県の示す税率に基づき、県内の全市町村が条例の改正を行う必要が毎年生じることから負担が増える。完全統一後は、提案団体の補足にあるように後期高齢者医療広域連合の制度と同様に都道府県と市町村の役割を定めた運用を希望していることから賛同するもの。

○当県においても「県国民健康保険運営方針」において、令和 11 年度を税率統一の目標年度として定め、現在、県と市町村で統合に向けた検討を進めているところである。税率統一に際し、短期的・財政的にみると統一が不利となる自治体(医療費指数が低い、収納率が高いなど)においては、市町村議会の議決権の発露として統一税率を採用されない可能性があることから、国民健康保険制度における財政運営の責任主体たる都道府県条例で定めることが適切と考える。

○(求める措置の具体的内容①について)当府内においては、令和6年度から保険料率が完全統一となっている。保険料の賦課限度額については、府内統一基準で定められており、軽減判定所得については政令により定められるものである。これらは、国民健康保険法第 81 条の規定に基づき条例で定めることとされているため、現在市町村条例で定めているが、今後都道府県単位で国民健康保険事業を行っていくことを考えると、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得についても都道府県条例において定め、改正することが適切であるため、併せて追加することを要望する。

○当市においても、県とともに保険料水準の統一(完全統一)を目指しており、提案団体と同様、県内統一の保険料(税)率を設定する際には、市条例の改正が必要となり、条例により国民健康保険税率を定めている県内自治体が同時期に条例を改正する必要があるため、都道府県の条例において保険税率を定めることを可能とすることで、効率的に保険料水準の統一をすすめることができる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

国民健康保険は、平成 30 年度から都道府県と市町村をともに保険者と位置づけ、都道府県を財政運営の責任主体としつつ、保険料及び国民健康保険税(以下「保険料(税)」という。)の賦課・徴収については、これまで市町村が実施してきたものであり、平成 30 年度改正法においても引き続き市町村がその役割を担うものとしたところである。

ご提案を実現するには、都道府県と市町村の役割分担について平成 30 年度改正法の趣旨を踏まえた上で法的な位置付けを含め改めて抜本的な整理を行う必要があるが、現在、保険料(税)水準の統一に向け、各都道府県が取組を進めている状況下で、こうした見直しを行うことは現実的ではない。

また、市町村及び都道府県双方において、保険料(税)の賦課・徴収に関して大幅なシステム改修が必要となるが、国民健康保険に関する事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第 40 号)に規定する標準化対象事務であり、令和8年度までにシステム標準化に対応する必要があるところ、これと並行して大規模なシステム改修を行うことは困難であることから、現時点での対応は困難である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	2
(管理番号	2)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

マイナポータルにおいてふるさと納税の寄附上限額を示すこと

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナポータル上の個人住民税の欄に、マイナポータル上で保持している前年度の個人住民税の所得割額等の額から、ふるさと納税寄附上限額を示すことを求める。

具体的な支障事例

住民のふるさと納税の寄附上限額の確認については、市町村の窓口で行う方法が基本とされているところ、ふるさと納税の普及に伴い、市町村の窓口での照会件数が多くなっており、市町村にとって大きな負担となっている(件数:約500件/年、所要時間:10分/件)。
民間のふるさと納税ポータルサイト上に、ふるさと納税の寄附上限額のシミュレーションがあるものの、信憑性の観点や手間がかかることから、市町村の窓口を確認を行う方がほとんどとなっている。また総務省ホームページの「ふるさと納税ポータルサイト」に「寄附金控除額の計算シミュレーション」コーナー等が掲載されているものの、住民本人の所得状況等のあてはめが必要で、手間がかかる。結果的に、市町村に問い合わせることがほとんどとなっている。多くの場合は、本年中の所得状況が不明なため、前年中の所得状況であった場合、寄附上限額はいくらかといった問い合わせが多くなっており、マイナポータルにおいて前年中の個人住民税情報が掲載されているならば、それを活用して、住民にふるさと納税の寄附上限額を示していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ふるさと納税上限額について、調べなくてもわかるようにしてほしいと市民からの問合せが多くある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナポータル上でふるさと納税の寄附上限額の参考値をいつでも、どこでも知ることができるようになることで、市民の利便性が向上するとともに、市町村への問合せが減少し、窓口負担が軽減される。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、八王子市、半田市、津島市、京都府、城陽市、広島市、熊本市、山鹿市

○電話や窓口におけるふるさと納税の寄付金上限額照会への対応は手間がかかることから通常業務にも支障をきたすため、民間の試算サイトで算出するよう案内している。マイナポータルで試算できるようになれば問い合わせ件数の減少も見込まれ、事務負担が軽減すると思われる。

○当市においても、ふるさと納税の問い合わせが年々増えている状況である。また、各種サイトなどで、上限額について説明しており、詳細は市町村に確認するよう指示があることから、今後も増えていくことが想定されるので、納税者自らが確認できる手段があることが望ましい。

○ふるさと納税の寄附上限額の確認については、照会件数が多く、大きな負担となっている。総務省ホームページの「寄附金控除額の計算シミュレーション」は簡易シミュレーションであり、詳細なシミュレーションができないことに問題があるので詳細なシミュレーションに変更することも併せて要望する。

各府省からの第1次回答

マイナポータルでは、マイナポータルの機能を外部サイトで活用できるようにマイナポータル API という形でサービスを提供しており、その活用も考えられるが、外部サイト上において前年の個人住民税に関する情報をもとにふるさと納税の寄附上限額を試算し、表示させることについては、あくまで前年の個人住民税に関する情報をもとにした試算であり、当年のふるさと納税の寄附上限額を計算できるものではないことやシステム開発等が必要となること等に鑑み、費用対効果も含めて慎重な検討が必要である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	23
(管理番号	23)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

クラウドサービスの利用契約について長期継続契約を可能とすること

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 234 条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第 167 条の 17 に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)に、クラウドサービスの利用契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地方自治法における長期継続契約においては、対象となる契約が限定されている中で、ソフトウェアのライセンス契約については令和2年 12 月 22 日付総務省通知「ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について」において長期継続契約が可能である旨の見解が示されているが、クラウドサービスの利用契約については明示されていない。

【支障事例】

クラウドサービスは電気やガスの供給と同様に解約の申し出をしなければ自動更新が行われることが商慣習上一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理が生じている。

また、ハードウェアの賃貸借については長期継続契約が認められているが、IaaS などのクラウドサービスを利用する場合、長期継続契約が認められず、単年度契約もしくは債務負担行為の設定が必要になることは合理的ではない。

【制度改正の必要性】

複数年継続の契約を締結することで、システムの安定稼働、サービス利用料の削減及び事務負担の軽減が見込まれる。

【支障の解決策】

契約の実態等に即して、クラウドサービスの利用契約についても、ソフトウェアライセンスの契約と同様に長期継続契約締結の対象となる旨を明示していただくことで、地方自治法施行令第 167 条の 17 の「条例で定めるもの」の対象として長期継続契約を締結できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

複数年契約を前提としている場合に、単年度毎に契約する手間が無くなることから、行政及び契約の相手方で

ある事業者は契約書を取り交わすための手間や費用負担が無くなるなどの事務の効率化につながる。長期継続契約前提で入札等ができるようになり、契約期間が長期となることによる割引効果が見込まれる。

根拠法令等

地方自治法第 234 条の 3、地方自治法施行令第 167 条の 17、令和 2 年 12 月 22 日付総務省通知「ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、さいたま市、荒川区、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、新潟市、浜松市、堺市、小野市、福岡県、佐世保市、熊本市

○複数年契約を前提としている場合に、単年度毎に契約する手間が無くなることから、行政及び契約の相手方である事業者は契約書を取り交わすための手間や費用負担が無くなるなどの事務の効率化につながる。

○履行期間が年度初めから年度末まで継続的に利用するクラウドサービスについて、毎年度当初に契約事務を行っている。長期継続契約が認められれば前年度中に契約行為が可能となり、事務負担の軽減になることが見込まれる。

○現状、当市でも普及・一般化の進みつつある各種クラウドサービスについて、地方自治法および総務省通知では長期継続契約対象ではないとの見解である。こうした状況下で必要な案件については当市の長期継続契約とする契約を定める条例のうち「その他市長が等に必要と認める契約」として別途関係部署の合議をもって長期継続契約としているが、関係課間の調整や決裁事務に係る負担が生じ、非効率であると感じている。

○地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化が進められるなど、今後、ガバメントクラウドなどを活用することが日常的となり、その利用も長期的なものとなる傾向にあることから、クラウドサービスの利用契約についても長期継続契約の対象となることに賛同する。

○提案団体からもあるとおり、クラウドサービスの利用契約が長期でない場合は割引効果が見込めず、結果的には、公契約における最も有利な条件が採用できていない状況が生じている。なお、長期継続契約が可能とされる場合においては、業者に対して広く機会を提供し、競争性を担保する必要もあることから、契約の期間に係る基準を慎重に検討する必要があるものとする。

各府省からの第 1 次回答

地方自治法施行令第 167 条の 17 では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」について、長期継続契約を締結できるものとしているところ、クラウドサービスの利用契約は同条に規定する役務の提供に該当すると考えられるものであるが、具体的な契約の内容を踏まえ、当該契約がその性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものと判断した上で、同条の規定に基づき必要な条例が制定されている場合においては、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約を締結することは可能であると考えられる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	25-1
(管理番号	25)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

ふるさと納税返礼品に係る審査の効率化等

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、堺市、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

ふるさと納税返礼品審査の基準適合性等の確認に必要な項目がフォーマット化されたオンライン審査システムを構築し、地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申出を行えるようにすることを求める。
また、審査済返礼品について総務省において登録番号を付番し、データベース化し、類型に該当する理由などの返礼品に係る情報について国民が閲覧可能なものとするともに、総務省において付番された番号を寄附募集ポータルサイトに掲載することを地方団体に義務化し、未審査返礼品について寄附募集を不可とすることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

追加返礼品の審査方法は、都道府県が市町村から提出された Excel ファイルを総務省への提出日ごとに目視手作業で1シートに結合し、メール提出するものである。

総務省からは、提出日ごとに提供の可否と疑義照会が混在した審査結果の連絡があり、その結果を市町村へ展開する際には、再度都道府県で市町村ごとに切り分ける必要があるため、一連の結合・分割・送信作業に半日を要する等事務負担が大きく、人為的ミスによる情報漏洩リスクの他、審査状況の進捗管理が煩雑となっている。

指定申出様式等の「類型に該当する理由」欄が自由記載のため、必須項目の漏れが生じるだけでなく、当該項目以外にも総務省から追加的に記載を求められる場合がある他、告示基準と総務省のQAの内容の濃度の乖離が大きく、他事例への当てはめが困難で、総務省の審査基準が不明確かつ過去に確認した解釈が変更されることもある。市町村分は都道府県においてヒアリングを行った上で総務省に提出することとされているが、実態として、都道府県において基準やQA、過去事例に基づき市町村へのヒアリング等を行った上で総務省へ提出しても、約60%が疑義有として総務省から指摘を受けている。

返礼品は増加傾向にあり、膨大な数の審査依頼が総務省に集中するため、総務省の審査に時間を要し(最大5カ月程度)、審査完了まで寄附募集が行えず機会損失に繋がっており、不合理かつ非効率的な現状になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

システム化を行い、地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申出を行うことで都道府県の目視手作業が無くな

り、人為的ミスによる情報漏洩リスクの低減及び事務負担の軽減等が図られる他、類型ごとに必須項目等がフォーマット化された審査システムとすることで入力漏れ等が無くなり、疑義照会件数等が削減され、総務省でもシステムに蓄積された過去の類似事例から審査・疑義照会が行えるようになることで、審査業務の平準化・効率化が図られ、審査期間の短縮が期待できる。

審査システムにAI学習機能や疑義照会対応のチャットボット等を搭載すれば、審査業務の効率化、審査の公平性の向上及び事務負担の軽減等も期待できる。

返礼品に係る情報が開示され、審査済のもののみ寄附募集が行えるようになれば、審査の透明性が向上し、不公平感が解消される。

各地方団体において地場産品基準が定められた趣旨に沿って個別の判断を行うという本来の制度に則した制度運用が行われるものと考えている。

根拠法令等

地方税法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、地方税法施行規則第 1 条の 16 第 1 項、第 1 条の 17 第 1 項、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和 5 年 6 月 27 日付け総務省第 65 号総務省自治税務局市町村税課長通知)、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A について」(令和 5 年 7 月 21 日付け総務省第 80 号総務省自治税務局市町村税課長通知)、「ふるさと納税制度の適正な運用について」(令和 5 年 9 月 28 日付け総務省第 100 号総務省自治税務局市町村税課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、長野県、豊橋市、津島市、小牧市、豊中市、奈良県、島根県、砥部町、福岡県、熊本市、山鹿市

○追加返礼品の確認に時間を要しているため、特に季節商品や生鮮食品等出荷できる時期に制限がある商品に対しては機会損失になってしまうことも少なくないことが現状である。疑義が生じている返礼品に関しては、類型に該当する理由や詳細な説明を求めることで地場産品基準を保全するため時間を要することについては理解できるが、1号該当品など、明らかに地場産品基準に反していないと判断できる製品に関しても同様に時間を要している。

○当県は市町村数が多いため、毎月の市町村からの提出 Excel ファイルの審査、取りまとめに最低 3 日、総務省からの回答の切り分け等にも 1 日程度の時間を要し、その後の進捗管理も大きな負担となっている。

○市町村分の返礼品指定にかかるリスト提出や疑義照会について、県がとりまとめ等をおこなっており、市町村ごとに対応が必要となっているため、事務負担が大きい。また、指定申出様式等の「類型に該当する理由」欄が自由記載であるが、総務省から追加的に記載を求められる場合が多く、告示基準と総務省の QA の内容の濃度の乖離が大きく、疑義照会への対応は大変苦慮している。

各府省からの第 1 次回答

ふるさと納税の返礼品等については、各地方団体からの声も踏まえ、その申請様式の見直しを行ってきており、今年度の指定申出にあたっては、回答すべき内容の明示や、記載例の充実等を見直しを行ったところ。

また、返礼品等の確認作業のシステム化については、今年度、一部の地方団体の協力を得て、試行的に運用を行うこととしており、その結果を踏まえて検討を行ってまいりたい。

なお、返礼品等の地場産品基準への該当理由等についての説明は、当該返礼品等を提供する各地方団体の HP や返礼品等を掲載しているポータルサイト上において、掲載されるべきものと考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	25-2
(管理番号	34)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

ふるさと納税の返礼品に係る事前確認期間の短縮

提案団体

福井市、秋田県、栃木県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

令和5年10月1日からの指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等について、総務省による事前確認が円滑に行われるよう運用の改善を求める。
例えば、毎月1日に都道府県を通じて総務省に提出された確認書については、遅くとも当該月末までには総務省から確認完了の連絡が行われるようにしてほしい。

具体的な支障事例

【現状】

総務省の事前確認に時間がかかっている

- 令和5年10月以降、新たに提供を開始しようとする返礼品については、総務省において指定基準に適合するかどうかの確認を行う観点から、事前にその内容について届け出ることが求められるようになった。(総務省通知_令和5年9月28日付け総税市第100号「ふるさと納税制度の適正な運用について」)
- 市町村から都道府県を経由して総務省に提出してから確認が終了するまでに約3か月かかっている。
- 総務省からは確認を終えるまでの間は返礼品の提供を行わないよう求められている。(令和5年9月29日「総務省オンライン説明会」にて同趣旨の発言あり)

【支障事例】

スムーズな返礼品の提供ができないことによる地域の魅力の発信機会の逸失

- 季節商品(例…越前がに、漁期:11月6日～翌年3月20日)の場合、総務省の確認を待つまでの間にその旬の期間を逸してしまう場合もある。
- 上記のように、総務省の確認に長期間を要することで、返礼品提供事業者が参入しにくく、自治体の魅力を伝えるはずの地場産品を確保しにくい状況となっている。
- これらの結果、ふるさと納税制度を活用した地域の魅力の発信を十分に行えない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

時機を逸することなく返礼品を提供できる環境が整備されることで、返礼品提供事業者にとって参入しにくい状況が緩和され、自治体の魅力を伝える地場産品が充実し、ふるさと納税制度を最大限活用することが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、秋田市、いわき市、佐野市、高崎市、長野県、名古屋市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、亀岡市、城陽市、豊中市、寝屋川市、大阪狭山市、島根県、大牟田市、山鹿市、鹿児島市

○返礼品提供事業者が季節性の返礼品を準備しようとしても、総務省からの回答がいつ来るか見込めないため、商品企画を立てにくいとの声がある。

○現状では、総務省から回答が返ってくる目安すら示されていない状況であるので、事業者から返礼品掲載時期について問い合わせがあっても答えられない。

○返礼品提供事業者からも、総務省の審査に時間がかかると、海産物などの季節商品の提供の時期を逸する可能性があり、返礼品の提供に差し支えがあると意見あり。事前確認期間の短縮で、返礼品事業者の機会損失を防ぐことができる。

○総務省での事前確認期間に1～2ヶ月はかかっており、疑義照会・修正対応が必要なケースは、確認終了までに更に時間を要しており、寄付募集の機会損失につながっている。

地場産品基準の告示・現 QA では、疑義照会・修正対応が必要となっているケースが多く、大きな事務負担となっている。

○総務省の確認に時間を要することにより、季節商品（石油ストーブ等）の時機を逃がすなど、地域の魅力発信の機会を逸失するケースが発生している。

○特に季節商品等について、時期を逸することなく提供できるよう、早期の事前確認を希望します。

○総務省の事前確認に約2ヶ月、質問等のやりとりが生じた場合はさらに約2ヶ月かかっており、昨年10月に事前確認を依頼した商品の確認がまだ終わっていない現状がある。

提案団体からの支障事例に加え、特に市が積極的にアプローチして商品等を提供いただくこととなった事業者が、長期に待たされることにより返礼品提供の意欲を失う懸念がある。

その結果、ふるさと納税制度を活用した地域の魅力の発信がスムーズに行えない。

また、都道府県を通じ、メール本文ベタ打ちで「確認済」の回答があるのみであり、事前確認待ちが長期化・増加すれば、済・未の管理が難しい。

以上のことから、総務省による事前確認の運用の改善を求める。

○【現状】

総務省の事前確認に時間がかかっている

・令和5年10月以降、新たに提供を開始しようとする返礼品については、総務省において指定基準に適合するかどうかの確認を行う観点から、事前にその内容について届け出ることが求められるようになった。（総務省通知_令和5年9月28日付け総税市第100号「ふるさと納税制度の適正な運用について」）

・市町村から都道府県を経由して総務省に提出してから確認が終了するまでに約3か月かかっている。

・総務省からは確認を終えるまでの間は返礼品の提供を行わないよう求められている。（令和5年9月29日「総務省オンライン説明会」にて同趣旨の発言あり）

【支障事例】

スムーズな返礼品の提供ができないことによる地域の魅力の発信機会の逸失

・季節商品（例…おせち料理）の場合、総務省の確認を待つまでの間にその旬の期間を逸してしまった。

・上記のように、総務省の確認に長期間を要することで、返礼品提供事業者が参入しにくく、自治体の魅力を伝えるはずの地場産品を確保しにくい状況となっている。

・これらの結果、ふるさと納税制度を活用した地域の魅力の発信を十分に行えない。

○総務省の返礼品審査に時間を要し、その間、事業者は返礼品の提供を行えないため、催促の連絡を受けることがある。

審査事務をシステム化するなど、効率化・迅速化を図るとともに、地場産品基準に該当する理由を一定程度フォーマット化するなど、基準への該当が明白な返礼品は直ちに審査完了となるような運用をしていただきたい。

○当市では新規返礼品の申し出がある度に茨城県を通じて照会を行っており、確認に1か月以上の時間を要しているものもある。期間限定の商品など、スピード感をもって対応すべきものもあることから、確認期間については、見直しを行っていただくことが望ましいと考える。

○当市の返礼品についても、これまで、申請から登録まで、最大3か月が経過したものもある。

こうした、登録の遅滞により、返礼品事業者からの問い合わせ対応が発生する他、せっかく新たな返礼品を開発しても、その登録までの期間の経過により、時機を逸してしまうなどの課題が生じている。

各府省からの第1次回答

指定対象期間開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、全国からこれに該当する返礼品等として提出された数が約24万件と膨大な数となっており、確認作業に時間を要しているところ。返礼品等については、毎年指定申出の際に全て提出してもらうことが原則となっていることから、まずは、指定申出の際に提出することをご検討いただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	25-3
(管理番号	89)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

ふるさと納税の指定申出手続等における事務手続のシステム化等

提案団体

大阪府、山形県、福島県、栃木県、岐阜県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

ふるさと納税の指定申出手続等において、市町村が提出する返礼品等の内容に関する書類について、提出及び確認作業をデジタル化・システム化すること。あわせて、市町村から提出された当該書類について、都道府県が行う確認等を自動化・省力化すること。

具体的な支障事例

返礼品等の内容に関する書類はエクセルファイルが用いられており、都道府県は市町村から提出されたファイルを目視手作業で1つのファイルに結合して国に提出している。国に提出後、国から質問事項等が付記されたファイルが都道府県に返送されてくるが、都道府県はこれを市町村ごとに分割して該当市町村に送付する作業を行っている。一連の結合・分割・送信の作業に少なくとも約半日を要するなどロスタイムが生じている上、作業の過程でミスが起きやすい状況になっている。

市町村から国への申請は都道府県経由で行うこととなっており、都道府県には市町村から提出された書類の内容について確認が求められているが、とりわけ返礼品等に関する内容については返礼品1点ごとに確認を要する(当府での指定申出の場合、約2万2千件)上、各返礼品が地場産品基準に該当する理由の確認に当たっては、当該理由欄が自由記述形式であるため、国が求める必須記載事項が網羅されていることや、十分な説明がされていること等について精査を要し、確認作業はもとより記載漏れや説明不足等による市町村への疑義照会や修正対応も重い負担となっている。また、各返礼品が地場産品基準に適合しているかについても、告示やQ&Aで一定程度は示されているものの、多種多様な返礼品の形態を網羅しきれないことから、当てはめが困難なケースも多く、確認作業や市町村への説明に大きな負担が生じている。

今年度(令和5年度)から、指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、随時、総務省において必要な確認を行うため、あらかじめ、所定の様式により都道府県を経由して提出するよう通知されており、これまで以上に市町村からの催促等の問い合わせや国へ提出後の進行管理等に対応する必要が生じており、大きな事務負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

年度途中に新たに返礼品の申出をする際などは、確認完了までに時間を要し市町村や業者において月単位の待ち時間が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

返礼品等の内容に関する書類の確認事務の多くをシステム化、自動化することで、確認完了までの時間が大幅に短縮し、返礼品を迅速に提供できる。

システム化と同時に、都道府県が行う返礼品等の内容に関する書類の確認作業が自動化されることで、都道府県が行っている手作業が軽減され、作業ミスリスクが低減される。

根拠法令等

地方税法施行規則第1条の16第1項及び第1条の17第2項第4号、「ふるさと納税制度の適正な運用について」(令和5年9月28日付け総税市第100号総務省自治税務局市町村税課長通知)、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和5年6月27日付け総税市第65号総務省自治税務局市町村税課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、いわき市、茨城県、長野県、豊橋市、津島市、小牧市、豊中市、奈良県、島根県、宇和島市、熊本市

○当市においてもふるさと納税の指定申出手続き(返礼品等の内容に関する書類作成)事務を行うに当たり、提案団体が示すように、基準が多種多様な返礼品を網羅していないことから、地場産品該当理由の入力に多くの時間を要している。また、県からの疑義照会や国からの指摘が一貫しておらず、その都度、返礼品該当理由の見直しを行う必要があり、事務負担を招いている。

○当県は市町村数が多いため、毎月の市町村からの提出 Excel ファイルの審査、取りまとめに最低3日、総務省からの回答の切り分け等にも1日程度の時間を要し、その後の進捗管理も大きな負担となっている。

○市町村分の返礼品指定にかかるリスト提出や疑義照会について、県がとりまとめ等をおこなっており、市町村ごとに対応が必要となっているため、事務負担が大きい。また、指定申出様式等の「類型に該当する理由」欄が自由記載であるが、総務省から追加的に記載を求められる場合が多く、告示基準と総務省のQAの内容の濃度の乖離が大きく、疑義照会への対応は大変苦慮している。

○当市の返礼品についても、これまで、申請から登録まで、最大3か月が経過したものもある。こうした、登録の遅滞により、返礼品事業者からの問い合わせ対応が発生する他、せっかく新たな返礼品を開発しても、その登録までの期間の経過により、時機を逸してしまうなどの課題が生じている。

各府省からの第1次回答

ふるさと納税の返礼品等については、各地方団体からの声も踏まえ、その申請様式の見直しを行ってきており、今年度の指定申出にあたっては、回答すべき内容の明示や、記載例の充実等を見直しを行ったところ。また、返礼品等の確認作業のシステム化については、今年度、一部の地方団体の協力を得て、試行的に運用を行うこととしており、その結果を踏まえて検討を行ってまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	26
(管理番号	26)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

自治体情報システム標準化後の税務システムによる敷地権設定土地に係る価格等情報の通知を可能とすること

提案団体

東京都、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

自治体情報システム標準化後において、税務システムにより、敷地権設定土地に係る価格等情報が適切に通知されるよう、当該システム標準仕様書の見直しを行うこと。

具体的な支障事例

市町村は、都道府県に対して不動産取得の事実に関する通知を行う義務がある。(=取得通知)
「自治体情報システム標準化」後は、税務システムに搭載される取得通知出力機能を用いて、電子データが提供される想定である。
しかし、敷地権設定土地に関しては、現在の標準システムの仕様上、取得通知の作成が不可能であることが判明している。(=区分家屋の情報のみが通知され、家屋と共に課税対象である土地の情報が通知されない。)
このことは、各市町村が敷地権設定土地を一般土地(=敷地権設定されていない土地)とは異なる仕様で管理していることに起因している。(現状、敷地権設定土地は、「所有権移転情報(移転の日付、原因等)」を逐一登録する仕組みを採っておらず、各市町村(各ベンダー)は、この現状を前提とした仕様でシステム設計を行っているため。)
システム標準化は原則として、令和7年度中の実現を目指しているため、現段階で仕様変更を行うことは困難であるものの、敷地権設定土地の価格等情報を個別にやり取りすることは、市町村及び都道府県双方にとって多大な負担となる。
したがって、市町村におけるデータの管理・保有状況等を確認の上、最小限の事務負担で敷地権設定土地の価格等情報が通知可能となるよう標準仕様書の見直しを御検討いただきたい。具体的には、以下の2点である。
①敷地権設定土地に関する情報を管理する「共有土地台帳」に、固定資産課税台帳と同様に、登記情報の登録を逐一行うこと
②敷地権設定土地に係る通知(承継取得通知(土地))の作成については、「共有土地台帳」を参照先に指定し、データを抽出すること
なお、①を実現するためには、法務局から受領する登記済通知データについて、敷地権設定土地の権利登記情報も税務システムへ取り込めるようにしなければ、市町村での登録作業の負担が標準化前より増えることになるため、当該データ取込みを必須条件としていただきたい。ただし、敷地権設定土地の多寡は市町村により大きな乖離がある(大規模市街地の所在する市町村に偏在する)ため、対象を限定した対応(オプション機能とするなど)を行うのが合理的であると考えます。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同様の支障は全国の市町村で発生することが見込まれるため、全国的に生じ得る支障を未然に防止することができ、地方自治体の効率的な課税事務が可能となる。

根拠法令等

地方税法第 73 条の 22

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、茨城県、高崎市、川崎市、豊橋市、兵庫県、島根県

—

各府省からの第 1 次回答

税務システム標準仕様書【第 3.0 版】において、区分所有家屋と当該区分所有家屋に関する敷地権設定土地の所有者情報が連動する機能（機能 ID 0120007、0120008）を標準オプション機能として機能要件化している。本機能を実装することで、区分所有家屋の所有者異動に伴う、敷地権設定土地の所有者異動が台帳上管理されることとなるため、自治体情報システム標準化後は、敷地権設定土地に係る価格等情報が適切に通知されることとなると想定している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	27
(管理番号	27)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っている。

当団体における令和2～4年実績として、課税部門においては、自動車税に係る請求について年間 500 件程度、特別区の固定資産税に係る請求について年間 10,000 件以上、及び個人事業税に係る請求について年間 100 件程度の戸籍資料の公用請求を行っている。また、滞納整理部門においても、年間 29,000 件程度の公用請求を行っている。

【支障事例】

郵送による戸籍資料の公用請求は、請求してから回答までに1か月程度要することもある。また、被相続人が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合には、相続人を特定するまでに数か月かかる事案もあり、相続人調査に多くの時間と郵便費用を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍情報連携システムについて、住民基本台帳ネットワークシステムと同じように都道府県の利用が認められることで、都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。

根拠法令等

戸籍法第 10 条の 2 第 2 項、第 118 条、第 120 条の 2 第 1 項第 2 号、地方税法第 14 条の 18、第 20 条の 11、第 72 条の 50、第 146 条、第 343 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市

○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	30-1
(管理番号	30)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。
また、上記の実効性を高めるため、国の機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務は住民基本台帳法における別表で規定されており、別表に記載されていない事務については各市区町村等に対する公用請求により情報を取得する必要がある状況。

【支障事例、制度改正の必要性】

当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから(請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件)、円滑な事務執行の支障となっている。

公用請求の中には対象者の最新住所を調査する趣旨の案件も少なくなく、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による情報取得で事足りるにもかかわらず、住民基本台帳法別表に当該事務の記載がないことにより各機関は市区町村等に公用請求による情報取得をせざるを得ないという実態がある(例:更生保護法第30条、河川法第75条及び第77条、道路運送法第4条及び第38条を根拠とする事務等)。

【支障の解決策】

以下の解決策を提案する。

- ・現状の国の機関や市区町村等の事務の実態に即して、住民基本台帳法別表の見直しを行う。
- ・国の機関や市区町村に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を行う。

上記により、住民基本台帳ネットワークシステム利用拡大のための門戸を広げることができ、その周知により住民基本台帳ネットワークシステムの利用促進を図ることができることから、支障の解決に寄与するものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務が拡大され、公用請求自体の件数が減少することにより、公用請求に対応する各市区町村の事務負担の軽減に寄与するものとする。

また、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報取得が可能な事務が拡大されることにより、各機関が公用請求を行う事務負担及び郵送等に係る期間及び費用が軽減され、各機関の負担軽減にも繋がるものと考えられる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 9、第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12、第 30 条の 15、第 30 条の 23、第 30 条の 28、第 30 条の 30

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

- 年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。
- 公用請求については書類の審査、発行、照会、交付と手順を経て対応しているところであるが、利用可能な事務が拡大されることにより当課の対応にかかる事務が軽減されるだけでなく、担当部署においても当課からの交付を待つことなく自庁において処理を進めることが可能となり、双方にメリットがあると考えられる。
- 本市では、年間約 15,000 件の住民票等の公用申請を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから、円滑な業務執行の支障となっている。
- 本市では 46,000 件超の公用請求を処理しており、多くの時間を要していることから円滑な事務執行の支障となっている。公用請求の中には対象者の住所の調査も多く、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能になれば、処理件数も削減でき、請求する側もされる側も業務の効率化が図られる。
- 本市においても、住民基本台帳関係の公用請求が年間約 1 万件あるため、事務が逼迫している。

各府省からの第 1 次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。

また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	30-2
(管理番号	108)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政手続における住民票(写)の提出を不要とすること及び当該システムの活用可能事務の拡大

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

本人確認書類として住民票(写)の提出を求めている行政手続について、住基ネット情報を用いて住民票情報を確認することによって、申請者からの住民票(写)の提出を不要とすることを可能としていただきたい。
住民基本台帳法で規定されていない事務においても、住基ネットシステムの利用を通じて最新の住所確認等を行えるよう、住民基本台帳法の規定を見直すことを求める。

具体的な支障事例

自治体が窓口となって受け付けている行政手続の中には、申請者の居所を証明する書類として、社会通念上一般的な運転免許証の提示やその写しではなく、住民票(写)の提出を求めているものがあるが、住民票(写)に記載されている情報は、その自治体の居住者であれば、住基ネット端末で確認できることから、取得に手数料のかかる住民票(写)をわざわざ提出させる意義が乏しく、申請者にとってもコスト面や手間の面で少なからず負担になっている。

住民基本台帳法で規定されていない事務における住民票情報の取得に関しては、各市区町村等に対して公用請求を行う必要がある。その目的としては、単に最新住所を確認するだけのものも多く、住基ネット情報の確認で足りるところを、現状は請求、返送とも紙でやり取りしており、双方の機関にとって負担になっている(例:更生保護法第30条の規定に基づき保護観察所から公用請求を受けるケース)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体が窓口となって受け付けている行政手続において、申請者が自らの住民票を取得する手間とコストが軽減されるほか、住民票の公用請求を行う自治体職員の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、第30条の23、第30条の28、第30条の30

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、郡山市、浜松市、豊橋市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島市

○行政手続において、住基ネットに必要な住民票情報が確認できることで、市民及び事務の負担が軽減される。

各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。
また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	31-1
(管理番号	31)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

条例公布時の長の署名について電子署名による方法を追加

提案団体

茨城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

災害時など登庁が難しい場合でも条例公布を行えるよう、条例公布時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法も可能とし、いずれかを各自治体の判断で選択できるようにする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地方自治法上、条例公布時の長の署名は自署に限られ、電子署名は認められていない。

「電子署名はその危殆化リスクから5年間の有効期限がある等の課題があることから、電子署名は現行の自署が果たす機能を代替し得ない」との見解がある。

【支障事例】

条例公布に係る事務については、紙を使用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない。

【制度改正の必要性】

災害時など登庁が困難な場合に条例の公布が不可能となることも想定されるところ、条例が県民の権利義務に関わるものである場合には、その適用ができず県民生活に深刻な影響を及ぼす可能性がある(例:国の税制改正に伴い、3月末に専決処分により県税条例を改正、4月1日施行が必要な場合において、条例が公布できないとき等)。

【支障の解決策】

電子署名の有効期限の課題については、長期署名(「電子署名」と「タイムスタンプ」とを組み合わせ、「タイムスタンプ」の有効期限を更新することによって、「電子署名」の長期にわたる有効性の確保を行うもの)によることで技術的に解決できるものと考えている。

なお、本提案は、自署を否定するものではなく、自署とするか電子署名とするかは、各自治体が選択できる制度を望むものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県は、原子力発電施設が、県庁から約20km(全国で2番目に近い立地)に位置していることから、仮に大規模な原発事故が発生したような場合には、県庁舎に近づくことさえできなくなる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

条例公布時の長の署名について電子署名による方法が可能となることで、条例公布に係る手続が全てデジタルで完結することとなり、行政の効率化に資する。

災害時など登庁が困難な場合でも条例の公布手続が遅滞なく完結できるようになり、県民生活への影響を回避

し、ひいてはデジタル・ガバメントの実現につながる。

根拠法令等

地方自治法第 16 条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、相模原市、浜松市、名古屋市、兵庫県、東温市、山鹿市

- 今後、公文書の電子化を進めるに当たり、支障となる可能性がある。
- 自然災害等の発生により、登庁が困難な場合でも公布手続が可能となるため制度改正が必要と考えるもの。
- 条例公布に係る事務については、紙を使用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない。
- 当県においても、文書事務を文書管理システムを用いて行っているところ、条例公布に係る事務については、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない状況にある。

各府省からの第1次回答

条例公布時に長の自署による署名を求めていることについては、国家戦略特区に関する「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集」において茨城県から提案があったことを受け、有識者等へのヒアリングを行いつつ法規における「署名」の意義を整理した上で、電子的な方法による代替が可能かどうか検討し、今年度中に結論を得ることとしている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	31-2
(管理番号	78)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

条例公布の手続について署名によらない方法を可能とすること

提案団体

徳島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、愛媛県、北九州市、福岡市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

行政のデジタル化の推進を図るため、地方自治法に基づく条例公布の手続について、署名によらない方法も可能とする法改正又は従来の法解釈の変更を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

条例の公布の手続については地方自治法において条例で規定すべき事項とされているが、「公告式条例準則」において「知事が署名しなければならない。」と規定されており、「署名」とは自署をいうと解されていることから、自署以外の方法は解釈上認められていない。

【支障事例】

デジタル化の時代における公文書管理の観点から、原則として、文書事務を電子決裁・文書管理システムを用いて電子的に行っているが、条例公布に係る事務については、長の自署を要するとされていることから、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できないという実態がある。

令和5年提案募集にて「条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加」について議論され、電子署名については、条例の原本の真正性を将来にわたって確保すること及び住民がその真正性を容易に確認することの2点が困難であるという観点から、提案は実現困難という回答が示された。

しかし、従来の紙媒体を正本とする公文書の管理から電子媒体を正本とする電子的管理に移行する中で、紙媒体による文書作成を前提とした「自署での署名」に限定している点は見直すべきものと考えられる。電子計算機を用いたシステムにおいて長が条例公布について決裁を行い、当システム上で決裁内容が記録される方法等により公布を行うのであれば、必ずしも紙媒体を用いた「署名」でなくとも当該公布手続の趣旨目的は満たされるように解される。

令和5年12月には官報の発行に関する法律が成立し国が発行する電子官報が正本として位置付けられるなど、デジタル化による行政の一層の業務の効率化が求められている中、上記の見直しは、「行政文書の電子的管理の基本的な方針」にも沿うものである。

【支障の解決策】

条例公布の手続について、長の署名による方法だけでなく、条例の原本の真正性を将来にわたって確保し、かつ住民がその真正性を容易に確認できる方法としてその他の適切な方法によることが地方公共団体の裁量により可能になれば、条例公布に関する事務について電子的に処理を完結することが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

長が障がいや疾病により自署が困難な場合であっても円滑に条例公布が可能となり、共生社会の実現に資するものである。また、公文書の電子的管理の促進による業務の効率化、改ざん防止、自然災害等の発生による公文書の滅失への防止にも繋がる。

根拠法令等

地方自治法第16条第4項、公告式条例準則及び地方自治法第一六条関係質疑応答集送付について(昭和25年7月14日付け自行発第129号地方自治庁行政課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、長野県、浜松市、愛知県、東温市、山鹿市、鹿児島市

○条例の公布に係る署名が自署に限定されている現状では、紙による処理をせざるを得ず、電子的方法により処理が完結できない。

○今後、公文書の電子化を進めるに当たり、支障となる可能性がある。

○自然災害等の発生により、登庁が困難な場合でも公布手続が可能となるため制度改正が必要と考えるもの。

○条例公布に係る事務については、長の自署を要するとされていることから、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない

○限られた時間の中、長とのスケジュール調整に苦慮している。原本の真正性を容易に確認できる方法について、署名に限らず地方公共団体の裁量が可能になることが望ましい。

○当県においても、文書事務を文書管理システムを用いて行っているところ、条例公布に係る事務については、紙媒体を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない状況にある。

○接触を避ける必要がある感染症に長が感染した際に、長の療養期間中、規則の公布ができないおそれがあった。

長の療養期間中に公布する必要のある規則だったことから、職員が感染対策をとった上で長の療養場所まで紙を持参して署名を得た。

今後、同様の事例が条例の公布の際にも起こりうるが、「電子計算機を用いたシステムにおいて長が条例公布について決裁を行い、当システム上で決裁内容が記録される方法」により公布を行うことができれば、同様の支障は生じないものと考えられる。

各府省からの第1次回答

条例公布時に長の自署による署名を求めていることについては、国家戦略特区に関する「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集」において茨城県から提案があったことを受け、有識者等へのヒアリングを行いつつ法規における「署名」の意義を整理した上で、電子的な方法による代替が可能かどうか検討し、今年度中に結論を得ることとしている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	32
(管理番号	32)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

普通交付税の後年度精算措置の期間延長

提案団体

茨城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

普通交付税算定時に見込む基準財政収入額のうち、法人二税等については、決算額と乖離が生じた場合に、差額分が翌年度から3年間1/3ずつ普通交付税の算定時に減算もしくは加算される仕組みとなっている。国において現行3年間の精算期間を2年間延長し、各年度の普通交付税算定額への減算影響を緩和するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

本県においては、特に令和6年以降、後年度精算措置を通じた普通交付税算定額について、多額の減算の影響が懸念されるが、自治体の喫緊の課題に適切に対応するため、毎年度、安定的な一般財源の確保が必要である。

<本県の令和5年分の令和6年精算予定額(12月積算ベース)>

- ・3年間精算の場合: △4,420 百万円(133 億円×1/3)
- ・5年間精算の場合: △2,652 百万円(133 億円×1/3)

毎年度、県から総務省に対し改正意見を提出しているが、改正が実現しないため本提案を提出するに至った。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

安定的な一般財源の確保により、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策など本県の喫緊の課題に適切に対応できる。

根拠法令等

地方交付税法附則第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、浜松市

○社会保障費の増加が見込まれる中、自治体が地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを実施するためには、毎年度安定的な一般財源が必要であるところ、多額の精算による減算の影響が懸念される。

○特に多額の減算が発生する場合には、現行3年間の精算期間が延長されることで、各年度の普通交付税算定額への減算影響が緩和され、安定的な一般財源の確保に働くと考えられる。

各府省からの第1次回答

精算の実施に当たっては、地方団体の計画的な財政運営に資するとともに、精算額を平準化させる観点から、単年度で精算するのではなく、3年度間かけて行うこととしております。

御指摘の事例につきましては、実際の税収額が基準財政収入額に対して上振れたことから、交付税額が過大に交付されている状態となります。こうしたケースは、普通交付税における精算制度が創設された昭和30年度以来、各地方団体において一般に生じておりますが、既に地方団体において制度が定着し、地方団体としても十分予見可能なものであり、財政運営における支障は生じていないものと承知しております。

なお、実際の税収額が基準財政収入額に対して下振れる場合については、交付税額が過小に交付されていることから、翌年度以降の精算により交付税額が加算されることとなりますが、当年度の資金を確保し、円滑な財政運営を確保する観点から、翌年度以降の精算に代えて、当該年度に減収補填債を起債することも可能となっております。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	37
(管理番号	37)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付事務費補助金に係る事務手続の見直し

提案団体

山口県、山形県、福島県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調査時及び実績報告時に提出する書類について、市町村での作成作業や都道府県での確認作業を円滑に行えるよう、以下のように要綱や様式の見直し及びデータ集計可能な仕組みの構築(システム構築(既存システム活用を含む)又はファイルの見直し)を行うこと。

- ①様式数やファイル数は極力少なくする
- ②合計欄や同一数値入力箇所は自動入力とするか自動チェック機能を持たせる
- ③要綱と様式の対応を明確化する
- ④要綱の対象経費に係る記載を分かりやすくする
- ⑤様式の記入方法を明確化する

具体的な支障事例

当該書類は、補助事業に要した費用を区分毎に計上し集計するもので、市町村からデータ提出があったものを都道府県で内容を確認した上でとりまとめて総務省にデータを提出しているが、以下のとおり要綱や様式が分かりにくいことや、紙での出力を前提とした様式で、データでの入力、集計、確認が困難であること等から、集計ミスや転記ミス等が起こりやすく、市町村での作成作業や都道府県での確認とりまとめ作業に時間を要している。

- ①補助対象経費ごとに様式が分かれており、経費を該当する様式に記載するが、様式数が多く(24 様式)、誤った様式への記載や経費の二重計上が生じている。
- ②ファイル数が多く(13 ファイル)、1つずつファイルを開くことに時間を要する他、提出が必要なファイルの添付漏れが生じている。
- ③個々の経費を入力する様式と集計様式が別ファイルであることから、集計様式において個々の経費を集計した数値が入る欄や他のファイルと同一の数値を入力する欄が自動入力ではなく手入力となっている。このため、市町村の担当者が数値を誤入力する事案が生じており、誤りがないか都道府県がアナログな方法により確認しており非効率である。
- ④様式別紙 12 については、別紙 12-1~別紙 12-10 に計上した経費を費目・品目等ごとに計上しなおす必要があり、自動集計が難しく手入力で作成されている。このため、作成に時間がかかることに加え誤入力が多く、また確認作業にも時間を要している。
- ⑤様式は要綱の対象経費の項目に対応して作られているが、要綱の番号と様式の記号が対応しておらず対応関係が明示されていない。このため、誤った様式への記載が生じている。
- ⑥要綱は、別紙1と別紙3の2か所に対象経費が記載されており、それぞれ同一内容のものもあれば似ているが同じではないものもあり、対象経費が分かりにくい。このため、対象外の経費の計上や本来計上すべき様式とは異なる様式への経費計上が生じている。
- ⑦対象経費の記載方法や、単価の計算方法など、様式への記載方法に明確なルールがない。このため、市町

村ごとに様式への記載の方法が異なり、チェックや集計作業の自動化の弊害になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

システム化（既存システムの活用を含む。）又は様式を変更することにより、都道府県職員が補助金様式等の確認作業に要している時間や市町村職員が様式作成に要している時間が削減され、業務効率化を図ることができる。

根拠法令等

マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱

令和5年度マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調及び対象経費見込調について（令和6年1月18日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡）

令和4年度マイナンバーカード交付事務費補助金の額の確定報告等について（令和5年3月24日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、宮城県、いわき市、白河市、茨城県、川崎市、相模原市、岐阜県、名古屋市、京都府、亀岡市、大阪市、豊中市、寝屋川市、鳥取県、安来市、東温市、大牟田市、熊本市、大分市

○要綱における補助対象経費がわかりづらく、様式も対象経費ごとになっており、関連する様式が連携されていないため、手入力となっていることから、作成に時間を要し、事務負担となっている。

○特に次の2点について、課題を感じている。

①提出書類について、取り扱う様式が多く（13ファイル24様式）、提出に必要なファイルの添付漏れや誤った様式への記載が少なくない。市町村に再提出を求める対応も負担となっている。

②①で述べた様式について、集計結果を記載する様式が、個々の経費を記載する様式とは別になっており、手入力であるためデータの転記ミスが起こりやすい。さらに、両様式を照らし合わせながら、それぞれの数値の整合性を確認するため、確認作業が煩雑で時間を要している。

以上を踏まえ、市町村・都道府県の負担軽減のため、提出様式の数の削減やそれぞれのファイルに自動入力・チェック機能を持たせるよう、見直しを求める。

○マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調査時及び実績報告時に提出する書類について、補助メニュー毎にファイル、シートが細分化されており、特に様式別紙12においては、別紙12-1～別紙12-10に計上した経費を費目・品目等ごとに計上しなおす必要があるため、対象経費の各補助メニューへの振り分け、記載、記載内容の確認に多大な時間を要している。特に、実績報告時は提出締切までの期間が短い中で、対応を求められているため、誤記載等が起こりやすい状況となっている。

○マイナンバーカード交付事務費補助金に係る所要見込額等調査時及び実績報告時に提出する書類について、市町村での作成作業や都道府県での確認作業を円滑に行えるよう、以下のように要綱や様式の見直し及びデータ集計可能な仕組みの構築（システム構築（既存システム活用を含む）又はファイルの見直し）を行うこと。

①様式数やファイル数は極力少なくする

②合計欄や同一数値入力箇所は自動入力とするか自動チェック機能を持たせる

③要綱と様式の対応を明確化する

④要綱の対象経費に係る記載を分かりやすくする

⑤様式の記入方法を明確化する

各府省からの第1次回答

マイナンバーカード交付事務費補助金については、単年度事業であり、また、補助対象経費が毎年度異なり得るものであるから、システム化は困難である。

一方、申請様式等については、自動計算の欄を増やす等、これまでも改善を行ってきたところではあるが、自治体の負担軽減に資するよう、御指摘を踏まえつつ、さらなる改善を検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	39
(管理番号	39)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

選挙結果に関する調査・報告事務に係る全国共通のオンラインシステムの導入等

提案団体

秋田県、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八郎潟町、大潟村、羽後町、山形県、三重県、大阪府、岡山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

選挙に関する「諸事項の調査」や「結果報告(確定報告)」等の照会において、各市町村が直接入力できる全国共通のオンラインシステムを導入すること等により、都道府県における集計事務や市町村の入力事務の効率化を図ること。
また、選挙に関する各種照会の内容を精査し、重複するなど不要な調査項目の削減について検討すること。

具体的な支障事例

国政選挙及び統一地方選挙が執行される際、総務省から各都道府県に対し、「諸事項の調査」や「結果報告(確定報告)」の照会など、当該選挙に係る各種実績等の報告依頼があるが、各都道府県は管内市町村の回答(エクセルデータ)を調査項目(エクセルシート)ごとに転記・集計・点検し、県計の1つのデータにまとめて総務省に回答する必要がある。その際、都道府県は調査項目数×市町村数の転記・集計・点検処理を行う必要があり、事務負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県による市町村集計事務が不要となるだけでなく、システムによるエラーチェックや自動集計等が可能となれば、市町村の回答入力事務の簡素化や国による全国集計の業務量の軽減が期待されるなど、選挙結果に関する調査・報告事務の効率化が図られる。

根拠法令等

公職選挙法第6条第2項
第26回参議院議員通常選挙に係る諸事項の調査について(令和4年6月16日付け総行管第404号総務省自治行政局選挙部管理課長)
参議院議員通常選挙に係る結果報告(確定報告)について(令和4年12月19日付け総行管第1098号総務省自治行政局選挙部長)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、宮城県、茨城県、相模原市、浜松市、守口市、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本市

○当県では市町村から提出されたエクセルの内容を、地域振興局が確認の上報告用のエクセルに転記し、その後選挙管理委員会で確認する作業を行っている。エクセルシート数十ページ×77市町村の作業が必要となっており事務負担が大きいため、事務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

御提案を踏まえ、事務の効率化を図る観点から、「諸事項の調査」や「結果報告（確定報告）」のオンライン上での報告について検討する。またその際に、調査項目の削減について、具体的な提案を踏まえながら検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	41
(管理番号	41)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

転出元の自治体における税に係る証明書をコンビニ交付機で取得可能とすること

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

コンビニ交付サービスでは、交付時点でマイナンバーカードに登録されている現住所地の税証明書交付サービスを受けることができる。一方で、本サービスにおいては、住民税の課税基準日(1月1日)以降に市外へ転出した者が、マイナンバーカードを使用し転出元の自治体に対してマルチコピー機(コンビニ交付機)で税に係る証明書の取得をすることは不可能である。今回、当該取得が可能となるようマイナンバーカードの登録内容の変更など必要な措置を要望する。

具体的な支障事例

個人住民税課税(非課税)証明書の取得については、マイナンバーカードを使用してマルチコピー機で取得することが可能となっている。しかしながら、住民税の課税基準日である1月1日以降に市外へ転出した者が、マイナンバーカードを使用し転出元の自治体に対しコンビニ交付機で税に係る証明書の取得を申請することは不可能となっている。これは転出先の居住地登録と課税権の存する自治体が異なるため、マイナンバーカードの登録情報で認識できないことによるものであると考えている。
現状では市外転居した者が転出元の課税権が存する自治体に対し、マイナンバーカードを利用した証明書の交付申請が不可能であるため、郵送での申請交付の対応となる場合も多数ありDX推進の足かせとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

課税基準日以降に市外転出した者にとってはコンビニ交付機での税証明書の取得は利便性が高く、特に転出先が遠距離の市外転出者からは利用できないことへの失望感が大きい。マイナンバーカードの利便性を高める必要がある。
市民からは、「なぜマイナンバーカードの住所登録地でないと交付サービスを受けることができないのか。」「マイナンバーを利用しているのに、なぜ情報が分からないのか。」「オンライン化を推進するためのコンビニ交付サービスではないのか。」「なぜ住所登録者が他市のコンビニでもサービスを受けられるのに、その逆はできないのか。」といった問合せが来ているところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【住民】

現在、市外転出者は郵送申請またはオンライン申請を行って証明書の取得申請の必要があり、申請にかかる時間や費用、また申請者の手元に証明書が届くまでの日数を要し利便性に欠けるが、コンビニ交付機での証明書の取得が可能になれば直ちに入手が可能となる。

【行政】

郵送申請やオンライン申請は職員の手作業で事務処理を行い交付しているが、コンビニ交付機での所得であれば、その分窓口業務の手間が不要となり、DX化が進み事務負担が軽減する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（個人番号カード）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、秋田市、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、豊橋市、半田市、西宮市、斑鳩町、広島市、福山市、長崎市、熊本市

○市外転出者から郵送にて証明書の請求がなされることが多いが、早急の取得を希望する者からは催促の電話がかかってきたり、発送日の連絡を求められることが多く、自治体側の負担が増える。一方で請求者側は、返信用の封筒を普通郵便ではなく速達にしていることも多々見受けられることから、請求者側の費用負担もコンビニでの取得に比べると大きい。そのため、コンビニ交付機での取得であれば自治体側請求者側双方の負担の軽減が期待できると考える。

○【市民】本市においても、市外転出者は基本的に郵送申請を行わなければならない、申請者の負担となっている。【行政】郵送申請については、申請方法に関する電話問い合わせの対応や、書類不備による申請者への連絡等職員の事務負担が増えている。市外転出者についても、マルチコピー機（コンビニ交付機）で税に係る証明書の取得が可能になれば、市民、行政双方にとって負担軽減に繋がると考える。

○市外転居した者が税に係る証明書を取得するために当市の窓口に来所することは困難であり、ほとんどのケースで郵送での取得をしている。郵送での請求を行う場合は、定額小為替や返信用封筒を同封する必要がある上、証明書取得までに日数を要するため、住民の利便性を阻害している。

○市外に転出した方が、コンビニ交付での証明書取得を望む声は多く聞かれる。本提案が可能になれば、郵送請求等での証明書取得が減少し、市民サービス向上のほかに職員の事務処理削減につながると考えられる。

○市外転出者からコンビニ交付で証明書が取得できないかの問合せが多数あり、その度に、コンビニでは取得できないことと併せてオンライン申請や郵便申請を案内している。案内にも時間を要するだけでなく、オンライン申請や郵便申請はコンビニ交付と比べて申請者及び職員の負担が大きい。

○本市においても同様の問合せは一定数ある。

○本市では、1月1日以降に市外に転出した者から「コンビニに行ったが証明書が取得できないのはなぜか」との問い合わせが日常的にあっている。実際、窓口申請ができない市外転出者が、全国各地のコンビニで証明書を取得できるものと認識している人が多く、コンビニ交付サービスの利便性が、現状では生かされていないと考える。

○本市ではオンライン申請は行っていないが、市外転出者は郵送による証明書の取得申請となり、提案団体と同様に取得まで時間がかかっており、利便性に欠けると感じている。

各府省からの第1次回答

現状、課税基準日以降に市外に転出した者は、システム上、転出元自治体に対し、コンビニ交付機で税に係る証明書の取得を申請することはできない。

当該申請を可能にするためには、地方公共団体情報システム機構、地方公共団体及び事業者において大規模なシステム改修が必要であり、ニーズを踏まえつつ、対応の方向性を検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	42
(管理番号	42)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

税証明書の交付申請について代理人による電子申請を可能とするシステムの構築等

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードを利用した税に係る証明書交付の電子申請化を推進していくうえで、本人申請ではなく代理人が申請する場合の、代理人のマイナンバーカードを利用した証明書請求の仕組みの構築及び利活用の周知を求める。

具体的な要望内容は下記のとおりである。

- ①マイナポータル利用環境下で代理人からの申請が可能となるシステム(全自治体統一の様式)を構築し、国民及び行政へ活用の周知を図ること
- ②(上記①が困難ならば、)現状、本市では、真正性の担保の観点から、民事訴訟法第228条第4項を踏まえ、委任状は原本である必要があると考えているところ、代理人が委任状を窓口を持参することなく、委任状のデータ添付により電子申請を可能とするよう、その整理及びその旨について所管官庁から通知の発出をお願いする。

具体的な支障事例

税に係る証明書交付申請は、本人申請だけではなく、代理人による申請が多いのが現状であるので代理人本人のマイナンバーカードを使用した電子申請の仕組みづくりが必要であると考えている。マイナンバーカードには代理人機能も搭載されているとのことであるが、マイナポータルを利用している環境でなければ代理人から委任者の事務権限は確認できないとのことである。マイナポータルサイトからは現在、少数の自治体でしか税証明書の交付申請を実施していないと承知しているが、電子申請の促進にはマイナポータルでの全自治体共通の税証明申請様式の構築が必要である。

また、代理人からの電子申請ができないため下記の支障が生じている。

- ①特に固定資産税の証明取得は代理人(司法書士、弁護士、不動産業)からの申請が半数以上であるが、電子申請の際に代理人からの税証明書の交付申請ができない。
- ②現状では、窓口申請が半数以上であり、郵送による場合も定額小為替または現金書留による取扱いであり、いずれの場合にも、申請者に負担が生じている。
- ③電子申請による申請者の利便性の向上と電子決済による行政事務の効率化が進まない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

(申請者の意見、要望)

- ①代理人による税証明書の電子申請が現状ではできず、窓口申請、郵送申請しかできないのは不便である。
- ②コンビニ交付機で代理人が証明書を取得することができない。
- ③証明書交付の電子申請を拡充してもらいたい。

- ④証明書の交付までの時間短縮を図ってほしい。
- ⑤委任状が原本提出でなければ真正性が担保されないのであれば代理人による電子申請化は不可能で、DX推進と相いれないのではないか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

（申請者の利便性向上）

①代理人本人のマイナンバーカードの利用により証明書の電子交付申請が可能となることで郵送申請での定額小為替、現金書留の用意などが不要となり申請者の負担が大きく軽減されるとともに電子決済により証明書の交付までの時間が短縮される。

（行政の効率化）

①電子申請の手続が浸透することで窓口申請や郵送申請の減少が見込まれ窓口対応に要した時間を、電子申請に要する事務に対応することが可能となる。電子決済の推進により現金及び定額小為替の取扱い事務の短縮、負担の軽減を図ることで新たな業務に注力することが可能となる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
民事訴訟法第 228 条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、高崎市、豊橋市、豊中市、斑鳩町

○税情報は原則非開示であるため、本人申請が基本となるが、本市においても、固定資産関係の証明書は代理人申請が半数以上を占めるのが現状である。マイナポータル利用環境下で代理人からの申請が可能となるシステム(全自治体統一の様式)を構築し、電子決済も可能となれば、申請者、行政双方にとって負担軽減に繋がると考える。

○提案団体と同様に支障事例があり、制度改正を要望する。加えて、令和6年4月1日からの相続登記義務化に伴い、評価証明書等の申請件数が増加することが予想されるため、税証明書の交付申請について代理人による電子申請を可能とするシステムの構築等が必要である。

各府省からの第1次回答

②に係る提案事項は、代理人による申請の場合にも電子申請を可能とする措置を求める提案かと思われるが、現行の地方税法令上も可能であり、既に一部の自治体では代理人による電子申請が導入されている。

（法務省回答）

なお、民事訴訟法第 228 条第4項は、代理人による申請の場合に、紙の委任状の原本の提出を求めるものではない。

※分権室において、①に係る提案事項は、「国・地方の税財源配分や税制改正」に係るものに該当するため、回答不要と整理されている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	44-1
(管理番号	44)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

指定管理者による施設使用料の徴収において後払い式電子決済を活用可能とすること

提案団体

三鷹市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

指定管理者による施設使用料の徴収(使用料金制)において後払い式電子決済を活用可能とすること。また、活用可能な場合については、その制度的根拠について地方公共団体あて周知すること。

具体的な支障事例

当市において、多くの公共施設(ここでは体育施設を例にあげる。)は指定管理者による管理を行っている。施設使用料(プール、体育館等)の徴収も指定管理者が行っており、指定管理者が徴収した使用料は市へ納付されているところ、施設利用者からは現金ではなく、電子決済の導入を求められている。
そのため、クレジットカードやQRコード等の後払い式電子決済についても導入を検討したが、指定管理者が施設使用料を徴収し、市へ納付する使用料金制のもとでは、導入に係る制度的な根拠が不明確であるため、いまだに導入できていない(この点、地方自治法における指定納付受託者制度の活用を検討したものの、使用料金制のもとでは認められないと考えている)。
当市においては、スポーツ施設(同様に芸術文化施設)は市の外郭団体が指定管理者となっており、財務上も健全に運営されている。
このような状況も加味し、デジタル化の推進を進めるため、指定管理者における施設使用料の徴収にクレジットカードやQRコード等の後払い式電子決済の導入を認めてもらいたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

施設使用料の支払いについて、クレジットカードやQRコード等の後払い式電子決済導入への要望がある。また、経理上多額の現金を管理する必要が生じ、安全性に課題が提起されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設利用者が現金を持つ必要が減り、デジタル化の推進が図られる。
経理上現金管理が減り、安全性・正確性が向上する(グラウンドなど施設近くにも施設使用料券売機がある)。

根拠法令等

地方自治法 231 条の2(指定納付受託者制度に係る規定)
公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書(第4版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、宮城県、いわき市、浜松市、半田市、津島市、熊本市

○現在、使用料金制を採用している指定管理施設で、キャッシュレス決済は導入していないが、利用者からの電子決済導入についてのニーズは高くあるため、制度的根拠上、導入について問題がないと判断ができれば、積極的に導入を進めていきたい。

○多様な支払手段を可能とすることにより、施設利用者の利便性の向上につながる。

○当市においても公の施設の使用料の徴収に電子決済の導入の検討を進めている。当市においては、現行法の下、指定管理者制度導入施設の使用料においてもクレジットカード等の後払い式電子決済の導入は可能と考えているものの制度的根拠等国から示されている情報が十分ではなく対応に苦慮している。

○オンライン決済機能を追加予定のため、根拠が明確になることにより、導入促進の後押しとなり、市民の利便性向上につながる。

各府省からの第1次回答

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行うことができる。

指定納付受託者の要件については、地方自治法施行令第158条に次のとおり規定されており、指定管理者についても、これらの要件を満たす者であれば、地方公共団体の長が指定納付受託者として指定することが可能である。

・納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること

・その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

また、同法第231条の2の4の規定に基づき、指定納付受託者は、委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者に委託することができることから、当該規定を活用することにより、指定管理者が管理する公の施設の使用料の納付についても、後払い式電子決済を導入することは可能である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	44-2
(管理番号	250)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

指定管理者等を指定納付受託者に指定可能とすること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

決済事業を有しない事業者(指定管理者等)を指定納付受託者に指定可能とすることを求める。
また、上記が困難な場合は、自治体が指定管理者等から「利用料金」の徴収収納事務を受託可能とすることを求める。

具体的な支障事例

市民・事業者(以下「納入義務者」という。)が自治体に対して使用料などを納付する際、利便性を向上し、社会経済活動を効率化する観点から、デジタル化とともに多様な決済手段を確保する必要がある。
しかし、指定管理施設では、指定管理者が収納する「利用料金」(自治体の歳入歳出に属しない現金)はポストペイで受領することが可能であるが、自治体の「使用料」は、指定管理者を指定納付受託者に指定することができないため、ポストペイで受領することができず、利用者がポストペイで一括して「使用料」と「利用料金」を支払うことができない状況にある。

【支障事例①】

指定管理施設では、前述のとおり市民が同じ窓口で使用料と利用料金を同時に支払う場合、現行制度下ではキャッシュレスの使用料端末と利用料金端末で、それぞれ別々に決済する必要が生じるため、実際には現金払いで対応するなど、指定管理施設等でのキャッシュレス化推進に困難をきたしている。

<具体的事例>

- ・市民に会議室(使用料)とプロジェクター(利用料金)を貸し出した場合、利用者は会議室使用料を市が設置するキャッシュレス決済端末で決済を行い、プロジェクター利用料金は指定管理者が設置する“別の”決済端末で決済を行う必要が生じる。
- ・博物館、美術館での図録も市の図録と指定管理者の図録があり、品物によって費目を区別する必要がある。
- ・決済端末が2種類あることによる誤納が予測され、その修正の煩雑さから、現在は利用料金については、現金のみの収納を行っている。

【支障事例②】

1つのシステムで複数の施設の利用予約から料金決済まで可能となる全市総合的な施設利用予約システムの仕組みを構築したいと考えているが、上記①により使用料と利用料金で別々の仕組みが必要となり、利用者は1つの画面等で全ての手続きをすることができない。

【総務省による制度解釈】

当市からこれまで総務省に問い合わせたところ、以下の解釈が示された。

- ・指定管理者が契約したクレジット決済を住民が利用した場合には、指定管理者に対して支払われたことになり、地方公共団体に支払われたことにはならない。
- ・決済事業を有しない指定管理者を指定納付受託者に指定することは出来ない。

・自治体が利用料を収納し、指定管理者に還元することは利用料金制度の柔軟性を阻害する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公金収納のデジタル化が一層促進し、納入義務者の利便性が向上する。
決済機能を有しない事業者（指定管理者等）が契約（再委託）する収納代行業者による公金収納を可能とすることにより、決済手段や支払い内容にかかわらず、1つのキャッシュレス端末で「使用料」と「利用料」を一体的に決済することが可能となる。

根拠法令等

地方自治法 231 条の2の3第 1 項の規定の解釈
地方自治法第 149 条3号
地方自治法施行令第 158 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、花巻市、さいたま市、川越市、越谷市、川崎市、浜松市、名古屋市、津島市、今治市、熊本市

○現在、指定管理者については現金のみの収受という解釈が課題である。
○公金収納のデジタル化が一層促進し、納入義務者の利便性が向上する。
また、決済機能を有しない事業者（指定管理者等）が契約（再委託）する収納代行業者による公金収納を可能とすることにより、決済手段や支払い内容にかかわらず、1つのキャッシュレス端末で「使用料」と「利用料」を一体的に決済することが可能となる。
○指定管理制度により管理運営する施設について、利用者の利便性向上の観点から施設予約システムは市が用意したものを各指定管理者に使用させている。
システムのオンライン決済導入を検討するにあたり、利用料金制の施設について、システムを通じてクレジット会社等の指定納付受託者に徴収させた利用料金を指定管理者に還元することができないことが、オンライン決済導入の課題となっていることから、より柔軟な制度への改正を求めるもの。

各府省からの第 1 次回答

地方自治法第 231 条の2の3第1項に規定する指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行うことができる。
指定納付受託者の要件については、地方自治法施行令第 158 条に次のとおり規定されており、指定管理者についても、これらの要件を満たす者であれば、地方公共団体の長が指定納付受託者として指定することが可能である。
・納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること
・その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること
また、同法第 231 条の2の4の規定に基づき、指定納付受託者は、委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者に委託することができることから、当該規定を活用することにより、指定管理者が管理する公の施設の使用料の納付についても、後払い式電子決済を導入することは可能である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	45
(管理番号	45)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍情報連携システムによる旧氏登録申請者の旧氏の参照、公用請求による戸籍謄本の出力による添付が認められていない。

【支障事例】

現行制度のままでは、戸籍謄本原本の添付がないと、デジタル庁において取り組んでいるアナログ規制見直し内の「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」で示されている旧氏の住民票への記載の申出を受付しても、窓口で戸籍謄本等の書類の添付を求める必要があり、デジタル完結を実現することができない。

また、申請者によっては、婚姻や転籍等、それまでの変更履歴が確認できるよう、多数の戸籍謄本等を取得する必要があるため、取得に要する時間的・経済的な負担が相当かかっている場合がある。

【制度改正の必要性】

「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」において旧氏の住民票への記載の申出のオンライン化が明記されている。

一方で、副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、との法務省の見解がある。

そのため、工程表に従い、令和7年度までに申請のオンライン化がされる際には、上記見解のままでは、申請者は紙の戸籍謄本を住所地自治体へ提出しなければならず、アナログ規制が残ったままになってしまうため今回の処置を求めた。

【支障の解決策】

現時点での戸籍情報連携システムの運用開始により他市区町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となったため、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定の廃止、または自市区町村内の戸籍情報システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請を行う住民にとって、手続のデジタル完結が可能となり、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、戸籍謄本等を取得する時間的・経済的負担の削減ができ、申請書の提出のみで手続が可能となり利便性が向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」（令和5年1月30日付法務省民事局民事第一課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本市、鹿児島市

- 当該手続において「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、市民の利便性向上につながる。
- 内部事務としての確認で事足りるのであれば、例え窓口受付となっても戸籍謄本の添付を求めないように整理していただきたい。
- 旧氏併記希望者に対し、氏の変更の経過がわかるよう戸籍謄本等の提出を依頼するが、聞き取りをした情報から提出してもらう戸籍を特定し案内する必要がある。戸籍の記載等に詳しくない住民も多く、必要な戸籍の案内に時間を要するケースがある。戸籍情報の参照が可能になれば従来の説明をしている間に確認作業を終えることができると思う。
- 業務の効率化及び申請した住民の負担軽減のためにも制度改正が必要である。
- 戸籍事務においては戸籍謄本等の添付が省略可能であるのにも関わらず、旧氏登録で添付が必須であるために、戸籍謄本を請求いただくことは、制度の整合が取れておらず、届出人に過剰な負担を負わせている。
- 繁忙期期間中は、土日も住民異動届を受付しているが、本籍地市区町村が閉庁していたために続柄の確認ができず、当日中の住民票交付ができなかった。
- 住所設定の申出等は、文字の確認等のため戸籍抄本の添付を求めているが、郵送による請求しか選択できない住民は、手続の遅れがあった。
- 戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。
- 申請者が戸籍謄本等の添付書類を準備する必要があり、時間的・経済的な負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており（戸籍法第120条の2第2項）、実現しているところである。
なお、同じく提案内容にある戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に基づく旧氏の登録等に関する事務において利用することは認められていない。
戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	46
(管理番号	46)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続を行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。

【支障事例】

戸籍謄本の持参がない場合、住所地市区町村では本籍地市区町村に対し電話により確認を行っており、電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから時間を要している。また戸籍の届出先の市区町村から電話照会を受けた市区町村においても確認や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するためにも10分程度の事務処理を行う時間が発生している。また土日開庁時など本籍地の市区町村が電話対応を出来ない場合、届出の受理が行えないため市民の不利益が生じている。

【制度改正の必要性】

住基事務と戸籍事務はお互い関係性が深く、住民手続きの担当課では戸籍情報連携システムが利用できる戸籍端末が必ず設置されているとともに同じ職員が兼務することもある業務である。本提案が認められることにより電話というアナログ手段での事務処理によることなく、土日関係なく手続が可能となり、また電話照会による待ち時間もなくなるため市民サービスが改善される。

【支障の解決策】

令和6年3月1日の改正戸籍法施行に基づき、戸籍法施行規則第75条の3のとおり、市町村長は戸籍事務の処理に必要な範囲内において、戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参照することができるとされた。これにより、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達及び同日付法務省民一第501号依命通知が発出され、戸籍証明書の広域交付や戸籍届出時の添付負担の軽減等が実現した一方、ここでは、戸籍法施行規則第75条の3における戸籍事務の処理に必要な範囲内について、(1)戸籍証明書等の交付業務、(2)戸籍の届出業務、(3)戸籍の訂正等業務、(4)戸籍の相談業務、(5)その他戸籍事務の遂行に必要な参照と、限定的なものとされた。副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、とするのが法務省の見解であるが、法令等の整備により、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することを認めることで支障が解決すると考え

る。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の効率化が図れるとともに、確認する情報の正確性の向上につながる。また住民異動などの住民基本台帳の記載に関わる手続きが完了するまでの時間が短縮されるため、来庁者の待ち時間が減少し市民サービスが改善される。さらに、戸籍謄本の持参が不要になることにより、ペーパーレス化につながる。

根拠法令等

戸籍法施行規則第 75 条の 3、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」(令和 5 年 1 月 30 日付法務省民事局民事第一課事務連絡)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和 6 年 2 月 26 日付法務省民一第 500 号通達)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和 6 年 2 月 26 日付法務省民一第 501 号依命通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市

○住民基本台帳事務においても「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、事務の効率化が図られ、手続きに要する時間も短縮されることから、市民に提供するサービスも改善される。

○戸籍情報連携システムの安定稼働も含め、各都市の繁忙期対策やペーパーレス化に寄与するため、是非対応していただきたい。

○国外転入の日本人住民について、本籍地が他市町村であったため電話照会を行ったが、筆頭者の漢字を誤ってしまい、19 条 2 項通知が届き住民票修正を行った。住民基本台帳事務にも使用できていれば防ぐことのできる誤りであるとする。

○電話照会を行う場合、本籍地の混雑状況によっては確認に相当の時間を要する場合もあり、住民・住所地・本籍地すべてが時間的コストを払っている。

○現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続きを行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。このため、土曜日等休日及び夜間の窓口開庁を実施した際、相手方市町村が閉庁していると確認が取れず、当日に手続きを完了することができない。

○本籍地市区町村が当市である場合でも、住民自身が戸籍謄本を請求し、それを添付しなければならないことについて住民から苦情があった。

○戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。

○現在、既存世帯への転入手続き時に、世帯主との続柄を確認する際、転入者が戸籍謄本等を持参しない場合、関係自治体への電話による照会を行い、折り返しの電話により続柄を確定させており、転入手続きが完結するまでに時間を要している事実がある。現状、住民基本台帳事務と戸籍事務を同じ部署で職員が兼務していることから当該ケースについては、事務の効率化・市民の手続き時間短縮化に資することから住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムの利用が認められることを要望する。

○マイナンバーカード交付等の際、未成年者の親権確認等を電話確認等しなければならず、本籍市町村においても事務の負担となっている。

○手続の際に戸籍謄本を持参する申請者は少なく、都度本籍地に電話で確認を行っており、時間を要する。また、休日開庁や時間外だと、本籍地の自治体が開庁しておらず電話確認ができないこともあり、当日中に手続きが完了しないこともある。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから（戸籍法第120条の2第2項）、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずとも事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	47
(管理番号	47)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ等のガバメントクラウドへの移行

提案団体

茅ヶ崎市、福島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ、都道府県サーバ、市区町村CS(コミュニケーションサーバ)のガバメントクラウドへの移行を求める。

具体的な支障事例

【現行制度・支障事例】

CSのソフトウェア等の改修作業については、委託事業者が現地で行い、作業に対応する職員の業務負担及び運用に伴う保守管理の費用等の負担が大きい。当市では法改正を見込んだ保守契約を結んでおり、作業時間としてCSは一度に数時間、統合端末は1機30分程度の作業を端末分要している。改修作業については、業務に影響があるため閉庁日などの対応となっている。また年間1回の改修作業及び保守に係る費用は600万円程度、更に改修を要した場合、追加費用が必要となっている。加えて全自治体が同時期に改修作業を行っているため、委託先との作業の日程調整に苦慮し、迅速な作業を行うことができない状況にある。

【制度改正の必要性】

政府及びデジタル庁は「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に基づき、自治体の業務システムについてもガバメントクラウドへの移行を推奨しているが、全自治体で稼働している住基・附票システムの橋渡しをするCS及び住民基本台帳ネットワークシステムに係る全国サーバ、都道府県サーバは未だにオンプレミス環境による運用を求められている。また住基・附票システムがガバメントクラウドへ移行した際には、現行のままでは必要な情報を①ガバメントクラウド(基幹業務システム)②自庁内(自治体業務システム端末)③自庁内(CS)④外部(都道府県サーバ、全国サーバ)の間でやりとりするため非効率である上、住民基本台帳ネットワークを利用、連携するための費用が経常的に発生することになる。そのためCS、都道府県サーバ、全国サーバをガバメントクラウドに移行することにより①ガバメントクラウド(基幹業務システム・CS・都道府県サーバ、全国サーバ)②自庁内(自治体業務システム端末)の2つの環境とすることで通信の効率化を図る必要がある。

【支障の解決策】

CSをガバメントクラウドへ移行することで、全自治体共通のシステムとして使用することになり改修・保守に係る職員の業務負担及び費用負担が軽減されるとともに、迅速な改修の実現が見込まれる。さらに、全国サーバ、都道府県サーバについてもガバメントクラウドへ移行することで費用の軽減を図ることができると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ガバメントクラウドへ移行することで、法改正に伴うアプリケーションの改修作業等の迅速化が期待される。また対応する職員の業務負担が軽減され、必要な改修・保守費用の軽減が見込まれる。

根拠法令等

市町村機器整備概要、システム構築手引書導入手引書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、旭川市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、相模原市、名古屋市、半田市、寝屋川市、朝来市、宇和島市、砥部町、大牟田市、熊本市

○当市においても、最新の業務アプリケーションの適用にあたっては窓口業務に支障が無いよう、閉庁日に委託業者が市役所庁舎や出先施設等の現地で作業を行っており、職員も作業立会のため休日出勤を強いられている。また、作業日も委託業者が同時期に多数の自治体を請け負うため毎回日程調整が難航し、時には閉庁日の午後～夜間に作業を行っている。更に、CSがオンプレミス環境にあるまま基幹業務が標準化されガバメントクラウド上で稼働した場合、クラウド環境の住基システム等とオンプレミス環境のCS間で通信が必要となる。CSをガバメントクラウド上で稼働させることで保守等の効率化・費用の低減、通信の効率化を図ることができると考える。

○当市においても休日にCSのセキュリティパッチ適用等の作業を実施するなど、提案団体が示すような電算担当職員の業務負担が生じており、ガバメントクラウドへの移行による業務負担の軽減やネットワークの効率化・運用コスト削減等の利点が大いにあると考える。

○オンプレミス環境のためハードウェア（サーバー等）の保守管理が必要となり、職員の業務の面でも費用の面でも負担となっている。また、令和6年4月にCSが故障し半日程度動作しない事象が発生したが、窓口でマイナンバーカードに関する業務（新規発行、住所の書き換え等）を行うことができず、8人に後日再度来庁のお願いをした。クラウドに移行することで、異常発生時の対処が迅速に行われることが期待できる。

○CSのソフトウェア等の改修作業については、委託事業者が現地で行っている。作業時間としてCSは一度に数時間、統合端末は1機1時間程度の作業を20端末分行っている。また年間1回の改修作業及び保守に係る費用は1,155千円、更に改修を要した場合、追加費用が必要となっている。

○当市でも改修作業等の保守契約を年間で締結しており、保守に含まれないシステム改修があった場合は追加費用が発生している。また、他の自治体でも同時期に改修作業等が行われるため委託先との調整も苦慮している。

○システムバージョンアップ及びセキュリティパッチ適用作業時のCS及び統合端末作業負担は大きい。

○当市では、各庁舎にも端末があるため、休日に各庁舎職員にも立ち会ってもらっているため、多くの職員の負担となっている。

各府省からの第1次回答

住民基本台帳ネットワークシステムのガバメントクラウドの移行については、現時点において住民記録システムについて、標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行の取り組みを進めていただいている状況であり、当該取り組みの状況及び自治体の負担軽減に対する効果、自治体の費用負担や住民基本台帳ネットワークシステムの特性等も踏まえ、検討すべきものと考えられる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	48
(管理番号	48)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

投票立会人の配置要件の見直し等

提案団体

鳥取県、宮城県、三重県、大阪市、奈良県、中国地方知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法第38条第1項において「二人以上五人以下の投票立会人を選任し」と規定するなど、投票立会人を2人以上選任することを義務付けているが、①投票立会人の人数に係る要件を緩和し「一人以上の投票立会人を選任し」と規定を改める(期日前投票所においては、2人から1人にする)など、現在においては過剰となっている投票立会人に係る配置要件を見直すことを求める。

あわせて、②デジタル技術を活用したオンラインでの立会いができることを法令上明記すること。

現行の投票立会人の役割・必要性等あり方について改めて検討し、自治体が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を整備することができるようにすること。

具体的な支障事例

中山間地域等においては、最低人数である2人の投票立会人の確保さえ困難となっており、地域によっては投票所を廃止せざるを得なくなる状況が生まれている。

実際に、当県内において平成24年に408箇所あった投票所のうち、投票立会人の確保困難を最大の理由として、令和5年までに49箇所の投票所を統廃合しており、現在も更なる統廃合を検討している市町村がある。

投票立会人がいないから投票所を閉鎖せざるを得なくなるというのは本末転倒であり、早急に対応策を打たなければ、更なる投票所の統廃合が進み、選挙人の投票環境が悪化すること等により、投票率の更なる低下、選挙人の政治参加意識の低下を招くおそれがある。

※令和5年9月から12月にかけて当県において開催した「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会」においても、投票立会人不足が投票所の統廃合のきっかけになり投票環境を厳しいものにしていくことが指摘され、投票管理者による代替・投票立会人の廃止などの制度改正、デジタル技術を活用した立会いの導入等について提言されたところ。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

多くの市町村から投票立会人の確保が困難であるとの声を聞いている(中には、選挙直前まで投票立会人が決まらなかったというケースもあるとのこと)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

投票立会人の配置に係る要件を緩和(一人以上五人以下に改める等)することにより、投票立会人を確保しやすくなり、住民にとって利便性の高い、近接した投票所を維持・増設することができ、住民の投票環境の維持・向上が図られる。

根拠法令等

公職選挙法第 38 条、第 48 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、守口市、茨木市、小野市、高松市、熊本市

- 当市においては、投票管理者1人・投票立会人2人を選任し配置しているところであるが、一部選挙人が少数の投票区では、選任が厳しいなどの声も聞こえてきている。
- 当市において立会人の高齢化が進んでおり、今後、立会人の確保が難しくなることが予想される。
- 各投票区の立会人が自治会員で構成されているが、自治会への加入率も減少し、現自治会員も高齢化していることから継続的な立会人の確保が難しくなっている。
- 当市では、各投票区の自治会に投票立会人選出を依頼している。なかには役員の高齢化や人口減少などで、投票立会人の選出が難しいとの声がある。

各府省からの第1次回答

- ①投票立会人は、投票管理者の下、独立した立場で投票事務の執行を監視することにより、選挙人の自由な意思によって投票できる環境を確保する重要な役割を担っている。投票の公正を確保するための監視機能を果たすためには、投票立会人が投票管理者の言いなりにならないよう、少なくとも2人以上の投票立会人を置く必要があると考えている。
- ②投票所において必要な投票立会人のすべてを確保することが困難である場合に、その一部についてオンラインによる立会いを行う際には、少なくとも1人は投票立会人が投票所内に所在し、現に立ち会うことが必要であること等の留意事項をとりまとめており、鳥取県に通知している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	50
(管理番号	50)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

転入届等の署名について電子サインによることを可能とすること

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

転入届を受け付ける窓口で「書かないワンストップ窓口」システムを導入する際、法令等で求められる届出者の署名について、当該システム上での電子ペンによる署名など電子サインによることを認めること。
具体的には、住民基本台帳法施行規則第52条第1項の「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合」の対象から住民基本台帳法第22条第1項の届出(転入届)を外すことで、転入届を「書かないワンストップ窓口」システム上で完結できるようにするとともに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第4項に規定する「氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるもの」として、電子ペンでの署名など電子サインを認めること。
また、住民基本台帳法第四章及び第四章の三に定める各種届出における署名についても、電子ペンでの署名など電子サインによることを認めること。

具体的な支障事例

住民基本台帳法第22条第1項に基づく転入届は、同法第27条により書面で行うことが義務付けられており、住民基本台帳法施行令第26条により、当該届出の任に当たっている者の署名が義務付けられている。また、転入届は、住民基本台帳法施行規則第52条第1項により、「対面により本人確認をする必要があり、かつ、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合」に該当するものとされており、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項によりオンラインで手続を完結させることができない。
届出者の利便性向上の手法として「書かないワンストップ窓口」システムの導入がデジタル庁により推奨されているが、当該システムを導入して届出者による手書き箇所を削減したとしても、現行では、書面への署名義務付け規定のために、システムから届出書様式を紙で出力し、届出者に手書きで署名を求める必要がある。「書かないワンストップ窓口」システムは、届出者の利便性向上に加えてペーパーレス化の目的もあると考えるが、転入届の手続については、書面への署名が必要であるために、ペーパーレス化が実現できない状況にある。
なお、その他住民基本台帳法第四章及び第四章の三に定める各種届出においても、同様の状況である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

システム上での電子ペンでの署名が認められることで、届出を「書かないワンストップ窓口」システム上で完結させることができようになり、行政のペーパーレス化に寄与する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 22 条、第 27 条第 1 項
住民基本台帳法施行令第 26 条
住民基本台帳法施行規則第 52 条第 1 項
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条
総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 13 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、上田市、豊橋市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、朝来市、安来市、東温市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○将来的により先進的な「書かない窓口」システムを導入する場合、支障となる可能性がある。
○電子署名については問題が複数あると考えているが、書かない窓口という観点から、ペンタブレットなどによる署名だけではなく、マイナンバーカードの署名用電子証明書を窓口申請で利用できるようにすることも検討していただきたい。
○当市においても書かない窓口の実現を目指しているが、住民基本台帳法 27 条で住民異動届出を書面を行うことが規定されているため、手続きをデジタルで完結できないことで紙ベースとデータの二重保管になるなど、効率的ではないため、改正の必要性があると考えます。
○署名以外はすべてデジタルでペーパーレスで手続きができるにも関わらず、最後に帳票を紙で出力し、署名をしていただく状況になっており、完全なデジタル化とは言えない運用となっている。

各府省からの第 1 次回答

他制度の届出や申請において電子ペンによるサインを署名として認めているかどうかの現状を把握した上で、住民基本台帳法に基づく届出について、電子ペンによるサインを署名として認めることが可能かどうか検討を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	51
(管理番号	51)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

住民票の写し等の各種証明書について、住民の利便性の向上、行政の効率化等の観点から、電子的な交付が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。

具体的な支障事例

住民票の写し等の各種証明書については、住民基本台帳法等の法令において、書類として規定されていること等の理由で、住民への交付手段が紙のみとなっている。
中核市のうち、年間約 50 万通の証明書を窓口で発行している市がある。今後の行財政を維持する上で、証明書の発行件数を減少させることは不可欠であり、コンビニ交付の活用を進めているところであるが、窓口での証明書発行件数は依然として高い水準にある。
また、郵送での交付の場合、郵便料金は住民負担としており、今秋に予定されている郵便料金値上げにより住民の負担増が避けられない状況となっている。
こうした観点から、各種証明書の電子的な交付は不可欠であると考えており、真正性やセキュリティの担保も含めて関係府省において適切な措置を講じていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【住民の利便性向上】

- ・窓口やコンビニに出向かずに、各種証明書を容易に入手することが可能となる。
- ・郵送の場合に生じる申請から受領までのタイムラグを小さくすることが可能となる。
- ・今秋に予定されている郵便料金値上げによる住民負担の増を回避することができる。

【行政の効率化】

- ・窓口での証明書発行業務や郵便申請における各種証明書の印刷・封入、定額小為替の集計等の作業に係る負担が軽減される。

【社会全体のデジタル化】

- ・各種証明書が紙で発行されることがデジタル完結のボトルネックとなっていることから、電子的な交付が実現することで社会全体の更なるデジタル化が進む。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条、第 12 条の2、第 15 条の4、第 20 条、第 21 条の3
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等(委任された政省令を含む。)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、八戸市、花巻市、郡山市、白河市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、特別区長会

○【住民の利便性向上】

郵送の場合に生じる定額小為替の購入手数料の値上げ(平成 19 年 10 月に 10 円→100 円, 令和4年1月に 100 円→200 円)による住民負担の増を回避することができる。

【行政の効率化】

郵便申請における定額小為替の両替の負担軽減

○当市では窓口(委託先含む)、マイナンバーカードを使ってのコンビニ交付が主な証明発行窓口であるが、いずれも利用時間が限られていること、窓口に出向く必要があることから仕事のため時間の都合がつかない、高齢者で窓口に行くことが難しいといった相談があり委任状による案内や郵送の案内をしている。電子的な証明の交付が可能となればそうした対応にかかる事務を削減でき、住民側も利便性が大きく改善されると考える。

○当市では、コンビニ交付も含め 90,000 件超の住民票の写し等の証明書を発行している。マイナンバーカードを利用し、コンビニ交付も可能であるが、窓口での発行件数も依然として多い。また、郵送での交付の場合、今後に予定されている郵便料金の値上げ等により請求者の負担は増加する。以上のことから各種証明書の電子的な交付は事務の効率化を図るためにも必要である。

○住民票の写し等の各種証明書については、住民基本台帳法等の法令において、書類として規定されていること等の理由で、住民への交付手段が紙のみとなっているが、コンビニ交付は一定利便性は向上しているものの、未だ窓口や郵送での証明書交付でしか対応できないものも多く、行政、市民双方に負担がある。

各種証明書の電子的な交付は不可欠であると考える。

各府省からの第 1 次回答

住民票の写し等については、主に住民票記載の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)が必要な公的機関や民間企業に提出するために、取得しているものと考えられるが、4情報については、公的機関については住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、民間企業についてはマイナンバーカードの利用により、取得が可能となっているため、これらの利用拡大を行うことにより、住民票の写し等の交付件数を削減することが可能と考えられる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	52
------	----

(管理番号 52)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること

提案団体

奈良県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

環境省が構築する産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムに関して、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長への申請等の手続のうち、申請に限らず、審査についても、オンライン完結を可能とするため、当該システムと連携する欠格照会に係るシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

当県では、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出を年間約 2,700 件受け付けている。審査における欠格照会では、公印を押した紙の照会文書を関係機関(市町村、検察庁等)に送付し、紙で回答を受け取っているが、回答までに1カ月程度を要することもある。
産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムについては令和6年度に構築される予定であるが、都道府県知事及び政令市長への申請等に係る手続のうち時間を要する欠格照会がオンライン化されないと、迅速な許可証の発行には繋がりにくいものと考ええる。
欠格照会に関しては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に関する審査手続以外の行政手続に係る審査手続(宅地建物取引業の許可)においても行われており、これらの手続についても全般的に効率化する必要があると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者への許可証交付の迅速化が図られる。
また、許可申請書類及び変更届への添付が義務付けられている登記事項証明書や住民票の写し等についても、欠格照会のオンライン化が実現された場合には、申請者がこれらの書類を用意する必要がなくなるため、申請者の利便性の向上が期待される。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第5項第2号、同条第 10 項第2号、第 14 条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、神奈川県、川崎市、富山県、長野県、浜松市、名古屋市、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、熊本市

○当県においては警察本部照会、検察庁照会、市区町村照会の合計が令和5年度で 20,000 件を超えており、欠格照会のオンライン化により申請者への許可証交付の迅速化が図られ、申請者の利便性の向上が期待できる。

○許可を出している自治体ごとに、警察、検察、自治体あて欠格照会を行っており、当市の場合は対象者ごとに、照会依頼を作成し各機関及び各自治体あてに郵送している（多い場合は月 40 件程度）。現在、添付されている住民票等の書類と照合し確認した上で、各照会依頼文作成から発送作業まで短期間で実施しており、多くの手間がかかっている。また、産廃収運業と産廃処分業をもつ同事業者で産廃収運が当該月の照会対象、その翌月が産廃処分の照会対象となった場合同様の照会事務を行うこととなり事務負担となっている。

○当県では、収集運搬業及び処分業に係る申請・届出に基づく欠格照会文書を年間 2,500 件程度送付しており、照会手続き等のオンライン化が必要と考える。

各府省からの第 1 次回答

【警察庁】

各都道府県警察においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 23 条の 3 の規定に基づき、都道府県知事等との間で法第 14 条第 5 項第 2 号の欠格事由に係る意見聴取及び意見陳述（以下「意見聴取等」という。）を文書により行っているところ、法には意見聴取等の方法について定めがないことから、現行規定においても意見聴取等のオンライン化（ここでいうオンライン化とは、意見聴取等に必要となる文書を電子メール等で送受信する方法を想定）は対応可能であると判断されるが、オンライン化については、当該システムを所管する省庁が検討するものと承知している。

他方、意見聴取等の対象となる暴力団情報については、極めて機微な個人情報であり、意見聴取等のオンライン化に当たっては、不正アクセスによる情報漏洩等を念頭においた情報セキュリティ対策に万全を期す必要があるため、意見聴取を行う都道府県等と意見陳述を行う都道府県警察との間で強固なセキュリティの担保が必要不可欠であると考ええる。

なお、意見聴取に当たっては、各都道府県警察において、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務によって、暴力団員等該当事実の登録状況を確認した上で、当該登録内容が欠格事由に該当するかどうかについて、必要な補充調査を行うなどしていることから、オンライン化により、回答の迅速化が図られるとは限らないことに留意する必要がある。

【総務省】

住基ネットの利用により住民票記載の 4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）の取得も可能であるところ、地方公共団体における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等の事務については、これらの 4 情報を取得することにより住民票の写しの添付を省略することが可能な場合もあることから、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用について通知を行う。

【法務省】

検察庁で取り扱う情報は、個人情報の中でも極めて機微性の高い要配慮個人情報（犯罪の経歴）であり、関係システムをオンプレミス環境に構築するなど厳格な情報セキュリティ対策を講じた上で運用を行っているところ、現在の検察庁のシステムにおいては、外部機関との間で犯歴情報の照会回答を行う機能を有しておらず、仮に、照会手続等について、API 連携等によりオンラインで行うこととする場合、対向するシステムについても、オンプレミス環境でのシステム構築や閉域の回線の利用といった同様の情報セキュリティ対策が講じられる必要があるため、システム間での直接の連携を行うことは困難であり、慎重な検討が必要である。

他方で、検察庁と市区町村との間での文書のやりとりを郵送に代えてオンラインで行うことを可能にし、その事務を合理化する方策としては、直接のシステム連携以外にも様々なものがあり得ると考えており、令和 8 年度に予定されている刑事手続の IT 化を見据えて、相互の事務の合理化のために引き続き幅広く検討してまいりたい。

【環境省】

暴力団情報や犯罪の経歴といった要配慮個人情報は極めて機微な個人情報であり、警察庁や検察庁で厳格に管理されているところ、当該情報を様々なシステムで取り扱うことは、情報漏洩等、セキュリティ上の脅威を高めることとなるため、適切ではない。また、照会を行う各自治体においても、情報漏洩等の絶無のため、徹底した不正照会防止対策や、高度なセキュリティ対策が施された端末・環境の整備が必要であり、欠格照会システムの構築及び連携は慎重な検討が必要である。なお、暴力団情報や犯罪歴については、環境省にて回答するもの

ではないことから、環境省がこれらの情報を保持することはない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	53
(管理番号	53)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住居表示事務に係る法務局からの情報についてオンラインで提供を受けることを可能とすること

提案団体

別府市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

市町村が実施する住居表示に係る事務について、住居表示に関する法律第11条に定める国機関等の協力に基づき、事務の実施に必要な情報の提供を法務局に求めた際、オンラインにより提供を受けることを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

当市では住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に基づき住居表示事務を実施している。住居表示の変更等があった場合には、市は、法務局から公図や登記事項要約書の提供を受け、公図の修正並びに、登記事項の書き換え申請を行わなければならない。この際、法務局から提供される各種資料は、すべて紙媒体であるため、市において事務を行う場合には、紙資料の電子データへの落とし込みや、点検等に膨大な作業時間を要している。

一方で、同様の作業を要する「地籍調査」においては、法務局から当市に各種資料が電子データで提供されるため、この作業時間は、住居表示に比して軽微なものとなっている。

については、業務の軽減化・効率化、また作業期間の短縮による住民サービスの向上のため、住居表示に係る事務について、法務局から市に対する資料提供の方法について、電子データ等への見直しを求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公図や登記事項要約書が電子データで提供されることにより、公図の修正や登記事項の書換申請等にかかる時間や事務負担が大幅に軽減される。

根拠法令等

住居表示に関する法律第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、函館市、川崎市、浜松市、名古屋市、熊本市、鹿児島市

○住居表示に係る事務について法務局に請求する公図や登記事項要約書などの資料が紙媒体で提供されることにより、その後の事務処理の際に、紙資料を個別に確認することで膨大な時間を要すほか、手作業で電子データへ転記することによる事務処理ミスなどが懸念される。

については、業務の軽減化・効率化のため、住居表示に係る事務について、法務局からの電子媒体による資料提供及びオンライン化を検討していただきたい。

○住居表示のみならず、地方自治法第 260 条に基づく市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する際にも分合筆等による土地の変化について、法務局に目録の出力を依頼し、確認しているが、こちらも紙媒体での提供となっており、変更前後の確認に膨大な時間を要する。

Excel等データで提供されることで照合作業時間が大幅に低減される。

各府省からの第 1 次回答

現在、一定の法令上の根拠に基づき、その権限を有する地方自治体を含む官公署から依頼があった場合において、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当なものであると認められるときは、登記情報及び地図情報の電子データをオンラインにより提供することができる取扱いとなっていますので、その利用を御検討ください。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	54
(管理番号	54)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取消機能の追加等

提案団体

指定都市市長会、宮城県、角田市、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

市区町村の住民基本台帳システム上の誤入力により、マイナンバーカード等が自動失効となった場合に、地方公共団体情報システム機構が管理する個人番号カード管理システム及び公的個人認証システム上に、市区町村が自ら住基ネット接続端末を操作する方法又は市区町村から当該機構に処理依頼する方法により『失効の取消』か『失効状態からの回復』の処理を可能とする機能を設けること。または、誤入力により失効となることを未然に防ぐため、システムの複層チェックが可能となるよう、住民基本台帳システムの機能改善を行うこと。

具体的な支障事例

マイナンバーカードについては、本人の死亡時や国外転出時などには、各市区町村での住民異動情報の入力に連動し自動的に失効される仕組みが構築されており、その仕組みが不正利用防止等のセキュリティ対策ともなっている。

しかしながら、当該自動失効機能には取消機能や回復機能が備わっていないため、市区町村における誤入力によりマイナンバーカードが自動失効された場合であっても、本人が所持し使用しているカードは使用できなくなるため、再度のカード発行申請が必要になり、新しいカードが本人に届くまでは、本人がカードを使用できない状態となってしまう。

市区町村では、このような事態を招かないよう、細心の注意で確認も行いながら、住民異動情報の入力を行っているところであるが、完全に防止できるものではなく、発生した場合は、本人に謝罪・説明を行い、理解を得たうえで、速やかな再発行手続を行うことで対応している。また、最近、マイナンバーカードの普及が進んだことで、このような事態に至るケースも全国的に起きていることから、国からの住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(令和5年11月8日付総務省自治行政局長通知)等も発出されているところである。

現在、マイナンバーカードを日常的に利用する場面は想定されていないが、今後、保険証や免許証との一体化等の利用場面が増大してきた場合、たとえレアケースだとしても、そのような事態を発生させた場合の本人の被害は大きいものとなり、マイナンバーカード制度に対する市民の信頼の失墜に繋がる恐れがあるため、誤りをカバーする仕組みの導入が必要と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

職員側の誤処理が発生した場合に、市民がマイナンバーカードに再申請を行う手間が発生している。また、確定申告やコンビニ交付による証明書取得等が新たにカードを取得するまでの期間に行えないため、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

誤入力があった場合でも、再発行の手続きは不要で所持カードの継続使用が可能となるため、誤入力対象者の被害は極めて限定（自動失効から取消反映までの間の電子的な処理が不可状態）される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第6項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第14条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、花巻市、いわき市、白河市、茨城県、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、亀岡市、大阪市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、高知県、大牟田市、熊本市、大分市

○時間が経って発覚することも多く、今後カードの特急発行や、更新期間の延長などもあるため、当該事象についても検討していただきたい。

○住民異動情報の入力時に細心の注意を払いながらも、ヒューマンエラーにより誤入力が生じており、それにより、所有していたマイナンバーカードが自動失効となり、再申請を余儀なくされている。市町村の誤りにより、市民が再申請、再受取の労力、時間を強いることになっている。

○当市の場合、住民異動とマイナンバーカードが違う窓口で行われており、住民異動の誤入力が発生していたが、マイナンバーカードの窓口に来られずに退庁してしまい数か月後に判明した事例があった。当市の責任ではあるが、経緯の説明と、謝罪しかできず、結局は再交付申請となり非のない市民にかなりの不便をかけることになった。そのため回復機能等の仕組みを導入する必要があると考える。

各府省からの第1次回答

住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取り消し機能の追加等については、次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討してまいりたい。

また、住民基本台帳システム上の誤入力等により本人の責に因らずマイナンバーカードが失効してしまった住民については、特急発行の対象とすることも含めて当該住民の不利益を最小限にする方向で検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	55
(管理番号	55)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携

提案団体

指定都市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務について、システムの標準化のタイミングに合わせ、標準化システムと日本年金機構から提供されるデータを連携可能な形式にする。

具体的な支障事例

生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っているところである。
また、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会を行う場合においても、日本年金機構等から取得したデータを、そのまま生活保護システムに取り込みをすることができず、データ加工する必要があることから、現状では収入認定変更業務に効果的に活用できていない。
現行の標準化仕様書においても、条件設定等のデータ加工が必要となっており、標準化システムと年金機構から提供されるデータは連携できないものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

被保護者の年金額改定に伴う変更処理は、日本年金機構等との情報連携で6月に年金約26,000件、12月に年金給付金約16,000件の金額改定に向けた作業、調査、金額改定作業をそれぞれ2か月間の間に行うこととなる。この変更処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

生活保護法第29条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2の26、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、浜松市、名古屋市、半田市、刈谷市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定期間に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っており、現場職員の負担となっている状況は一緒。標準化システムと年金機構から提供されるデータ連携が行えるようにし、現場職員の負担軽減を図る主旨に賛同する。

○本市においても、被保護者の年金及び年金給付金の金額改定に伴う生活保護変更決定処理を6月と12月に行っている。しかし、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会により、日本年金機構等から取得したデータが複雑かつ情報量が多いもので、これを担当者が扱いやすい形式に毎回手作業で変えており、事務負担も大きい。この処理を簡便化することにより、担当者の事務負担軽減につながる。

○年金改定による収入認定額の変更処理については、改定後の年金受給額を対象者からの申告及びマイナンバーに基づく照会にて把握し、受給額を生活保護システムに入力する必要があるが、対象者は数百名に及んでおり、現業員の事務負担が増加していることから、事務の簡素化が求められる。

○被保護世帯のなかには年金改定額通知書を紛失や処分してしまうなど、収入認定の変更処理を行うための挙証資料の回収に現業員は膨大な時間と労力を費やしている状況である。

○本市でも、同様の状況のため、各種年金および年金生活者支援給付金の認定替処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

○受給者の中には、施設入所中、長期入院中、障害等の理由で年金額改定通知書の速やかな提出が難しい者が多くいる。そのため、年金額改定通知書の提出を省略できれば、受給者の負担の軽減になる。

○現況として、日本年金機構等から取得したデータを生活保護システムに取り込むことができない為、各ワーカーがデータを加工して対応している。提案の実現により、ワーカーの事務負担軽減やワーカーの転記漏れ防止などのメリットがあると考え。また、課題として、機能の追加によるシステム費用の増加が想定される。なお、本市では、令和6年3月31日現在、生保世帯数は1,779世帯、2,123名、うち、高齢者世帯は969世帯、1,019名である。

○年金額改定の時期には改定通知書の収受、認定替えの処理など職員の事務負担が増大します。軽減を図る意味で積極的にゲートウェイの活用を促してはいますが基本は被保護者からの届出の義務となることから一定期間催告します。これに優先し日本年金機構からのデータと標準化システムとの連携、互換性が可能となれば相当の事務軽減になることは間違いないと考えます。

○当県も提案自治体と同様の状況である。生活保護システム標準化に、年金額の変更反映が対応できれば、事務負担が軽減され、処理日数の削減が見込まれる。

○現状として、マイナンバーの情報連携によりほぼ全ての被保護者の年金情報について照会し、生保システムに手入力している。

各府省からの第1次回答

標準化された生活保護システムに、情報連携にて取得した当該受給者の年金に関する情報を連携できるようにすることについては、生活保護システムと地方公共団体における統合宛名システム及び情報連携ネットワークシステム間の連携について整理する必要がある。特に、現状、提案のように、情報提供ネットワークシステムを経由して提供された情報について、生活保護システムへの反映にあたって、加工せずに直接取り込むことを想定した仕様とはなっていない中で、これら複数のネットワークやシステム間連携について、誤りやトラブルなく情報を取り込むことができるようにするためには、技術的に検討を要する点が多い。現状、生活保護システムの標準仕様書において、情報連携で得た情報を取り込めるような仕様となっていないため、他のシステムやネットワークとの連携を行うための接続部分まで確定させることは難しく、現時点で提案内容を実現することは困難と考えている。

なお、情報提供ネットワークシステムを通じて提供された年金情報を収入認定等に使用する際の具体的な情報項目の使い方・読み方含め、マイナンバー情報連携による情報照会の活用の具体的な方法について、令和6年4月26日の事務連絡「生活保護業務におけるマイナンバー情報照会活用促進マニュアル」の共有及び活用依頼について」によりお示しているところであり、情報連携を活用した業務効率化を引き続き推進してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	60
(管理番号	60)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

自動車登録手続へのマイナンバーの活用等

提案団体

埼玉県、東京都

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和5年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法に規定されている変更登録だけでなく新規登録など全ての自動車登録手続におけるマイナンバーの活用を早期に実現すること。
自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーを追加することにより、都道府県が抹消登録等に伴う自動車税(種別割)の還付手続において、公金受取口座を活用できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

現状では、自動車の抹消登録手続等により自動車税(種別割)に還付が生じた場合、納税者は都道府県が送付する送金通知書を金融機関の窓口を持参して受け取る必要がある。
これは自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーが紐づいていないことなどにより、都道府県では、口座情報が把握できないためである。
納税者の利便性を向上させるため、全ての自動車登録手続へのマイナンバーの活用を早期に実現し、自動車税の還付においても公金受取口座の活用を進めるべきである。
※当県における令和4年度自動車税(種別割)還付金実績:約17万件、約29億円

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自動車税については、現状、納税者が送金通知書を金融機関に持参して還付金を受け取らなければならないことから、不便だと声を多くいただいている。
また、金融機関においても令和5年11月には手形交換所が廃止され、電子交換所に移行するなどDXの取組が加速しており、都道府県が送付する送金通知書による還付金の支払業務の負担が大きいとの意見をいただいている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、県民の負担軽減・利便性向上及び行政事務の効率化につながる。
また、将来予定されている納税通知書の電子化には課税情報とマイナンバーの紐付けは必要不可欠であり、それに向けた紐付け作業の効率化に寄与できる。
当取組については、既存課税事績に係る紐付け作業の効率化に向けた対応が依然として残るものの、デジタル社会の基盤として個人番号(マイナンバー)を活用する国の方針にも合致している。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による改正後の行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表1、道路運送車両法第22条第1項、第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、島根県、鹿児島市

○当県における自動車税種別割隔地払件数:12,000～13,000件/年

各府省からの第1次回答

自動車登録ファイルに記載されている事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条第1項の規定により何人も交付を請求できるものであり、特定個人情報であるマイナンバーをその中に含めることは適切ではないと考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	67
------	----

(管理番号 67)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

基幹統計調査の全てのプロセスをオンラインで完結できるようにすること

提案団体

岡山県、山形県、茨城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

法定受託事務として地方公共団体が行う基幹統計調査について、紙媒体での調査票の配布を原則廃止し、調査票の配布から回収まで全てのプロセスがオンラインで完結するよう制度全体を見直すとともに、統計調査員による調査は、オンライン回答が困難な調査客体への調査票配布・回収など補完的なものに限定されるよう見直しを図ること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

基幹統計調査については、調査客体からのオンライン回答の仕組みは整ってきているが、実際のオンライン回答率は低く、統計調査員は、オンライン回答ができる統計調査を含め、個人情報記載された調査票の配布・回収を行っており、配布から回収まで全てがオンラインとなっていない。

令和2年国勢調査等では、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、調査客体と調査員が対面しない調査方法も導入されたが、登録統計調査員の約4割が70代以上となり、担い手が不足するなか、令和7年の国勢調査では、当県においては約10,000人の統計調査員を確保する必要がある。

【支障事例】

現行制度では調査客体への調査票配布や回収は原則統計調査員が行うことになっており、統計調査員の担い手が不足する中、統計調査員への負荷が非常に高くなっている。また、個人情報等が記載された調査客体名簿などの紛失による情報漏洩事案が発生している。

【制度改正の必要性】

昼間不在世帯の増加や統計調査員の担い手不足など統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査員の業務の負担軽減や個人情報漏洩の防止、回答者の利便性向上を図るため、統計調査のデジタル化を進め、紙による個人情報の取扱いを廃止する必要がある。

【支障の解決策】

基幹統計調査の調査票の配布から回収までの全てのプロセスが最終的にオンラインで完結するよう統計調査制度全体を見直すことで支障が解決すると考える。

原則、国から調査客体にオンライン回答用IDを郵送し、統計調査員の訪問はオンライン回答がない場合等の必要最小限のものとする。

※調査票の配布については、過去、オンライン回答用IDのみを先行配布し、後日全調査客体を訪問し、紙の調査票を配布する方式から、同時配布に見直した経緯があるが、システム整備により、調査員は回答の有無を速やかに把握できるようになり、全調査客体に対する再訪問、回答状況の確認、誤配布・重複回答への対応といった見直し当時の支障は概ね解消されているものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村から、自治会への推薦依頼や公募を行っても統計調査員の確保自体が非常に厳しくなっていると指摘されている。

市町村や統計調査員から、プライバシー意識の高まりや昼間不在世帯の増加により、現行制度での調査実施が非常に困難な状況にあり、抜本的な見直しを求める声が上がっている。

調査客体からは、調査員が何度も訪問するのはやめて欲しいとの声が上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体が行う基幹統計調査の全てのプロセスがオンラインで完結することにより、統計調査員と地方公共団体の業務の効率化及び個人情報漏洩のリスク低減を図ることができる。

オンライン回答は、インターネット環境があれば、いつでもどこでも回答が可能となるため、報告者の負担が軽減される。

調査客体が、調査員と対面することなく、調査関係書類の受領と回答をすることとなり、プライバシー等に配慮した調査環境が実現される。

根拠法令等

統計法第 16 条、統計法施行令別表第一、労働力調査規則、住宅・土地統計調査規則、国勢調査令、国勢調査施行規則、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令、社会生活基本調査規則、就業構造基本調査規則、小売物価統計調査規則、毎月勤労統計調査規則、経済センサス活動調査規則、令和3年経済センサス-活動調査(甲調査)都道府県事務要領、農林業センサス規則、2025 年農林業センサス実施計画概要、漁業センサス規則、漁業センサス調査ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、山形市、水戸市、ひたちなか市、足利市、さいたま市、所沢市、富士見市、新潟県、山梨県、浜松市、津島市、小牧市、島根県、倉敷市、高松市、宇和島市、八幡浜市、高知県、南国市、福岡市、大野城市、宮崎県、特別区長会

○紙での調査票回答の場合、回答の記入漏れ、記入誤りなどにより、回収後の確認及び補正作業にかなりの業務負担が発生している。オンラインで回答できる世帯であっても紙の調査票が同時配布されているために紙で回答するケースや、オンライン回答と紙の調査票で二重回答されるケース等もある。オンライン回答がなかった世帯(オンライン回答が困難な世帯等)に対し、調査員が訪問する方式への移行等オンラインで完結できる仕組みを検討してほしい。

○オンライン回答用 ID が国から直接送付され、調査員が2度訪問(オンライン回答用の ID の配布及び調査票の配布)をしなくてよい仕組みが構築できるのであれば良いと考える。

○調査員が調査票を配布するため訪問しても、調査客体が在宅していることは共働きの増加などに伴いかなり少なくなっている。その結果、調査員の訪問回数の増加や安全面でもあまり推奨できない夜間訪問などが発生してしまう。調査員の労力の軽減および調査客体の個人情報提供に対する抵抗感を減少させるためにもすべてのプロセスのオンライン化は必要と考える。

○経済センサス基礎調査規則と全国家計構造調査規則による統計調査においても、調査員を担える人材不足による調査員の高齢化及び質の低下、昼間不在世帯の増加、住民のプライバシー保護意識の向上による調査員との対面拒否・苦情等の支障があり、オンラインでの調査完結が必要である。

(具体的内容)

- ・盛夏や夜間における世帯訪問による、調査員の体調不良や防犯面のリスク。
- ・調査員が回答方法別(郵送、回収、オンライン)の対応を理解しきれないことによる調査票の誤配付。
- ・調査客体が調査員による複数回訪問、調査員に聞き取りされることに対して不信感を抱く。
- ・昼間不在宅と空き家の錯誤による調査票の未配付世帯の発生。
- ・集合住宅の玄関先での聞き取りによる、他の居住者へ情報漏洩の恐れ。
- ・調査員に回答内容を確認されることによる、回答者の心理的な負担増加。
- ・世帯数聞き取りのために、調査客体との対面もしくは電話連絡が必須。(調査票が直接郵送されれば不要)
- ・直接、回答内容が送付されることで指導員の調査票確認等の負担も軽減。

・当町における令和2年国勢調査の70歳以上調査員 51.1%

○平成27年国勢調査調査時には、70歳以上の調査員は全体の14%であったが、令和2年調査時には全体の26%になっており、現役世代の調査員担い手の不足が明らかである。

調査時には調査客体を原則訪問する必要があるが、昼間不在世帯や居留守を使う世帯の増加など、調査客体と接触することが難しくなっており、接触できるまで何度も訪問することにより、身体的・心理的負担が大きい。そして、接触時の名前等の情報の聞き取りも、調査客体から疑念を抱かれスムーズに応じられないことにより調査員の心理的負担となっている。また、紙の調査票だと保管場所を厳重にしたり、整理・審査(記入漏れや文字が読みづらい等)に手間がかかるなど不便なことが多い。

オンライン化することにより、調査員の仕事が必要最小限のものとなり、仕事をしながら引き受けてくれる調査員の増加が見込める。また、回答状況がすべてオンラインで確認できるため、保管場所の確保や紙の紛失がなくなる。

○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退していく中、新規調査員の確保に苦慮している。

国勢調査等の規模の大きな調査では規定数の調査員が集まらないのが当たり前になってきており、1人当たりの担当調査区数が増え、担い手への負担が大きくなっている。(そしてそのことが、余計担い手を減らすという悪循環になっている。)

共働きの増加などより若手の調査員の確保は難しく、なんとか確保した調査員も、新規登録の時点で70歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れとなると調査活動中の事故が増える要因となる。

10年以内には現役調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなるという懸念が強い。統計調査員が、あくまで社会貢献活動の域をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。

○「オンライン回答がない場合等に限定して調査員が訪問する」という本提案は、調査をより複雑にし、自治体負担の増大につながる懸念がある。当市でも地域住民の協力を前提とする現行の統計調査員制度は限界に近い状況であり、調査手法や回答方法ではなく、調査の在り方そのものを検討すべきと考える。

○当市においても、登録統計調査員が高齢化し調査員を担っていただけの人数が減少している。また、現在は調査対象世帯のライフスタイルも多様化しており、訪問しても不在の世帯が多数あり対面での調査が困難になっている。デジタル化し、調査方法が基本的にオンラインでの回答となることで調査員の負担軽減となるものと考ええる。

○令和2年国勢調査において、当市の調査員約1,300名の約5割弱が70歳以上で、自治会による確保が中心であったが、確保が困難で、登録調査員の一部の方に2~3人分の世帯数を引き受けてもらってようやく実施できたが、次回調査での確保が課題。

○統計調査員の担い手不足に関しては、当市としても課題と認識している。

○当県でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で賄っている。高齢化の状況についても、直近の住宅土地統計調査において、調査員の約3割が70歳以上となっており、近い将来、調査員の不足により現在の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や報酬の見直しを進め、他の仕事と比較した際に積極的に選ばれるものにしなければならない。

○調査員の担い手不足やオンライン化等により、調査員調査の見直し等の必要性があると考ええる。

○県内の市町村からは、統計調査員確保が難しいとの声が多数聞かれます。また、調査員が戸別訪問しても、不在や居留守、調査拒否が多く、大変厳しい状況である。その中において、訪問を重ねコミュニケーションをとって高い回収率を保っているベテラン調査員は多くいるが、経験の浅い調査員は調査拒否に心が折れ、それが行政担当者へのクレームにつながり、調査員を辞退されるケースも見られる。市町村によっては、周期調査の調査員を確保できず、行政職員が数十名規模で調査にあたるのが常態化しているところがある。

このような状況において、調査員が戸別訪問して調査するという現行制度は、近い将来立ち行かなくなる恐れがある。国において「統計手法の抜本的改革」を検討いただくよう強く求めていきたいと考えており、本提案はそのひとつの手法を提示するもの。

○現在、基幹統計調査に係る調査票配布については、紙媒体の調査票及びオンライン回答用ID等を調査員により配布している。そのため、調査員の業務負担が高くなっており、担い手が不足する要因の一つとなっている。

○統計調査員の高齢化と併せ、個人情報保護意識の高まりや統計調査の意義、必要性が理解しづらいなどによる報告者の協力意識低下から、調査対象との接触困難さが増すなどしており、統計調査の品質確保が難しくなっている。

【労働力調査(令和5年度)における統計調査員の状況】

・調査員 226人中、70歳以上 129人(57.1%)

・平均年齢 67.9歳

【令和2年国勢調査における統計調査員の状況】

・当初予定人数 18,096 人、実任命者数 17,217 人(▲879 人)

・年齢 70 歳以上 4,646 人(27.0%)

・市町職員を調査員に任命 4,344 人(25.2%)

○当市においても、登録統計調査員の約 56%が 70 歳代以上となっており、調査員の高齢化が進行している。令和6年度4月時点で、75 名の調査員の登録があるが、比較的大規模な基幹統計調査においては、登録統計調査員のみで実施することが困難なため、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。登録統計調査員数が減少している現状において、調査書類の配布や回収を調査員が行うことは事務負担となっており、必要な調査員数に満たない状況で基幹統計調査を実施することは、調査書類の紛失等や調査中の事故に繋がるリスクがある。

○提案団体の支障事例と同様、年々調査員の高齢化が進み確保が困難になっていることから、提案団体の意見に賛同する。

○当市においても調査員の高齢化・担い手不足が顕著であり、国勢調査時には市職員が調査員・指導員を担わなければならない状況が続いている。(令和2年国勢調査における調査員等に占める職員の割合:調査員 468 人中 107 人(割合 22.9%)、指導員 79 人中 63 人(割合 79.7%))また、昨今は個人情報への漏えいを心配する声が増えている嫌いがあり、そのことが回答率の低下を招いている側面は否定できない。提案団体が示すように、まずは国又は自治体側からのオンライン回答用紙の一斉配布、その後オンライン回答のなかった世帯への調査票の配布・回収とするだけで、調査員の数の削減及び負担軽減に寄与するものとする。また、オンライン回答内容の補正作業についても、国の一括委託事業により外部業者に実施いただくことで、指導員及び自治体の負担軽減に繋がると考えるため、その点もぜひ検討いただきたい。

○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化や、調査関係書類の紛失による個人情報の漏洩発生などにより、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。

○当県においても、統計調査員の高齢化・担い手不足に加えて、調査拒否世帯の増加や夏場の高気温等により調査員への負担が増加しており、統計調査員を前提とした調査が限界に近づいている。

各府省からの第 1 次回答

基幹統計調査を始めとした統計調査のオンライン化については、統計法制度の面においてその推進の障害となっているものはないと考えている。公的統計の整備に関する基本的な計画(令和 5 年 3 月 28 日閣議決定)においても、e-Surveyの積極的な導入、オンライン回答率の向上、オンライン回答による集計の効率化などオンライン調査を推進しているところ、個々の統計調査の実情に応じて、統計の正確性や回答率の確保等にも配慮しながら進める必要がある。

各基幹統計調査の具体的実情については、以下のとおりとなっている。

・国勢調査、経済センサス-活動調査、住宅・土地統計調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、労働力調査については、全ての調査対象において既にオンライン回答を可能としている。オンライン回答の向上に向けこれまでも調査対象への周知や操作・機能面の改善などに取り組んでおり、今後も更なる取組を行っていく。

なお、各基幹統計調査については、統計委員会の審議も踏まえ調査方法を含め調査の実施計画を決定しているところ、調査員の事務負担軽減等の観点から、民間委託の更なる拡大の可能性等について、今年度実施する国勢調査や経済センサス-活動調査における試験調査において検証を行うこととしている。

・毎月勤労統計調査については、全ての調査対象事業所がオンライン回答可能となるよう、あらかじめ調査対象事業所に ID・PW を発行し、配布することとした。その結果、令和6年1月調査から全事業所がオンライン回答可能となり、オンライン回答率の上昇に寄与した。

・農林業センサス及び漁業センサスについては、それぞれ 2020 年、2018 年調査から全ての調査対象においてオンライン回答を可能とし、レスポンスデザインの導入等に取り組んでいるが、調査対象の多くが IT に不慣れな者が多い高齢者であること等も踏まえ、調査対象が回答しやすい手法として紙の調査票も配布している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	68
(管理番号	68)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

政府調達に関する協定の対象となる調達案件に係る公示方法の見直し

提案団体

千葉県、三重県

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。

具体的な支障事例

【現行制度】

政府調達に関する協定に基づき、一定金額以上の調達案件については、調達内容や契約結果の概要を、条約の附属書Ⅲに定められた媒体により公示しなければならないとされている。

この附属書Ⅲに掲げる事項は、条約の締約国が定めるものであり、県等の地方機関については以下のいずれかのもの(紙面又は電子的媒体)とされている。

- ・県報(原文:Kenpō)
- ・市報(原文:Shihō)
- ・県報又は市報に相当するもの(原文:Or their equivalents)

当県においては、上記のうち県報に掲載することで所定の公示を行っているところである。

【支障事例】

政府調達に関する協定の対象となる調達案件(以下「特定契約」という。)については、県報に掲載して概要を公示しているが、特定契約の概要や契約結果は電子調達システムでも公示していることから、調達担当課にとって二重の手間となっている。

また、県報への掲載に当たっては、調達担当課と県報担当課との間で十分な調整(書式の厳守、掲載日の10営業日前までの入稿など)が不可欠であり、双方にとって過大な負担となっている。

【支障の解決策】

政府調達に関する協定附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。

【参考】

当県における特定調達公告件数(暦年)※近年は増加傾向
令和4年:373件 令和3年:369件 令和2年:305件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調達手続の効率化

根拠法令等

政府調達に関する協定第7条、附属書Ⅲ
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、熊本市、鹿児島市

○当市においても同様の運用としており、紙媒体での公示関係事務の省略が叶えば負担軽減となるため、国通知などでの「県報又は市報に相当するもの」の解釈の明確化は望ましい。

各府省からの第1次回答

WTO政府調達協定では、紙面又は電子的媒体による調達計画の公示が認められており、別紙<参考>のとおり調達計画の公示において満たすべき要件が定められております。そのため、仮に県報に相当するものとして、電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示とする場合についても、電子調達システム等ウェブサイトが県報と同様に当該要件を満たすものである必要があります。具体的には、当該の電子調達システム等ウェブサイトが調達に関心を有する者に広く周知されていること、電子調達システム等ウェブサイトで調達計画の公示を公衆が容易に閲覧することができること（例えば、容易に場所を見つけ、簡単に操作できる）等が確保されている必要があります。また、電子調達システム等ウェブサイトに掲載される公示の内容及び期間についても、現在県報で行っている公示と同様に、WTO政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束を遵守する必要があります。（別紙あり）

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	70
(管理番号	70)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのような閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を示すこと

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、多賀城市、秋田県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

児童手当を始めとした自治体内部で完結する職員などの個人番号利用事務については、通常の番号利用事務とは区別し、個人番号利用や事務処理が、より効率的に実施できるよう、特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務について、庁内ネットワークのような閉鎖的な領域で取り扱う場合の具体的な技術的対策を地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに示すことを求める。

具体的な支障事例

現在、職員の児童手当に関する申請については、マイナンバーを記載した紙媒体の申請書を集約事務担当所屬あて持参しており、手交が難しい地方機関の職員からは、特定記録郵便等により提出されている状況にある。当該申請数は、年間200件ほどあり、1件につき家族分の特定個人情報を収集している。収集した特定個人情報は、家族分を含めてシステムへ手入力するため、事務負担となっているほか、入力誤りのリスクを抱えている。また、半数ほどが郵送での提出となっており、事務処理に時間を要するなど、非効率な状況が生まれている。

こうした支障を解決するため、職員からの児童手当に係る申請をオンライン化するために、当県セキュリティポリシーで特定個人情報の取扱範囲や対象者が限定的である事務における特定個人情報の取扱いについて、独自にセキュリティポリシーの見直しを検討しているが、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のii-19、iii-36では、上記のような取扱いについて、特段の規定がないため、対象や取扱い範囲が限定的な番号利用事務について通常の番号利用事務とは別に具体的な技術的対策を示すこと、例えば、対象や取扱い範囲を示すとともにネットワークまたはグループウェアに対し、どの程度の水準のセキュリティ対策ツールの導入等を行えばよいかを求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

従来は個人番号を記入した児童手当関係の申請書を郵送や持参により提出していたが、オンライン申請による提出が可能になり、業務の効率化につながる。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、熊本市、山鹿市、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。他方で、ガイドラインで規定されていない部分は特段の助言を行っていないものであるため、各団体が、個別のネットワーク環境を鑑みて、各団体の裁量で対応可能であるところ、ガイドラインで具体的に規定してしまうと、実際のネットワーク状況を踏まえられない形で助言を行ってしまうリスクがある。

なお、具体的な支障事例に挙げられている事例については、庶務事務システムで申請受付を行い、人給庶務システムで支払いを行うことにより既にオンライン処理をしているケースもあると承知している。両者ともに、ガイドライン上は、LGWAN 接続系の領域での扱いを想定しており、既にガイドラインに沿った形で実現可能であると考えている。これに伴うセキュリティ対策についてはガイドライン第3編第2章 3.(2)を参照いただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	71
(管理番号	71)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能とすること

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、塩竈市、多賀城市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度について、各都道府県と教育委員会間の情報連携を容易にするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)上、情報保有機関として、各都道府県と教育委員会を区別せず、一つの情報保有機関とみなすなど、共同して一つの自治体中間サーバーを利用可能とするよう、制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

番号法上では、マイナンバー制度に係り、都道府県と教育委員会は別の情報保有機関とされ、都道府県と教育委員会との間で情報連携を行う場合には、機関間連携として自治体の条例で必要な規定を定めなければならない。また、中間サーバーは情報保有機関毎に設置するとされていることから、都道府県と教育委員会とで個別に中間サーバーを設置することとなり、エラー対応やシステム更新作業等の重複する事務負担やソフトウェアインストール等によるコスト増加が生じ、システム管理や情報連携の煩雑化による業務の非効率化が生じている。一方で、同一の情報保有機関内の情報連携では、中間サーバーに登録された副本情報を活用した庁内連携が可能であり、事務や特定個人情報毎に条例の制定が必要とならない(独自利用事務を除く。)など、事務的な負担が少ない。

これらを踏まえ、番号法の見直しにより都道府県と教育委員会を一つの情報保有機関とみなすことにするなど、都道府県と教育委員会が共同して一つの自治体中間サーバーを利用できるようにすることで、都道府県と教育委員会の間でより事務的に容易である庁内連携が可能となり、サーバー管理上の事務負担等が軽減され、本提案における支障は解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、長野県、宇和島市、熊本市、鹿児島市

○当市においても提案団体が示すような市部局と教育委員会部局で自治体中間サーバーをそれぞれ管理しないといけないといった業務負担が生じている。

○一つの自治体が複数の中間サーバーを管理運用することとなり、システム運用管理や情報連携の煩雑化、非効率化が生じている。また、任命権者毎に中間サーバーを用意する必要がある現行ルールでは、県警など費用負担できない任命権者は中間サーバーを独自に用意できないため、小規模な組織における情報提供ネットワークの活用を妨げる要因となっている。

○市と教育委員会が別の情報保有機関として実施していた事務やシステム管理作業を統一することができ、また、機関間連携に係る取扱いを廃止することができ、事務効率の向上、コスト削減に繋がるため、制度改正の必要がある。

○当県においても、都道府県のみならず市町村でも同様の支障が発生しており、小規模自治体では中間サーバーに関する本庁担当者と教育委員会の担当者をそれぞれ用意するのが困難な状況であることから、事務負担及び運用コストなども考慮した制度の見直しなどを求める。

各府省からの第1次回答

個人番号については、行政事務を処理する者が当該行政事務の処理に関して必要な限度で利用することができる（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項）。そのため、個人番号を利用できる事務の実施主体についても、個別法における事務の実施主体と一致する形で法律上規定しているところである（番号利用法別表）。そのため、中間サーバにおいて取り扱う特定個人情報についても、それぞれのシステムで分かれて管理しており、事務の執行機関ごとにそれぞれの職員の権限でそれぞれのシステムにログインして事務を行う運用となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	76
(管理番号	76)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

遠隔での被災自治体の支援を可能とすること

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的な内容

災害時における遠隔支援を前提とした市町村の受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステムの設計を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現在、他自治体から被災自治体への支援については、主として現地派遣によるものである。「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」においては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性について検討することが望ましい旨の記載があるが、各自治体の受援計画、情報セキュリティ規定やシステム等において、遠隔支援を行うことが前提となっておらず、実態として実施できていない。

【支障事例】

令和6年能登半島地震においては、道路寸断による交通手段の制限や被災地の受援能力の限界、過酷な環境での業務となるなど、現地での継続的かつ大規模な支援には課題が多い。また、罹災証明書発行業務において、被害認定調査の調査員不足により罹災証明書の作成に着手できないケースもあり、現在のスキームでは、専門人材への業務の偏りや、専門人材の不足が生じている。

なお、クラウド型被災者支援システムにおいては、被災者台帳登録等について遠隔支援が可能な仕様となっているが、個人情報の取扱いに係る整理も必要となっており、全国的に当該システムによる遠隔支援の実績はない。

【支障の解決策】

遠隔支援を前提とした市町村の受援計画作成に当たっての留意点、個人情報の取扱い等を具体的に示す。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務のほか、市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務(児童手当、税務、保育所入所管理、選挙事務等)も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備を行う。

さらに、標準化対象業務のバックヤード業務については、他自治体の支援が可能と思われるため、遠隔支援を前提としたガバメントクラウドのシステム設計を検討いただきたい。

なお、遠隔での支援体制構築に当たり、自治体が個別に環境整備を進めた場合には、トータルコストの増大や、連携に支障が出るのが危惧されるため、統一的なルールやシステムの整備を求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地の事務作業の遠隔支援が可能となることで、現地職員の負担が軽減されるとともに、専門的知見を要する作業に携わる人材の効果的な配置が可能となり、迅速な災害復興に繋げることができる。

根拠法令等

災害対策基本法第 67 条、第 68 条、第 74 条、第 74 条の 2、地方自治法第 252 条の 2、第 252 条の 17、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、応急対策職員派遣制度に関する要綱、応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本市、鹿児島市

○地方公共団体間で共用可能なシステムの構築により人材派遣の負担軽減が図られることから賛同する。
○被災自治体への支援に入った際に、石川県が導入した住家被害認定調査に係るシステムが、受援自治体にも導入されており、調査の効率化と現場での時間短縮に役立った。一方で、帰庁後の登録データの精査業務が多大な負担になっていた。従って、調査業務と遠隔による登録データの精査業務を並行化が実現すれば罹災証明書発行の迅速化に繋がることから、個人情報の取扱に係る法整備やシステム導入に係る補助制度など包括的な整備を求めるものである。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(以下、手引き)では、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制(受援体制)を整備するための受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理したものであり、今後の各業務の所管省庁・関係各室での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて、受援側の体制整備の観点で新たに取り組むべき事項が発生した場合は、手引きへの掲載を検討させていただく。

【こども家庭庁】

災害対応業務等について遠隔支援ができるシステムの整備がなされるのであれば、児童手当制度を所管する立場からどのようなシステム活用が可能か検討してまいりたい。

【デジタル庁】

能登半島地震を含むこれまでの災害を通じ、業務継続性を確保した上での行政サービスを提供する必要がある。

市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備については、いただいたご意見も踏まえ、今後の各業務の制度所管省庁での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて検討されるものと承知しており、デジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

各業務の所管省庁において、遠隔支援・応援スキームの構築、制度設計等について議論・検討がまとまったのちに、内閣府防災において、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」が改訂された際には、内閣府防災と連名で各地方公共団体へ受援計画の見直しについて助言・周知を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	77
(管理番号	77)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

DV等支援措置に係る手続のオンライン化

提案団体

徳島県、滋賀県、京都市、奈良県、香川県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

DV等支援措置の手続(下記)のうち、②についてマイナンバーカードを用いてオンライン手続できるよう住民基本台帳事務処理要領を改正すること。

国が「DV等支援措置システム(仮称)」を構築し、②～⑤の手続及び延長申請等についてオンライン手続できるようにすること。

- ① 申出者→相談機関へのDV等被害の相談
- ② 申出者→市区町村への支援措置申出書の提出
- ③ 市区町村→相談機関への支援の必要性の確認
- ④ 相談機関→市区町村への意見を記載した確認書の返送
- ⑤ 市区町村が申出者に対して支援開始の連絡、関係市区町村への申出書の転送

具体的な支障事例

- ① 申出者に外出による安全面での負担や平日に休暇を取得する負担が生じている。
- ② 申出者及び市区町村職員(補助する場合)の双方に申出書作成に係る負担が生じている。
- ③ その他市区町村において以下の非効率が生じている。
紙ベースによる非効率(膨大な書類を保管する必要がある。必要な情報の探索や措置状況(経緯や過去の措置状況を含む。以下同じ。)の把握に多くの時間を費やす。)
電話連絡による非効率(記録に残らず、確実に内部で対応状況等を共有することが困難。申出者へ何度かけても繋がらない場合等には多くの時間を費やす。)
- ④ 措置決定後、手動で住基システム及び戸籍システムに反映させる必要がある。
- ⑤ 期限終了前に申出者へ連絡するが、警戒心から電話に出ず連絡が取れないため、やむを得ず措置を終了する場合がある。
- ⑥ 市区町村から延長等の決定について連絡を受けるまで、関係市区町村は当該決定がされたことを把握できず、タイムラグが発生する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)において、令和2年度(規制改革)1074番としてDV等被害者支援措置の延長の申出のオンライン化について提案があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ① 窓口に出頭することによる加害者からの追跡のリスクや精神的負担を削減できる。

- ②マイナンバーカードの券面事項入力補助 AP を用いることにより、入力誤りの防止と申出書作成の手間を削減できる。
- ③措置状況等がシステムで体系的に整理され、システム経由でのやりとりが可能になれば、以下のとおり改善される。
- 対面×→窓口対応時間の削減。
- 紙×→措置状況の確認が容易になる。書類保管や通知書の作成・発送作業の削減。
- 電話×→内部での情報共有が容易になり、対応漏れの防止が可能となる。
- 市区町村内の申出者を一覧化することで、自治体内のDV等支援措置の全体像、スケジュールを把握しやすくなる(申出者数、各人に対する措置期限など)。
- 新たに関係市区町村が増える場合(申出者の住所変更等)に措置状況を容易に把握できる。
- ④DV等支援措置システム(仮称)と住基システム及び戸籍システムを連携できる仕様にする事で反映作業が容易になる。
- ⑤申出者への連絡を自動通知とすることで通知漏れを防止し、電話での連絡も最小限とできる。
- ⑥システム経由で申出者に延長の意向を回答させることで、市区町村及び関係市区町村が予め意向を把握でき、必要に応じ措置の仮継続を行う等の対応が可能になる。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)第5 その他 10 ア(エ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、白河市、茨城県、前橋市、三郷市、堺市、豊中市、寝屋川市、岡山県、東温市、熊本市、鹿児島市

- 申出者の中には心因的な理由から窓口へ来庁することが困難な方もいる。また、当市では申出者への決定通知は簡易書留郵便により送付しているが、本人が不在等により決定通知を受け取ることができず、確認の電話や再送作業などに時間を費やしているケースもあることから、オンライン化には賛同する。ただし、本人確認を確実にできるか懸念もあり、マイナンバーカード及び暗証番号を申出者本人が適正に保管及び管理していることが必須である。
- DV等支援措置の手続きを希望する申請者は、市町村窓口に出頭する必要があり、窓口職員に内容を説明しなければならないこと、窓口への出頭自体が精神的苦痛であると訴える申出者もいる。また、関係機関や関係市との書面でのやり取りにも時間を要するため、仮止めの措置を行ってはいるが、件数も増加してきているため、管理が煩雑となっている。
- DV被害者が市町村から延長手続き通知、延長決定通知を受け取るタイムラグが生じる、DV被害者が市町村窓口に来所する負担がある、相談機関での面談に加え、市町村窓口でも詳細な事情を聞かれる場合がある、市町村担当課と相談機関の支援措置申出書に係る確認書のやりとりが煩雑という支障等がある。
- 申出者に外出による安全面での負担や平日に休暇を取得する負担が生じている。

各府省からの第1次回答

支援措置の実施に関する最終的な判断は市町村長において主体的に行う必要があり、延長の際には書類の提出だけでなく、市町村において申請者の詳細な状況を確認する必要があるため、出頭を求めているところ。オンライン化については、まずは実務に携わる市区町村の意見などをお聞きしながら、現状確認の方法など、課題を整理した上で、具体的な手続を検討するか判断する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	80
(管理番号	80)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務系への無線LAN接続等を可能とする具体的対策の明示

提案団体

兵庫県、東京都、滋賀県、堺市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

無線LAN及びテレワーク環境下においても、マイナンバー利用事務系への接続を可能とする具体的な技術的対策を示すこと

具体的な支障事例

【現状】

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、「マイナンバー利用事務系においては、無線LANは利用しないこととしなければならない」、「マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない」と定められている。

この点について、令和4年の分権提案(以下「分権提案」という。)で「本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したもの」との回答が総務省から示された。

その後、第33次地制調の答申の中で、一つの地方公共団体のセキュリティ対策の不備等が他の地方公共団体や国の機関等にも脅威となることが指摘され、地方自治法改正案(令和6年3月1日閣議決定)において、地方公共団体にサイバーセキュリティ確保のための方針の策定等を義務付け、国が当該方針の策定等について指針を示すこととされている。

【具体的な支障事例】

当県では、本庁舎再編に伴い、オープンオフィス・フリーアドレスの導入や大胆なテレワークの実施等による新しい働き方を推進することとしており、その対象には税務や福祉等のマイナンバー利用事務を所管する部署も含んでいる。

分権提案では「マイナンバー利用事務系での無線LAN利用及びテレワークは不可」とするガイドラインはあくまで「参考として示したもの」との回答である一方、地方公共団体が講ずべき情報セキュリティ対策に係る指針を国が示す法的根拠が設けられる状況変化が生じている。

そのことを踏まえると、ガイドラインにおいて、無線LAN及びテレワーク環境下でマイナンバー利用事務系への接続を可能とする具体的対策を示さず、一律に不可とする現状では、地方公共団体が独自にマイナンバー利用事務系での無線LAN利用及びテレワークに対応したセキュリティ対策を講じることは困難であるとともに、地方公共団体が目指す新しい働き方の推進を阻害する要因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が示す技術的対策により必要な水準の情報セキュリティを確保した上で、マイナンバー利用事務を所管する部署においても無線LAN利用やテレワークによる業務実施が可能となり、「生産性の向上」と職員の「働きがいの向上」の両立を図る、地方公共団体独自の新しい働き方の実現を促進できる。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、多賀城市、さいたま市、長野県、名古屋市の、寝屋川市、西宮市、宇和島市、佐世保市

- 当市においても庁舎の無線LAN化及び無線ノートパソコン整備を行ったが、マイナンバー利用事務系において無線LANが許容されていないため、提案団体と同様にテレワークなどの効率的な働き方の推進に支障をきたしている。加えて、有線LAN設備も併存せざるを得ないことによる余分なコストや管理負担も生じているほか、配置換えや人事異動におけるLAN配線作業も情報管理部門の負担となっている。
- 提案団体と同課題を抱えている外、人事異動や組織改正に伴う執務室のレイアウト変更時のLAN配線に年間通じて多大なコストが必要なこと、及び年度末の大規模な人事異動のLAN配線に時間を要するため新年度の業務開始に対応が間に合わないという課題を抱えている。
- 具体的な対策内容が示されていないため、マイナンバー利用事務系の端末は無線化が実現できず、大きな運用・経費負担が生じている。

各府省からの第1次回答

本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。改正自治法施行後も詳細のセキュリティ対策の規定について上記位置づけが変わるものではないが、まず、庁内におけるマイナンバー利用事務系における無線LAN利用について、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定にかかる検討会」において、検討を行う方向です。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	81
(管理番号	81)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

登録喀痰吸引等業務における申請手続に係る添付書類の簡素化等

提案団体

兵庫県、山形県、埼玉県、大阪府、沖縄県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

登録喀痰吸引等業務に係る申請手続がオンラインで完結できるよう、添付書類として求めている登記事項証明書と住民票の写しの提出を電磁的方法でも可能とすること

具体的な支障事例

【現状】

介護職員等が施設や事業所でたんの吸引等の行為を行うためには、たんの吸引等の実施に係る研修を修了した従事者が「認定特定行為業務従事者」の認定を受けるとともに、施設や事業所が「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」の登録を行う必要がある。

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により都道府県知事の登録を受けなければならない、申請に必要な書類として同法施行規則の規定により登記事項証明書(原本)を提出することとなっている。

また、認定特定行為業務従事者認定証は同法の規定により都道府県知事が交付することとなっており、交付申請に必要な書類は同法施行規則の規定により住民票の写しを提出することとなっている。

[年間新規申請件数(令和4年度)]

①登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録申請

②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

A自治体 ① 63件、② 1,026件

B自治体 ① 22件、② 335件

C自治体 ① 28件、② 377件

D自治体 ① 125件、② 3,269件

E自治体 ① 31件、② 277件

【具体的な支障事例】

同法の規定から、多くの自治体が書面で申請を受け付けており、電子申請での受付を実施している一部の自治体においても、原本での提出の必要がある登記事項証明書や住民票の写しは、別途、書面により提出する必要があるなど、手続のオンライン完結による事務負担の軽減や事務処理の迅速化の支障となっている。離島市町村が多い地域においては、さらに郵送に時間を要する場合も多い。

これらの書類は原本が根拠資料となることから、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登録喀痰吸引等業務に係る申請については、喀痰吸引が必要な利用者にサービスを提供する場合に、事業所

より至急での登録等を希望されるケースが一定数あるが、申請において原本書面の郵送等が必ず伴うため、事務処理に期間を要する状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体及び申請者の事務負担が軽減され、登録事務等の迅速化を図るとともに、オンライン完結による文書保管の電子化等によるペーパーストックレス化が推進される。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の2
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉県、京都府、山口県、高知県

○喀痰吸引の登録申請・交付申請を行う場合は、全て書面による提出を実施しており、住民票は原則原本の提出を依頼している。

また、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

【年間新規申請件数（直近3年間分）】

①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

令和3年度：① 68件、② 2,303件

令和4年度：① 71件、② 1,882件

令和5年度：① 83件、② 1,857件

各府省からの第1次回答

喀痰吸引等業務の登録申請については、管轄する都道府県知事に必要書類を提出することとしている為、各都道府県のオンラインの実施可能状況を確認しながら、手続きのオンライン完結について検討を行うこととする。登記事項証明書については、現在、一部の地方公共団体を対象として登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の先行運用を開始しており、2024年度においては更に登記情報連携の利用対象団体を拡大する予定である。こうした登記事項証明書の添付省略に関する取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。

登録喀痰吸引等事業者の登録において、住民票の写しの提出を不要とするため、住基ネットの利用を可能とするよう、必要な検討を行うこととする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	82
(管理番号	82)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

給付金等支出事務の私人委託を可能とする見直し

提案団体

北九州市、札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、名古屋市、広島市、宗像市、遠賀町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

各種給付金等について、公金の支出の委託が円滑に実施できるよう、公金の支出の委託についても、徴収事務の委託、収納事務の委託同様に、公権力の行使までを含んだ支出事務と公権力の行使までを含まない支払事務とで分類し、支払事務において委託できる経費として「補助金、負担金及び交付金」を追加することを求める。

具体的な支障事例

【当市における整理】

当市では、給付金等のオンライン申請において、申請受付、支給決定は市で行い、支払事務のみをコンビニATMで実施するサービスの導入を検討している。本サービスは、公金の支出事務の一部(支払事務)を私人(サービス提供事業者)に委託することになるため、地方自治法(以下「法」という。)の適用を受けるものである。公金の支出については、普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに公金事務を委託できるものとされているが(法第243条の2)、支出事務を委託できる歳出は、地方自治法施行令(以下「令」という。)第161条第1項第1号から第15号までの経費、貸付金及び同条第2項によりその資金を前渡できる払戻金に限られている(法第243条の2の6及び令第173条の3第1項)。給付金等はいずれにも該当しないため、公金の支出の委託としての実施は法令上不可であると考えている。

【導入が困難なことによる支障】

- ①新たに口座を登録する場合、口座情報の入力を要し、申請者に負担が生じる。
- ②支給決定から口座への振込までに時間を要し、利便性を損なう。
- ③受付後、口座情報の出力や確認作業等に時間を要し、職員への負担が大きい。

【令和4年提案を踏まえた当市見解】

令和4年提案「補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し」においては、補助事業に係る一切の事務を私人委託することが想定されていたが、本提案は、給付金等の支給決定等、公権力の行使と解される行為は従来どおり自治体で実施し、決定権限が介在しない支払事務のみ私人委託することを想定している。歳入に係る委託は、歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為である「徴収」と、調定し、納入通知のあった収入を受け入れる行為である「収納」に分類されており、歳出に係る委託も同様に、支出負担行為、支出命令及び支払までを包括する「支出」と、支出負担行為及び支出命令を除く「支払」に分類し、「補助金、負担金及び交付金」の委託は、「支払」のみに限定する等の措置により、見直しが可能と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

給付金等の受取方法の一つとしてコンビニATMが選択できるようになれば、住民の利便性の向上及び行政の効率化の両面で、以下の効果が期待できる。

（期待できる効果）

- ①口座情報の届出も不要なため、申請者の負担軽減に繋がる。
- ②全国のコンビニATM等で原則 24 時間 365 日いつでも受取が可能であり、申請者の利便性向上に繋がる。
- ③口座情報の確認、振込等の事務が不要となるため、職員の事務負担軽減と速やかな支給が可能になる。

根拠法令等

地方自治法施行令第 161 条第 1 項、第 173 条の 3 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、浜松市、熊本市

○申請者の負担軽減及び利便性の向上に繋がる。職員の事務負担軽減と速やかな支給が可能となる。

各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付決定後、支払のみを委託する場合においても、補助金等はその目的に応じて様々であって、補助金事業に対して多額の予算を計上している団体もある。支出事務を委託した会社が破綻するなど不測の事態が発生した場合に、委託した支出額を全額担保することが必ずしも可能とはいえず、地方公共団体が損害を被る可能性もあると考えられる。また、受託者の恣意的な判断により不当な公金支出につながるおそれもあるため、見直しは困難である。

なお、補助事業としてではなく、委託事業として事業を再構成することにより対応が可能になる場合もあると考えられる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	84
(管理番号	84)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの交付等に必要な統合端末の無線による接続を可能とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

J-LIS 提供の「市町村機器整備概要」において指定されている住民基本台帳ネットワークの有線による環境構築を、統合端末については無線による接続を許容していただきたい。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの交付に係る手続には、現状、統合端末を用いることが必要とされているが、統合端末と住民基本台帳ネットワークは有線接続による環境構築に限定されているため、庁舎外の場所に統合端末を設置してマイナンバーカードの交付等のための拠点を新たに設けようとした際、当該拠点において有線での接続を行う必要があることにより、費用面や工期の面等から断念せざるを得ない状況となっている。
今後ピークを迎えるマイナンバーカード及び電子証明書の更新に対して、現在の窓口数での対応には限界があり、無線接続により更新手続の拠点を増設するなど、積極的なサービス提供を行うことが必要だと考えているため、本件の提案に至っている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新手続をする際、移動が難しい地域住民は来庁することに支障がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

デジタル社会が提供するサービスを受けるための重要なツールとなるマイナンバーカードの普及及び今後ピークを迎えるマイナンバーカードや電子証明書の更新に対して、統合端末と住民基本台帳ネットワークの無線接続が可能となれば、以下のような効果が見込まれる。
・来庁が難しい区民へ、自治体側から積極的にサービスを提供できるようになる。
・既存の庁舎窓口以外の場所に拠点を増設するに当たり、統合端末が無線化されると、配線工事等が容易になり、工期の短縮や費用の削減につながる。

根拠法令等

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、鴻巣市、町田市、東久留米市、相模原市、亀岡市、安来市、東温市、福岡市、熊本市

○繁忙時期におけるレイアウト変更のたび職員作業もしくは費用をかけた移設を行っている。
○当市では、窓口への来庁が困難である市民に対し、市民の自宅まで職員が出向いて訪問交付を行っている。交付前設定済みのマイナンバーカード（以下、カード）を市民宅へ持っていき、本人確認書類および本人の容貌を確認した上で統合端末を設置している行政窓口まで戻り、交付処理を行った上で再度市民宅に赴きカードを手渡しているが、市民宅と行政窓口を往復することになり、相当時間を要するため訪問できる件数に制限が大きい。統合端末が無線化すれば、訪問交付の際に一度で本人確認から交付まで完了できるため、訪問交付にかかる時間を大幅に短縮することができる。また、カード申請時と同様に、地域に出張して電子証明書の更新や暗証番号設定の手続を受付する出張行政窓口の運用を検討することが可能になり、外出が困難な市民の利便性が向上する。
○郵便局にマイナンバーや電子証明書に関する業務委託を検討しようにも、配線工事等が必要となるため、時間・費用ともに障害となっている。
無線接続が可能となれば、郵便局への委託のハードルも下がるものと考ええる。

各府省からの第1次回答

統合端末の無線接続については、住基ネットが全国の住民の個人情報を保存しているシステムであることや無線接続により当該個人情報漏洩等のリスクがあることなどに鑑み、慎重な対応が必要と考える。
なお、統合端末については、住民基本台帳事務及びカードの交付事務に不可欠な端末であり、その操作は管理者から適正に権限を設定された者が確実に本人認証を経た場合に限り行うことができる等、正当でない者による利用を厳に防ぐ運用としてきているところであり、統合端末を含む住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備等の管理については、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」（平成14年総務省告示第334号）において、盗難、破損等を防止するために必要な措置を講ずべきものと定めているところ。
また、市区町村において管理されていた統合端末が所在不明となる事案が起こったことを踏まえ、「住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器、関連設備等及びマイナンバーカード等の適正な管理の徹底について（通知）」（平成30年2月28日）において、盗難防止のために統合端末をワイヤーロック等により固定することについて、改めて徹底することとしている。
よって、盗難防止の観点からも、統合端末の持ち運びについて許容することは困難であると考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	85
(管理番号	85)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

印鑑登録証明の印影登録等のオンライン化

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

印鑑登録証明の印影に関する情報を自治体間で共有することで、住所異動があった際も届出に来庁することなく手続きのオンライン化をはかることができる。

具体的な支障事例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。

印鑑登録においては、市町村ごとに条例を制定し印影を登録することが必要となっているため、転入の度に窓口に来庁して手続きをすることが必要となっている。

電子化の進展により、住所変更等の手続きは電子申請が技術的に可能であるにもかかわらず、印影の登録が必要であるために窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

現在検討されている転入・転居の手続きが完全オンライン化した場合も、印鑑登録を希望する者は前住地で印鑑登録をしても転入先自治体に印鑑登録の手続きのために来庁する必要が生じる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

印影の情報が前住地から転入先に共有されることに加え、印影の登録以外の届出をオンラインで行うようにすることで、窓口への来庁が不要になる。

根拠法令等

印鑑登録証明事務処理要領第22(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、三郷市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、安来市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市

○転入と同時に印鑑登録を行うことで処理時間が30分程度加算される。市民、職員ともに負担が大きく、また繁忙期の混雑解消のためにも導入すべきと考える。

各府省からの第1次回答

印鑑登録証明事務については、各地方公共団体において条例を定め、実施されているものと承知しており、御提案の制度を実現するためには、各団体において条例改正が必要となる可能性があり、影響が大きいものと考えられるため、御提案のニーズを適切に把握する必要があると考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	86
(管理番号	86)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

転入届・転居届の電子申請を可能とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法上の転入届及び転居届について、電子申請を可能にするための法整備を行うことを改めて強く要望する。

具体的な支障事例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。

一方、「転入届・転居届」の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。

しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続は電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

転入・転居・世帯主変更等の手続の場合は、法令で定められた期間内に窓口への来所すること必須となっており、住民の負担となっている。また、窓口に慢性的な混雑が生じており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続の電子申請を認めることにより、申請者の利便性を高めるだけでなく、市区町村窓口の混雑を解消できるため、事務の効率化につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、川崎市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、熊本市

○転入届・転居届を窓口で手続することは、行政手続のオンライン化を進めていく上で支障となり、オンライン化が可能となった場合、市民の利便性及び繁忙期における窓口の混雑緩和につながる。

○転出届と転入届は、転出届が完全オンライン化されたことにより繁忙期の利用率は20%を超え、利便性の向上と窓口の混雑緩和が図られた。加えて、転入届も対面手続が緩和されれば、更なるオンライン申請の利用率向上が期待できる。一方、転居届は対面手続によるオンライン申請の利便性が乏しく、利用率は1%程度に留まっている。

○マイナンバーカードについては、本人確認書類としての利用や署名用電子証明書の利用が想定されるため、仮にオンラインにより住所異動の手続がなされたとしても、その後の確実な券面の更新や電子証明書の発行が求められる。また、住居表示等により本人が申請した住所どおりの表記にならずオンラインだけで完結しない事例が多数想定される。そのため、転入・転居の手続のオンライン化以前に、住民異動後に発生する手続の簡素化等も検討（券面更新のオンライン化、簡素化等）が必要と考える。

○転入届・転居届の手続については、それだけでなくマイナンバーカードの更新や、国民健康保険等他部署での手続が大きく関わってくることから、窓口来庁しないことによる他部署の手続方法等整理を行った上で進めるべきものとする。

○マイナンバーカードの券面事項更新の方法やカードを持っていない人への対応、申請情報に疑義があった場合の対応等も併せて検討の上、事務処理方法を示していただきたい。

各府省からの第1次回答

住民基本台帳は、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる様々な行政事務の基礎となるとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードと電子証明書の認証基盤（トラストアンカー）となるものとして、市町村が管理することとされている。

このような住民基本台帳への記載の契機となる転入届及び転居届については、届出者の実在性・本人性やその居住実態を厳格に確認し、台帳の正確性を確保することが不可欠となっており、現行制度においては対面での手続を必須としている。

なお、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において「2024年度（令和6年度）を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。」とされていることも踏まえ、必要な検討を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	93
(管理番号	93)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバーカード及び電子証明書の諸手続きにおける本人確認等をオンライン化し、来庁せず手続きを完結すること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの諸手続きにおける本人確認をオンラインで実施できるものとし、手続き(交付、暗証番号の初期化、券面記載事項変更、一時停止解除等)をすべてを来庁せず完結できる制度構築を求める。

具体的な支障事例

現在マイナンバーカードの交付並びに電子証明書発行及び更新にあたっては、住民(代理人含む)が来庁することが必須となっている。マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行にあたっては、厳重な本人確認を要することから、上記のような運用が定められていると理解している。しかし、オンラインで本人確認等を行える制度を構築し、窓口に来庁することなく、カードの交付及び電子証明書の発行等を受けることができる制度とすれば、マイナンバーカードを希望するすべての住民に交付を行き届かせることが可能と考える。

また、マイナンバーカード及び電子証明書取得後に発生する諸手続き(暗証番号の初期化・再設定、一時停止解除、及びマイナンバーカードの券面記載事項変更)も、厳格な本人確認や統合端末での処理を要することから、住民(代理人含む)が来庁することが必須となっている。これらについても、オンラインでの本人確認や手続きができる制度とすれば、一層住民の利便性向上・不安削減につながると考え、本件の提案に至った。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

マイナンバーカードの交付、券面更新及び電子証明書の発行手続き及びをする際、移動が難しい地域住民は来庁することに支障がある。身寄りのないひとり暮らしの高齢者等は、窓口への来庁が困難で、マイナンバーカードの交付、券面更新及び電子証明書の発行等をあきらめてしまうケースも散見される。

また、住民票の発行や、確定申告等がマイナンバーカードを使用することで簡単にできることとなっているが、手続き時に暗証番号を忘れ初期化・再設定が必要となった方から、区役所への来庁を必要としない方法を求められることがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

デジタル社会が提供するサービスを受けるための重要なツールとなるマイナンバーカードの普及の障害となっている窓口来庁という障壁を取り除くことで、マイナンバーカードを希望するすべての住民に交付を行き届かせることが可能となる。

また、今後様々な申請がオンラインで行えるようになることが想定されるが、その際に重要となるマイナンバーカードの諸手続きがいつでも行うことができるということは、マイナンバーカードの不信感の削減、住民の利便性の向上につながる。

根拠法令等

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(1)、第7-2
公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(1)、第3-1-(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、町田市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、福岡市、大野城市、熊本市

- 開庁時間帯に来庁できない住民からのクレームが度々ある。
- マイナンバーカード等に係る本人確認等のオンライン化は、技術面及びセキュリティ面において、環境が整った上で実施することで、市民の利便性向上につながる。
- 令和7年以降、全国的に電子証明書更新の最初のピークが訪れることが予測されており、それに伴う暗証番号再設定手続等も含め、当市の区役所等窓口でも混乱が予想される。オンライン上でこうした手続を完結させることができれば、窓口負担の軽減および住民の利便性の向上に大きく寄与することが考えられる。
- マイナンバーカードの諸手続のオンライン化によって、今後の更新等に伴う混雑の緩和や、窓口来庁の減につながると思われるが、対面に相当する厳格な本人確認の担保が必要であると考えている。また、電子証明書の更新や券面記載等について、統合端末による方法だけでなく非対面でも行える方法（キオスク端末など）により職員負担や市民負担は大幅に減るものと考えている。
- 暗証番号の初期化・電子証明書の発行や更新・一時停止の解除についてはマイナンバーカードの券面事項の印字対応を伴わないため窓口に来庁する必要性がなく、手続をオンラインで完結することができれば市民の利便性を飛躍的に向上させることが可能である。保有枚数率が向上し利用者が増加しても、行政窓口を毎日24時間運用することは現実的ではない。キオスク端末やマイナポータル等で手続ができるようになれば、どのような生活状況にある方でもマイナンバーカードの利便性を失うことなくご利用いただくことと、人件費の増加を極力抑えることを両立できる。
- マイナンバーカードの交付等の手続について、来庁する必要性があることから、来庁が困難な住民へのフォローアップを行ってはいるが、全てに応じるのは限界がある。
- 手続（交付、暗証番号の初期化、券面記載事項変更、一時停止解除等）に、本人の来庁が原則となっていることから、市民の負担も大きく、また窓口においても、混雑や回答書送付受理等負担が大きくなっている。このことから市民、行政の負担軽減のためにも、オンライン手続き可を所望する。
- 暗証番号の初期化・再設定、一時停止解除、券面記載事項変更等の手続についてオンラインで行えるようになれば、住民の利便性向上や窓口負担の軽減につながると思うが、マイナンバーカードは本人確認書類として使用するものであることから、不正利用・不正取得の面からも厳格な本人確認を行い交付することが重要であると考えている。
- マイナンバーカードの普及の障害となっている窓口来庁という障壁を取り除くことは重要であると考えている。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。

電子証明書についても、電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口等において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。

マイナンバーカード及び電子証明書のオンラインでの更新のあり方については、関係省庁で構成される次期個人番号カードタスクフォースにおいて、有識者を交えて検討を行ったが、「対面で発行することで最高位の保証レベルを実現する」という国際的な基準から乖離することに加え、こうした基準を踏まえ諸外国においても対面で発行されているのが実態であることなど、様々な課題があることが指摘され、「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」において、『市区町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める』こととされた。

上記を踏まえ、マイナンバーカードの発行・交付や電子証明書の交付等の諸手続は対面での厳格な本人確認が必要と考えているが、令和7年度以降の電子証明書の更新需要の増加に対応するため、市区町村の窓口体制

を確保し、その負担軽減・国民の利便性向上を図ることは重要であると考えており、郵便局において電子証明書の発行・更新等に係る事務を取り扱わせることを可能とし、加えて、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について周知したところであり、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。

なお、暗証番号の再設定については、署名用電子証明書の暗証番号の再設定はコンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしており、利用者証明用電子証明書の暗証番号の再設定についても「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において令和6年度前半に運用開始と記載されたところ、実現に向け、準備を進めている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	96
(管理番号	96)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

総務省伝搬障害防止区域図縦覧システムに係る利便性の改善等

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

- ①インターネットで利用可能な「総務省 伝搬障害防止区域図縦覧システム」について、公共の安全の観点から、携帯電話事業者によって本人確認が行われた者のみが利用可能とされているが、確認方法を多様化するなど想定利用者である事業者等の利便性を改善すること
- ②先に①を講じた上で、地図縦覧方法の案内・相談手続き周知において、地方公共団体事務所ではなく総務省への誘導
- ③最終的に、地方公共団体事務所における電波伝搬障害防止区域図の縦覧の廃止

具体的な支障事例

電波法第 102 条の2に基づく伝搬障害防止区域内で 31m を超える高層建築物等を建設する場合、建築主は工事着工前に総合通信局への届出が必要であり、総務省作成図面にて当該区域を確認している。
現在、下記総務省ホームページにて上記図面が閲覧可能であるが、電波法に関係地方公共団体事務所での図面の設置と縦覧が規定されており、当市への当該届出や事前協議等の必要がないにも関わらず、利用者が庁舎を往訪する事例が生じている。また、当市では、総務省作成図面(紙)を備えて窓口閲覧や問合せ対応を対面や電話等で行う事務負担が残されている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

総務省ホームページの伝搬障害防止区域図縦覧には、事業者や設計者等の閲覧が想定されるが、利用登録に必要なメールアドレスのドメインが限定されている等、業務上利用しづらい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

インターネットでの閲覧を容易にすることによる届出事業者の利便性向上、総務省作成図面(紙)を備えて窓口閲覧や問合せ対応を対面や電話等で行う地方公共団体の事務負担軽減につなげる。

根拠法令等

電波法第 102 条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、川崎市、富山県、浜松市、熊本市

○変更ごとに送られてくる画像データの該当ページを印刷、差替え等の事務処理が生じているにも拘らず、窓口
に置ける縦覧の利用実態はほぼ無い。

各府省からの第1次回答

- ①現状、一般ユーザーのインターネット縦覧システムの利用者登録には一部のモバイルキャリアのメールアドレスの登録が必須となっておりましたが、令和7年当初(1月頃を予定)からはマイナンバーカードやSMS等での多様な利用者登録が可能となります。
- ②令和7年4月以降は、縦覧の方法としては、インターネット縦覧システム(総務省 HP)による縦覧を基本といたしますので、まずはインターネット縦覧システムをご案内いただくようお願いいたします。なお、インターネットを利用できない方のために、各地域の総務省総合通信局等では引き続き窓口での縦覧の対応をいたします。
- ③②で回答しましたとおり、令和7年4月以降は、縦覧の方法としては、インターネット縦覧システムによる縦覧を基本といたしますので、特定行政庁の窓口での縦覧は必須のものではなく、インターネット縦覧システムによる縦覧を補足するものとします。なお、各特定行政庁における住民サービスの一環として窓口での縦覧の対応がなされることは引き続き望ましい対応であると考えております。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	101
(管理番号	101)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの再交付に係る疎明資料の提出を不要とすること等

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード制度について、市民サービス向上のため、マイナンバーカード再交付時の遺失届の届出有無の確認を不要とし、焼失等の際は罹災証明書等の疎明資料の提出を不要とするよう、制度及び事務処理要領の見直しを求める。

具体的な支障事例

本市では毎月第2、第4の土曜日を開庁しているが、遺失届の届出がされているか遺失届提出先の警察署に対し確認・照会を行う際、土曜日のため警察署が対応できなかった。また火事によりカード含め家屋全部が焼失してしまった当該者に対し、罹災証明書の発行を待たないと再交付申請ができなかったため、カード(家屋)の焼失から再交付申請するまで時間を要した事案が発生した。
令和6年12月より健康保険証が廃止されマイナンバーカードとの一体化されることから、迅速な再交付申請が求められているが、届出の有無を確認する必要や疎明資料の提出があるため申請日当日の審査・処理ができなくなってしまい、当該申請に係るマイナンバーカードの特急発行に関する自治体での手続を即日行うことなどができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

警察署への確認のための電話照会がなくなり、事務の効率化が図られ、再交付申請の受付を行った自治体のみで審査・処理が可能となり、市民サービスが向上する。また災害が起き、罹災証明書が早期に発行されない際もマイナンバーカードの再交付申請が早期に行うことができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第28条第3項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第5-1-ク

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、旭川市、花巻市、いわき市、鴻巣市、町田市、浜松市、豊橋市、半田市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大野城市、鹿児島市

○警察では自宅内紛失の場合、紛失届を受理しないため、結局窓口での経緯の聞き取った内容を根拠資料とするしか手段がない場合が多い。

○マイナンバーカードの再交付手続において、疎明資料等が必要なケースの場合、これを不要とすることで、手続する市民及び事務の負担が軽減され、手続に要する時間も短縮される。

○マイナンバーカードの利用範囲の拡大に伴い、再発行に迅速な対応が求められる。左記の制度改正があれば、スピード感のある対応をとることが可能となる。

○当市では土日夜間の開庁も行っているが、電話照会が必要で警察署との連絡が取れなかった際、再交付の手続についてお断りして後日の来庁を依頼したケースがある。市民の利便性を考え開庁時間の拡張を行なっているにも関わらず、市民が希望する手続が行えないことは、マイナンバーカードに対する不信感や不要論を招く。事務処理要領を緩和し自治体窓口での手続で完結できるようになれば、マイナンバーカードを所持していない期間の短縮にも寄与し、保有枚数率の維持にも繋がる。

○遺失物届の控えの提出を求め、届出内容を確認するために警察署に電話確認を行っているが、土曜日の対応ができず、また、平日であっても電話でのやり取りに時間を要している。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードが対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであることに鑑み、二重交付を防ぐため、現在、マイナンバーカードを紛失した際には、再交付の際、遺失物届を届け出た警察署及びその連絡先並びに遺失物受理番号が記載された紛失届や罹災証明書の提出を求めている（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第28条第3項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第5-1-ク）。

したがって、再交付時の遺失物届の届出有無の確認等を不要とすることは困難である。

一方、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平成27年9月29日）第5-1-ク（ウ）において、遺失物届を届け出た警察署及びその連絡先並びに遺失物受理番号が記載された紛失届や罹災証明書の提出が困難である場合には、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出を認めている。

したがって、具体的な支障事例で挙げられている場合も、市町村長が疎明資料の提出が困難であると認めるときは、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出を求めることで、手続を行うことが可能である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	102
(管理番号	102)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

就学支援事務におけるマイナンバー情報連携の円滑化

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

就学支援事務におけるマイナンバーを利用した課税状況確認事務の円滑化のため、自治体中間サーバー(データベース(DB))への税情報の速やかなデータ反映が可能となる運用を行うこと
(例:市町村により混在しているデータ反映のための日次処理と月次処理を日次処理に統一等)

具体的な支障事例

【現状・具体的な支障事例】

高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費等の各就学支援制度では、保護者等の課税状況で認定可否の判定を行うため、(A)課税証明書等の提出書類、(B)マイナンバーを利用した税情報照会のいずれかにより保護者等全員の課税状況確認を行っている。マイナンバーカードの普及に伴い、当県での確認(年間約200,000件)対象となる保護者等の多くが(B)による申請である。

所得が無い場合、課税証明書取得の際にはその旨の申告が必要であり、マイナンバー利用による税情報の確認を行う場合も同様に、所得が無い旨を市町村窓口で申告する必要がある。そのことは、各支援制度の申請案内の際に留意事項として保護者等に周知しているが、市町村窓口で課税証明書を取得する場合は、所得が無い旨の申告がまだでも窓口で確認がなされる一方、マイナンバー利用の保護者にとっては、市町村窓口での所得が無い旨の申告のみの手続は漏れやすく、それが照会エラー(年間約2,000件)の原因の大半を占めている。

未申告エラーの場合は、①市町村に照会しエラー原因が所得未申告と判明、②保護者等に市町村窓口での申告を依頼、③申告内容がDBに反映して初めて課税状況が確認可能となるが、各市町村税務システムからDBへの反映処理に要する時間の差が大きい(月次処理と日次処理の混在が主な要因と考えられる)ため、エラー解消に時間を要し、円滑な審査事務の支障となっている。

その結果、審査期限までにエラー解消ができない見込みである場合は、改めて保護者に連絡し(B)から(A)への変更を依頼せざるを得ない。その場合、自治体においては保護者等への連絡・依頼等の業務増となるとともに、保護者等においてはエラー解消に必要な申告を行ったにもかかわらず、さらに課税証明書の取得・提出まで求められることとなり、負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村の税務システムからDBへの税情報の速やかなデータ反映が可能となることで、就学支援制度の審査

事務の効率化が図られ、職員の負担軽減及び事務の円滑化につながる。
また、保護者等にとって、マイナンバー利用による課税証明書の取得・提出の省略が更に徹底されることとなり、負担軽減となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、東京都、川崎市、長野県、三重県、京都府、守口市、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県

○当県でもマイナンバー利用申請の増加に伴い、同様の照会エラーが増えており、正しい税務情報が反映されるまでに時間を要することによる審査事務の支障は発生している。

○保護者等による市町村窓口での申告に係るDBへの反映に時間がかかるため、審査期限を考慮して未申告エラーの場合は課税証明書の提出を依頼することとしており、マイナンバーの利点が生かせていない。

各府省からの第1次回答

個人住民税情報による所得確認が必要となる事務については、貴県にもご協力いただいているとおり、関係機関においても、事前に必ず個人住民税の申告を行っていただくことを周知いただくことが重要と考えています。その上で、個人住民税に係る副本データについては、正本データが確定又は登録(更新)された日の翌々開庁日の業務開始前までに、自治体中間サーバーに副本データを登録(更新)することとされております。なお、納税者等から申告を受け付けてからの処理に要する期間は、地域の実状等に応じて各地方団体において決定されるものであり、国において統一的な処理期間等を設けることは適当ではないと考えます。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	105
(管理番号	105)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」及び「公的個人認証サービス事務処理要領」の統合

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」及び「公的個人認証サービス事務処理要領」の整合を図った上で統合すること。

具体的な支障事例

現在、カード自体の要領である「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」と、電子証明書の要領である「公的個人認証サービス事務処理要領」の2種類が存在する。マイナンバーカードの交付に当たって、電子証明書を付与しないケースは極めて希であり、一体的な手続となっていることから、マイナンバーカードの手続によっては、一度の手続(転入時等)に際し、双方の要領を確認しなければならず、地方自治体等の窓口においては、非常に複雑な事務作業を要している。

例えば、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」においては、住所変更に伴う継続利用は同一世帯員や法定代理人で、暗証番号の照合ができた場合は同意書の提出が不要となる。一方、「公的個人認証サービス事務処理要領」においては、住所を変更したことに伴う署名用電子証明書の発行のため、同意書の提出が必要となっている。

また、紛失等で一時停止を申し出たがカードがみつかり、解除申出を受け付ける際、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」に基づき、カードを運用中に変更し、「公的個人認証サービス事務処理要領」に基づき、電子証明書の失効・発行を行う。カードの事務処理要領だけで処理すると電子証明書が一時停止のままとなってしまう。といったように、『カードが見つかった』という申し出に2つの事務処理要領を確認する必要がある。

さらに、マイナンバーカードの暗証番号の変更申出を受け付ける際、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では『再設定』と表現されているが、「公的個人認証サービス事務処理要領」では『初期化』と表現されている。マイナンバーカードにおいては、すべての暗証番号を初期設定に戻すことなく、変更したい番号を設定するため、『再設定』がふさわしい。署名用電子証明書用暗証番号や利用者証明用電子証明書暗証番号の暗証番号を変更する際、初期化しなければならないとの勘違いが生じる。

こうした横断的な手続の際、事務処理誤りを防ぎ、窓口負担を低減するためにも、各要領の整合性を図った上で、統一化することが望ましいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務処理誤りを防ぎ、地方自治体の窓口負担を軽減する。

根拠法令等

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領、公的個人認証サービス事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、十和田市、花巻市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、鴻巣市、町田市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大野城市、宮崎県、鹿児島県

○相互に連関があるにもかかわらず、要領が分かれてしまっており、マニュアル等を作る際にとっても障壁になっている。

○マイナンバーカードの暗証番号再設定の項目だけでも、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領と公的個人認証サービス事務処理要領にわかれている。重複する内容であるが、公的個人認証サービス事務処理要領には様式が1種類しか掲載されておらず、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領では様式1・様式2の2種類があり、内容が統一されていない。要領を統一し、窓口での混乱を招くことがないよう改善していただきたい。

○マイナンバーカード、電子証明書に関する手続を関連して実施するために、それぞれで求められる本人確認書類が異なる等、事務が煩雑となっている。

○マイナンバーカードと電子証明書はほとんど一体のものとなっており、同じ継続利用の手続きでもマイナンバーカードと電子証明書では必要書類が異なることがあり、案内や周知、対応等に支障をきたしている。

○複数のマニュアルの存在は事務の混乱を招くため、統一した指針が必要である。

○当市においても事務処理要領に基づき作成しているマニュアルがそれぞれあり、更新等が煩雑となっている。事務処理誤りを防ぎ、窓口負担を低減するためにも、各要領の整合性を図った上で、統一化することが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構が発行し、市町村長等が交付するものである。

電子証明書は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構が発行し、市町村長が提供するものである。

これらは発行と交付又は提供の主体が重複する点もあるが、それぞれの根拠法令に基づき手続等が定められており、例えば、マイナンバーカードと電子証明書の一時停止に係る取り扱い等、必ずしもその手続が一致するものではないため、手続を定めている事務処理要領についてもマイナンバーカードと電子証明書に関するものでそれぞれ定めている。

なお、住所変更時の照会兼回答書の取り扱いを揃えること及び「再設定」と「初期化」の文言の整理については、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等の一部改正について（通知）」（令和6年5月24日）において、改正を行っている。また、暗証番号再設定に係る様式が「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」において2つ掲載されているのは、マイナンバーカード単体の暗証番号再設定に係る様式のほか、利便の観点から、電子証明書との統合様式を掲載しているためである。

マイナンバーカード及び電子証明書の発行・交付等の事務を担う、自治体の窓口負担の軽減は重要であると認識しており、そのために各事務処理要領を分かりやすい記載にするなどの取り組みを進めてまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	106
(管理番号	106)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

自治体窓口において代理人によるマイナンバーカードの健康保険証利用登録申請を可能とすること

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自治体窓口におけるマイナンバーカードの健康保険証登録申請について、代理人による手続を可能とすること。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新については、委任状等があれば代理人での手続が可能である。しかし、保険証登録申請については、顔認証マイナンバーカードへの設定切替等を行った場合は、医療機関又は薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して、機器による顔認証又は目視による顔確認により行う必要があり、マイナンバーカード交付等と同時に自治体窓口での代理人による手続を行うことができない。

令和6年12月の保険証廃止に向け、特に施設入所者のカード交付又は更新手続など代理人による保険証の紐付け登録の増加が見込まれることから、自治体窓口での代理人による保険証登録を認める必要があると考える。

また、顔認証マイナンバーカードについては、保険証登録申請は、顔認証マイナンバーカードへの設定切替前に市区町村で暗証番号を利用して申し込む方法と、医療機関で顔認証を利用して申し込む方法しか用意されておらず、本人の来庁等が困難な場合には、保険証登録の負担が大きいと考えられ、代理人による登録の必要性が増すものと想定される。

さらに、保険証登録申請は、マイナポータルやコンビニエンスストアのセブンイレブンのATMでは、顔認証による本人確認によらず、暗証番号の入力のみで保険証登録が可能となっている。また、公金口座の登録の場合は、法定代理人による手続が可能である。もとより、マイナンバーカードへの保険証の紐付けについては、自治体はあくまで支援する立場であることも踏まえると、厳格な本人確認の必要性はないと考える。

これらのことを踏まえると、本人による申請のみを認める現行の厳格な取扱いについては、見直しを行うべきと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

障害のある子どもの法定代理人である親が、子どもの保険証登録を代理で行えるようにしてほしいとの要望があった。また、施設入所者や長期入院者等の任意代理人から、今後、健康保険証の廃止に伴い保険証との紐付けが重要となるため、マイナンバーカードを取得したにもかかわらず、紐付けが代理で行えないのではカードを作っても利用できず、マイナンバーカードを持つ意味も薄いとの意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの受け取り等を代理人に委任した人がそのまま保険証登録も委任することができることで、利用者の利便性向上、マイナンバーカードの普及に資する。

根拠法令等

総務省からのマイナンバーカード普及に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、花巻市、鴻巣市、神奈川県、豊橋市、寝屋川市、西宮市、米子市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島市

○マイナンバーカード申請交付の要領で認められている代理の場合に住民への説明に瀬しクレームになることも多い。

○紙保険証が廃止されマイナ保険証の普及を促進する必要があるため、賛同するもの。

○マイナンバーカード、電子証明書に関する手続きを関連して実施するために、それぞれで求められる本人確認書類が異なる等、事務が煩雑となっている。

各府省からの第1次回答

自身で健康保険証利用登録を行うことが難しい子どもの場合には、法定代理人である親が代わってマイナポータルを利用して健康保険証利用登録を行うことは、現時点においても、市町村窓口を利用せずとも可能です。他方で、顔認証マイナンバーカードに設定切替を行う場合も含め、任意代理人が本人に代わって、マイナポータルを利用してマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行うことについては、他人（任意代理人）が本人のマイナンバーカードを用いて本人のマイナポータルにログインすることや、利用登録の過程で、マイナポータルの画面上に表示される個人情報が任意代理人の目に触れてしまうことについて、慎重な検討が必要であると考えています。

顔認証マイナンバーカードへの設定切替を申請する方が、市町村窓口において、職員による利用登録のサポートを希望する場合には、「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書」への署名を含めた代理人による手続きを可能とすることやその周知を検討してまいります。

なお、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は、未実施の状態でも医療機関を受診した場合でも、医療機関の窓口の顔認証付きカードリーダーを用いてその場で簡単に手続きを行うことが可能です。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	107
(管理番号	107)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの電子証明書に係る暗証番号の法定代理人による初期化等手続の簡素化

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

法定代理人による市区町村窓口におけるマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の初期化、再設定及び変更については、照会書による回答を不要とすること。

具体的な支障事例

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び公的個人認証サービス事務処理要領によれば、マイナンバーカードに係る電子証明書の暗証番号の初期化、再設定及び変更においては、代理人が来庁した場合は照会書回答方式となり、法定代理人であってもその場で変更等を行うことができない。15歳未満及び成年被後見人の方の電子証明書の暗証番号の初期化、再設定及び変更について、法定代理人が手続を行う場合は、照会書による回答を不要とするよう、規則及び事務処理要領に明記することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

未就学児の親及び高齢・障害などで外出が困難な方の成年後見人から、照会書への回答を持参していない場合に、暗証番号の再設定等がその場でできないことなどについて、回答書を持参し再度来庁するのは、本人に代わって身分上及び財産上の監督保護を行うことができる親権者、本人に代わって法律行為を行うことができる成年後見人の趣旨からして不条理であるとの意見が複数あった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定代理人が本人と同等となれば、再来庁の必要がなくなり、利便性向上につながる。また、回答書の作成及び送付が必要なくなり、職員の負担軽減にも寄与する。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則
公的個人認証サービス事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、町田市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○本人が了承しているにもかかわらず、代理人での手続完了に時間がかかることについてクレームとなることがある。

○マイナンバーカードに係る電子証明書の暗証番号初期化等の手続において、法定代理人による手続を簡素化することで、市民の利便性及び事務負担の軽減が図られる。

○顔認証マイナンバーカードの自治体向け説明会に関する質問票の項番 490 に対する 2024 年 2 月 20 日付け回答で「法定代理人であっても通常の代理人と同じく、委任状等が必要」とされたことで、申請者本人が 15 歳以上 18 歳未満の場合、親権者が本人に代わって身分上及び財産上の監督保護・教育を内容とする権利義務を有するにもかかわらず文書照会を行うことになり、法定代理人への説明対応に苦慮している状況である。本件について緩和されれば、子のマイナンバーカードについて法定代理人が速やかに手続を行うことができ、市民の利便性が向上する。

○法定代理人であっても、即日の対応ができないため、日数や 2 回の来庁を要するなど、住民負担を強いている。

各府省からの第 1 次回答

電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、その暗証番号は原則として本人のみが知っているものとして、認証の 1 要素を構成するものであるから、各種暗証番号の変更等については、適切な本人確認を行った上で手続を行う必要がある。

代理人を通じて暗証番号の変更等を行う場合についても同様に、代理人の本人確認並びに申請者が住民票に記録されている本人であること及び本人の意思に基づくものであることの確認を適切に行う必要があるところ、照会書兼回答書を申請者に係る住民票に記載されている住所に送付することにより、申請者が住民票に記録されている本人であること及び本人の意思に基づくものであることの確認を行っているものであり、法定代理人を通じた場合においても、申請者が住民票に記録されている本人であることの確認は必要であることから照会書兼回答書を求めることとしており、提案も踏まえて対応を検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	112
(管理番号	112)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

認可地縁団体の総会における書面又は電磁的方法による決議条件の緩和

提案団体

静岡市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

認可地縁団体が少なくとも毎年一回開くこととされている総会において決議する場合に、構成員全員の承諾が少なくとも書面又は電磁的方法による決議をすることができるように規定を緩和すること。

具体的な支障事例

認可地縁団体が少なくとも毎年一回開くこととされている総会において決議する場合に、書面又は電磁的方法による決議を行うことができるよう法改正(令和4年8月20日施行)された。
しかしながら、構成員全員の承諾が必要とされていることから、オンライン会議等が浸透した今日においても、当市では依然として電磁的方法による決議が行われた実績がないため、書面又は電磁的方法による決議条件の緩和をしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実績がない要因として、構成員全員の承諾を得る手間が支障となり、書面又は電磁的方法による決議に踏み込めないという声が上がっている。
また、書面又は電磁的方法による決議を行うことができたとしても、個人単位での決議が必要になることから、認可地縁団体の運営に当たり、本改正法を活用する利点を感じられないという意見も聞いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

代表者等の事務負担が軽減される。
総会の決議条件が緩和されることで法人運営が円滑になる。
認可地縁団体移行のハードルが下がり、自治会等の法人化が進むことにより、資産管理の効率化や社会的信用の向上につながる。

根拠法令等

地方自治法第260条の19の2
地方自治法施行規則第22条の2の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、川崎市、多治見市、名古屋市、亀岡市、堺市、防府市、福岡市

- 当市でも同様の相談があり、制度改正されることにより自治会等の法人化の手続きが円滑に行われるようになることが期待される。
- 構成員全員とは、当該地縁団体の区域に居住する全員となり、本人による意思表示が難しい場合や住所は置いているが入院中の場合など、決議に参加するのが難しい場合もある。
- 書面又は電磁的方法による決議条件が厳しいため団体にとって活用しづらい制度となっている。

各府省からの第1次回答

地方自治法では、認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とすると規定されており、団体の構成員のうち、書面又は電磁的方法による決議を行えない者の表決権を保護する観点から、総会の場合での討議を省略することによって全ての構成員に不利益が及ばないように、構成員全員の承諾は必要であると考えています。また、他の法人制度においてもすでに同様の規定が設けられていますが、当該規定においても関係者全員の承諾等を必要としています。

なお、総務省の調査では、令和5年10月時点で、310市区町村において、認可地縁団体が書面又は電磁的方法による決議を行った実例を把握しております。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	113
(管理番号	113)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

マイナンバーカードに係る事務の一部について代理権を有していると認められる保佐人及び補助人を法定代理人と同様に扱うこと

提案団体

藤沢市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(以下「命令」という。)の一部及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)において、「法定代理人」と表記されている箇所を「法定代理人並びに登記事項証明書の代理行為目録により代理権を有していると認められる保佐人及び補助人」とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

命令の一部及び施行規則における「法定代理人」は、親権者、未成年後見人及び成年後見人であり、保佐人及び補助人は、裁判所の審判により代理権を有していると認められ登記事項証明書の代理行為目録に記載がある場合であっても「法定代理人」には含まれず、任意代理人として扱われる。

【支障事例】

代理権を有していると認められる保佐人及び補助人から本件の相談をされており、度々トラブルになっている。

【制度改正の必要性】

保佐人及び補助人は任意代理人として手続を行うことになるため、マイナンバーカードに係る暗証番号の入力を保佐人及び補助人に行わせることができず、申請者本人に申請意思の確認等を文書照会にて行うことになり、手続完了まで数日かかる状況となっている。

【支障の解決策】

保佐人及び補助人は、裁判所の審判により代理権を有していると認められているため、法定代理人と同様に取り扱うことで被保佐人及び被補助人の利便性が向上すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

転入手続に来た代理権を有していると認められる保佐人及び補助人から、「代理権があることは確認できるため、法定代理人と同様に取り扱ってもよいのではないか。」と意見が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

代理権を有していると認められる保佐人及び補助人を法定代理人と同様に取り扱うことで被保佐人及び被補助人の利便性が向上するとともに、自治体職員の事務処理作業を軽減する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 33 条第 1 項
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第 5 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、十和田市、花巻市、いわき市、浜松市、半田市、寝屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○保佐人及び補助人を法定代理人と同様に取り扱うことで被保佐人及び被補助人の利便性が向上し、事務負担の軽減が図られる。
○裁判所の審判により代理権を有していると認められている点から、保佐人及び補助人を法定代理人と同様に取り扱うことで、被保佐人、被補助人の利便性の向上が期待できる。
○保佐人及び補助人については、登記事項証明書の代理行為目録に記載がある場合であっても、本人の意思確認を行う必要があるが、保佐人及び補助人に説明しても理解を得られない場合があり、対応に苦慮している。
○当市においてもトラブルが多く、保佐人・補助人も同様に取り扱うことで、利便性が向上し、自治体職員の事務処理作業が軽減されると考える。

各府省からの第 1 次回答

マイナンバーカード及び電子証明書は安全・確実に対面やオンラインで本人確認を行えるツールとして利用するため、厳格な本人確認を経て発行することとしている。
本人が発行等の手続を行うことができない場合にも厳格な本人確認をする必要があるところ、原則として代理人には照会書兼回答書や委任状等の書類を求め、申請者が住民票に記録されている本人であること及び本人の意思に基づくものであることの確認や代理権の確認をしている。法定代理人についてはその性質を踏まえ、上記書類の一部を不要としているところであり、御提案も踏まえて対応を検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	118-1
(管理番号	118)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

長等の損害賠償責任の一部免責条例の改正時における監査委員への意見聴取義務の見直し

提案団体

高根沢町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第243条の2の7第1項の規定による条例の改正において、議会による監査委員の意見聴取義務を不要とする場合を設けるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地方自治法第243条の2の7(地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)による改正前の地方自治法(以下「旧法」という。)においては第243条の2)第2項において、議会が、同条第1項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないと規定している。

【支障事例】

旧法第243条の2第1項の規定に基づき制定した当町の「長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」において引用している旧法第243条の2及び第243条の2の2の規定が、改正法により、それぞれ第243条の2の7及び第243条の2の8に繰り下げられ、令和6年4月1日から施行されることに伴い、議会の議決を経て同年3月15日付けで同条例の一部改正を行った。

この条例の改正においては、旧法第243条の2第2項の規定により義務付けられている議会による監査委員への意見聴取が行われたが、条ずれ対応のみの改正で、監査委員が意見する余地がないことは明らかであったにもかかわらず、議会及びその事務局並びに監査委員及びその事務局が形式的で非効率な事務手続等を行うことを求められた。

【制度改正の必要性】

旧法第243条の2第2項の制定趣旨は、注釈地方自治法(第一法規)を引用すると、「条例が内容上の客観性・合理性を欠いていないか、すなわち条例が恣意的でないか、免責制度の趣旨目的を超えたものではないか、最低責任負担額が職責、年収等に照らして相当であるか、等の観点から」監査委員が意見を述べることであり、同項の規定は、当該制定趣旨に沿うよう運用されるべきものであると考える。

【支障の解決策】

条ずれ対応その他の監査委員において意見する余地が明らかでない場合においては、地方自治法第243条の2の7第2項の規定は適用しないこととすることで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法令改正に伴う条ずれ対応等の場合においては地方自治法第 243 条の2の7第2項の規定は適用しないこととすることで、同条第1項の条例の改正をしようとする全国の自治体において事務が省略され、行政運営の効率化につながる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条の2の7第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、神奈川県、大阪市、兵庫県

○【現状】

地方自治法第 243 条の2第2項にあるとおり、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとある。

【支障事例】

当市で一部免責条例は制定されていないが（県内では県と●●町のみ）、条例制定後、条例内で地方自治法の条項を引用している場合、該当する地方自治法の改正により条ずれが発生した際には条例を一部改正する必要がある。この場合、条例の改廃に関する議決となるため、現在の制度では、内容の変更が無いのにも関わらず監査委員の意見を聞く必要が生じるが、監査委員は意見の余地が無い。

【制度改正の必要性】

意見の余地が無いものに対する監査委員の意見は形式的なものに過ぎないため、意見を聴くという行為の必要性に課題があることから、議会による監査委員の意見聴取義務を不要とする場合を設ける必要があると考える。

○当該条例では、地方自治法及び地方自治法施行令を引用しているが、同法及び同施行令が当該条例とは無関係の改正により条ズレし、条例改正が必要となるケースが続いており、今後も同様のケースが想定される。このような場合には監査委員による意見の余地はないと考えられるが、形式上意見を聞かなければならず非効率である。

各府省からの第1次回答

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（以下「一部免責条例」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の2の7第2項において、「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」とされている。これは、一部免責条例の制定改廃に当たって、判断の客観的合理性を担保するためのものとされ、条例の内容が公平性・客観性を欠くものではないか、条例で定める限度額が職責、年収等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることになるものと考えられる。

御指摘のように、一部免責条例において地方自治法等の法令の条項を引用している場合に、当該法令の改正による引用条項の移動（いわゆる「条ずれ」）に伴い、規定の整理を行うことも条例の「改正」となることから、同項の規定に基づき監査委員の意見を聴取することが必要となる。

今後、同様の「条ずれ」に伴う条例改正が必要となるような場合には、地方公共団体の負担に配慮した改正内容となるように検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	118-2
(管理番号	133)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

普通公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る規定の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第243条の2第2項の「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」に、ただし書きとして「ただし、関係条文の整理を除く。」を加えるよう見直し要件の緩和を求める。

具体的な支障事例

【現状】

地方自治法第243条の2第2項にあるとおり、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとある。

令和6年1月1日時点では、一部免責条例は、地方自治研究機構がインターネットに掲載している例規集等により調査した範囲では、都道府県では青森県及び徳島県を除く45都道府県(沖縄県は令和3年12月に、和歌山県は令和4年3月に制定)で、指定都市では静岡市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、堺市、岡山市、広島市及び熊本市の9市(京都市は令和2年11月に、神戸市は令和4年3月に制定)で、指定都市を除く市区町村は412団体で制定されていることが確認できる。

【支障事例】

条例内で「地方自治法第〇〇条の規定に基づき～」といった引用があるため、該当する地方自治法が改正され、条項ずれが発生した際に、条例を一部改正する必要がある。

条例の改廃に関する議決となるため、内容の変更が無いのにも関わらず、監査委員の意見を聞く必要が生じる。

なお、条ずれに対応するための関係条文の整理については、監査委員は意見の余地が無い。

本市では令和3年3月29日に条例を制定して以降、地方自治法の改正による条ずれが1度発生した。また、現在、国会でも地方自治法の一部改正に関する議案が審議中であり、成立すれば再度本市の条例も改正する必要がある。(提出回次:第231回、議案種類:閣法31号、議案名:地方自治法の一部を改正する法律案)

【制度改正の必要性】

意見の余地が無いものに対する監査委員の意見は形式的なものに過ぎないため、意見を聴くという行為の必要性に課題がある。

また、現在の制度では、条例で引用している部分の地方自治法が改正される度、条例を改正する必要がある。地方自治法の改正の頻度も読めないため今後頻発する可能性もある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

損害賠償責任の一部免責に関する条例について、制定又は損害賠償額の変更等の条例の内容に変更がある改正及び廃止についてのみ、意見を聴くこととなり、条ずれによる関係条文の整理等、意見の余地がないものは該当しなくなる。

不要な業務の削減となり、議会運営の簡素化、監査委員の業務軽減の他、業務に関係のある職員がその他住民サービス等に従事できるようになる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、神奈川県、大阪市、兵庫県

○【現状】

地方自治法第 243 条の2第2項にあるとおり、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとある。

【支障事例】

当市で一部免責条例は制定されていないが（県内では県と●●町のみ）、条例制定後、条例内で地方自治法の条項を引用している場合、該当する地方自治法の改正により条項ずれが発生した際には条例を一部改正する必要がある。この場合、条例の改廃に関する議決となるため、現在の制度では、内容の変更が無いのにも関わらず監査委員の意見を聞く必要が生じるが、監査委員は意見の余地が無い。

【制度改正の必要性】

意見の余地が無いものに対する監査委員の意見は形式的なものに過ぎないため、意見を聴くという行為の必要性に課題があることから、議会による監査委員の意見聴取義務を不要とする場合を設ける必要があると考える。

○当該条例では、地方自治法及び地方自治法施行令を引用しているが、同法及び同施行令が当該条例とは無関係の改正により条ズレし、条例改正が必要となるケースが続いており、今後も同様のケースが想定される。このような場合には監査委員による意見の余地はないと考えられるが、形式上意見を聞かなければならず非効率である。

（地方自治法第 243 条の2は先の改正により第 243 条の2の7に改正されている）

各府省からの第 1 次回答

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（以下「一部免責条例」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の2の7第2項において、「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」とされている。これは、一部免責条例の制定改廃に当たって、判断の客観的合理性を担保するためのものとされ、条例の内容が公平性・客観性を欠くものではないか、条例で定める限度額が職責、年収等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることになるものと考えられる。

御指摘のように、一部免責条例において地方自治法等の法令の条項を引用している場合に、当該法令の改正による引用条項の移動（いわゆる「条ずれ」）に伴い、規定の整理を行うことも条例の「改正」となることから、同項の規定に基づき監査委員の意見を聴取することが必要となる。

今後、同様の「条ずれ」に伴う条例改正が必要となるような場合には、地方公共団体の負担に配慮した改正内容となるように検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	119
(管理番号	119)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

認可地縁団体の総会の決議に係る構成員の表決の要件を緩和すること

提案団体

静岡市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 260 条の 18 により、特定事項について、規約に定めることにより、世帯単位で平等な表決が可能と解釈できるが、会の運営に係る重要事項についても世帯単位で平等な表決ができるように緩和すること。

具体的な支障事例

認可地縁団体は「その区域に住所を有するすべての個人が、構成員となることができる」としていることから、団体の代表者等は膨大な数の構成員を管理しなければならない。
また、「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする」となっており、各々一箇の表決権を有するとされていることや「総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる」とされていることから、実態として高校生以下は世帯主を代理人としているケースがほとんどで、その手続きが煩雑になっている。
認可地縁団体への移行を検討する自治会に対し、上記を説明すると断念するケースも少なくない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

認可地縁団体の代表者から、個人単位での表決が必要になることから、決議となるまでに膨大な時間を有するため団体の円滑な運営に支障をきたしているという意見をいただいている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

代表者等の事務負担が軽減される
総会の開催や意思決定がしやすくなることで法人運営が円滑になる
認可地縁団体移行のハードルが下がり、自治会等の法人化が進むことで、財産の登記や継承、処分等が適切に行われる

根拠法令等

地方自治法第 260 条の 18

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、新発田市、多治見市、浜松市、名古屋市、亀岡市、堺市、広島市、防府市、宇和島市

○構成員全員とは、当該地縁団体の区域に居住する全員となり、本人による意思表示が難しい場合や住所は置いていても入院中の場合など、決議に参加するが難しい場合もある。

○未成年者を含め団体の構成員が各々一箇の表決権を有する制度が、一般的に世帯単位を一会員とする地縁団体の実態と乖離しており、運用上の課題や新たに認可地縁団体に移行する際のハードルとなっている。

各府省からの第1次回答

地方自治法では、認可地縁団体の構成員は世帯ではなく個人としてとらえることとなっており、法第260条の18第1項により各構成員の表決権は平等としています。

一方で、同条第4項において、規約に別段の定めがある場合には、同条第1項の規定は適用しないとされており、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

したがって、認可地縁団体の運営の根本に関わる重要事項については、同項を適用して世帯の表決権を平等とすることは認められないと解されています。

なお、認可地縁団体の議決手続きについては、構成員から委任を受けた者で総会を開催する方法や、書面表決による方法を、地域の実情に応じて活用するよう提案するなど、運用により具体的な支障事例の解消は図られるものと考えています。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	138
(管理番号	138)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

期日前投票所周辺における選挙運動の見直し

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

期日前投票所を設置した建物又は施設の周辺において、期日前投票期間(時間)中における街頭演説の開催制限又は静穏保持に関する明確な措置を講じられたい。

具体的な支障事例

【具体的な支障事例について】

期日前投票は当日投票の例外ではあるが、全国的に浸透しており、当市の全投票者数の5割程度の有権者が利用している。当市では期日前投票所を市役所本庁舎等に設けているところであるが、令和5年に行われた選挙の期日前投票期間中において、1名の候補者が市役所本庁舎前の歩道(市役所敷地外)で選挙運動のための街頭演説を行い、演説の音声如期日前投票所内まで聞こえてくる事例があった。

このような事例が発生すると、期日前投票所内にいる選挙人の判断に影響を及ぼす恐れがあると考えられる。

【現行制度及び制度改正の必要性について】

公職選挙法(以下「法」という。)第129条において、選挙運動は選挙の期日の前日までの期間しか行うことができないこととされており、この規定は選挙運動が投票を行う選挙人の判断に影響を及ぼすことで公正な選挙に支障が生じることを防ぐためのものであると考えられる。

期日前投票の期間中においては、法において許容される範囲で選挙運動を行うことが可能であるとの見解が示されている。しかしながら、期日前投票所でも選挙の期日と同様に投票が行われているため、期日前投票所において投票を行う選挙人についても、投票時に行われている選挙運動が判断に影響を及ぼすことを防ぐための措置が図られるべきであると考えられる。

【支障の解決方法について】

街頭演説に関して期日前投票所周辺及び期日前投票所内にいる選挙人に影響が及ばないよう、例えば、公職選挙法第132条において定められている当日の選挙事務所を投票所入口から300メートル以外の区域に限ることとする規定に準じて期日前投票所周辺における街頭演説を規制する、公職選挙法第140条の2第2項に規定されている学校、病院等の周辺における静穏保持の規定に期日前投票所周辺における静穏保持の規定を加える等の規定整備が行われること又は法令解釈の明確な通知等が発出されることが望ましいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

期日前投票所においても、投票所内及びその周辺の静穏を保つための基準が明確となり、選挙人の正しい判

断に基づく投票及び公正な選挙の推進に資する。

根拠法令等

公職選挙法第 129 条、第 132 条、第 140 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、大垣市、守口市、茨木市、大野城市、大村市、熊本市

- 県議会議員選挙において、「期日前投票所内で特定の個人名が響いた」とのクレームの連絡があった。
- 期日前投票所は駅前等の選挙人にとって利便性のよい場所に設けられていることが多いことから、候補者等が行う街頭演説と場所的、時間的に重複することが多い。
- 現行制度では期日前投票所周辺における選挙運動を制限する規定はなく、今後当市において商業施設で期日前投票を実施するに当たり、同様の支障事例が発生する恐れがある。

各府省からの第 1 次回答

公職選挙法第 48 条の2に規定する期日前投票は、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人に対して、投票の機会を与えるため、選挙の期日前に投票を行わせようとする例外的な投票方法であることから、期日前投票の期間中も許される態様において選挙運動をすることは可能である。期日前投票所の周辺での選挙運動に制限を設けることについては、選挙運動に関する事柄であることから、各党各会派の議論が必要な問題であると考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	139
(管理番号	139)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

非課税年金勘案の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等

提案団体

今治市、川崎市、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省課長通知により、「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知すること。
その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること。

具体的な支障事例

当市において、介護保険負担限度額認定事務(介護保険法第51条の3:特定入所者介護サービス費の支給)における、非課税年金情報の取得については、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勘案の事務処理)に記載する事務処理方法にて行っている。転入者等の限度額認定を行う際は、転出前の自治体へ紙媒体で照会を行っており、回答までに、おおよそ1~2週間かかっている。また、申請者が同一年内に複数回転居をしている場合は、複数の自治体に対して照会する必要があり、認定までに更に時間を要する。
行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(別表第二の94)において、「市町村長(情報照会者)は、日本年金機構又は共済組合等(情報提供者)に対して、年金給付関係情報であって主務省令で定めるものを取得できる」とされていることから、厚生労働省課長通知(Ⅱ非課税年金勘案の事務処理)にマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化していただきたい。その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式(年金照会画面に「非課税年金情報」の項目を追加するなど)に改めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーの情報連携が可能であることを明確化することにより、事務の効率化を図ることができる。
また、限度額認定までに要する期間を短縮できることから、認定が下りるまでの期間に認定予定者が住居費等を立替える期間が短くなる。もしくは、認定結果が出るまで入居する施設側が住居費を請求しない期間が短くなる。

根拠法令等

・厚生労働省老健局介護保険計画課長通知(令和3年7月5日)

【その他関係法令】

- ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号 (別表第二の 94)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 47 条第 16 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、上尾市、流山市、八王子市、松本市、浜松市、名古屋市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、那覇市

○マイナンバーの情報連携では、年金保険者ごとに4～3月分の年金額が確認できるが、判定には1～12月分を計算し全ての非課税年金を合計する必要がある。国民健康保険団体連合会を經由して送付されている非課税年金情報のように照会すると必要な情報がそのまま確認できるように改めていただきたい。

○照会・回答に時間や手間がかかっており、改正により認定までの期間短縮及び事務の効率化を図ることができる。

○紙媒体での照会となるため、認定までに時間を要す。

○既に高額介護サービス費や介護保険料等では転入者の所得について介護保険システムでマイナンバー照会を活用している。

○転出前自治体への非課税年金受給に関する照会及び決定の事務に時間を要している。毎年8月の負担限度額認定に関する有効期間更新事務を行う時期は、照会件数が増えることから照会・回答を行うそれぞれの自治体担当者の事務負担も大きい。

各府省からの第1次回答

特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務については、御指摘のとおり、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)及び下位法令の規定によって番号利用事務とされており、法令上、マイナンバーを活用した情報連携は可能である。

その上で、御提案のうち「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知することとの指摘については、まずは現行のデータ標準レイアウト(様式 B-064)に基づく情報連携によって特定入所者介護サービス費に係る審査が十分に実施できるかについて精査を行うこととし、当該精査を踏まえ周知について検討を進めてまいりたい。

また、御提案のうち「マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること」の指摘については、その趣旨を「各実施機関が支給している非課税年金の合計額を、データ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」と捉えた上で、まずはその実現が市町村・実施機関(日本年金機構、共済組合等)においてシステム面、費用面等の観点から可能であるかについて、市町村・実施機関等の関係機関と検討を行ってまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	143
(管理番号	143)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民申出による転入日・転出日等の修正において市町村間で通知を行うことの統一化

提案団体

岡垣町、大牟田市、久留米市、柳川市、春日市、宗像市、筑前町、大木町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住民からの申出による転入日や転出日などの修正における、市町村間の通知の統一的な方針を求める。

具体的な支障事例

【通常の転入・転出手続について】

転入転出の一般的な手続きにおいて、転出元自治体で転出手続きをし、転入先自治体で転入手続き完了後、転出元自治体に転入先自治体から異動日等が通知される。この通知により、転出元自治体の異動日と転入先自治体の異動日が同日となる。

【支障事例について】

当町において発生した事例は、事件本人が当町を転出し、転入先自治体で転入手続きを完了。この際、送られた通知により、当町の異動日と転入先自治体の異動日が一致。しかし、その数ヶ月後に転入日を誤っていたと事件本人から転入先自治体へ相談があり、転入先自治体が事件本人申出により、異動日の修正を行った。転入先自治体は事件本人からの申出であったため、当町(転出元自治体)には修正した旨の通知を送っていない。このため、本来一致しているはずの、当町と転入先自治体の異動日に差異が生じた。

その後、当町(転出元自治体)の介護保険担当が介護サービスに係る請求処理をしていた際に、当町(転出元自治体)の転出確定日と転入先自治体の転入日が同日でないことがわかり、事案が発生。

転出確定日と転入日に差異があった場合、介護保険や後期高齢者医療、税などに影響があり、特に異動日の修正により、住民票に記載されていない期間が発生した場合は、健康保険等の未加入期間が生じるほか、福祉・介護サービスに係る費用の全額自己負担といった不利益を与える可能性がある。

市町村は誤記や記載漏れがあった場合、住民基本台帳法第14条に基づき、正確な記録を確保するために必要な措置をしなければならないとされているが、今回は本人申出による修正であり、申出によるものは市町村の判断によって通知するかどうか委ねられている。

【支障の解決策】

当町の見解としては、本人等申出によるものであっても、関係自治体や住民に影響を与える事項などに修正が生じた際は、住民基本台帳法第14条に基づき、関係自治体等に通知することが望ましいと考えるため、統一的な方針を求めたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

統一的な方針が示されることで、同様の事案が起きた際、住民は住所地の空白期間が生まれず、健康保険料・介護保険料・住民税・医療費・介護サービス費などの支払い等に影響を与えないため、不利益を被ることはない。また、行政としても他自治体や住民に対して、再度確認する必要がなくなるため、事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

住民基本台帳法第9条、第14条、第15条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、宮城県、郡山市、いわき市、豊橋市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、安来市、広島市、鳴門市、東温市、福岡市、大村市、熊本市

○当市では、住民が転入日の訂正を申し出た場合には、転出元自治体へ連絡し、異動日を修正してよいか確認をしている。転出元自治体の判断により、異動日の修正を行うため支障が生じた事例はない。しかし、当市を確定転出し、転入先自治体で異動日の修正があった場合の連絡の有無が自治体によって異なっており、連絡がなかった場合にはこちらから連絡し確認をしている。異動日の修正により、当市の他課から市民課へ支障が生じたとの連絡があったことはないが、市民への不利益が生じる可能性は考えられる。そのため、通知等方針を統一することで業務の効率化・市民サービスの向上に繋がると考える。

○住民申出による転入日等の修正があった場合、市町村間で統一した通知を行うことで、事務の正確性が保たれ、市民への影響も軽減される。

○住民基本台帳は各種行政サービスの基礎となる公簿であり、異動日の変更は各種資格期間や料金、税に影響を及ぼすほか、住民へ不利益を生じさせる恐れもあることから、通知をすることについて統一的な方針を示す必要がある。

○届出の際には、届出事項に誤りがないかを必ず確認してもらい、署名をもらっているため、そういった事例は考えにくい。しかし、本人申出により変更が生じた際は、関係自治体等に通知することが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

他自治体に影響がある住民票の修正があった場合には、当該他自治体に対して、修正があった旨の連絡を行うことを徹底することについて、通知を行うことを検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	145
(管理番号	145)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

非常勤短時間勤務職員で決裁権をもつ職の設置

提案団体

生駒市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

下記いずれかの手法により、非常勤短時間勤務職員で決裁権をもつ職の設置を求める。

- ①地方公務員法第3条第3項第3号に規定する「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」に該当する特別職職員に決裁権を与えられるように法改正
- ②「一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第1項において規定されている常勤であることが条件の特定任期付職員の任用について短時間勤務もできるように法改正
- ③上記①②の職についての法改正が困難な場合、決裁権を持つ非常勤短時間勤務職員の職を新たに設置する法改正

具体的な支障事例

当市では、デジタル部門の責任者としてCDO(Chief Digital Officer)を任用しているが、民間企業との兼業者(短時間勤務職員)であるため、会計年度任用職員として任用しており、決裁権を有していない。決裁権が無いことによって、具体的な事業実施に対する指示命令することができず、事業そのものの進捗等に影響が及んでいる事例や、事業実施に当たり、CDOが関与することなく、デジタル化やDXに関する事業が進められることがある事例もある。

デジタル部門の責任者としてCDOに決裁権を与えたいが、現在の制度では、任期の定めのない常勤職員と同等の権限と責任を有する職員として任用するには、他には任期付職員の選択肢しかない。

デジタルという分野については、一定の専門的な知識を有することが必要であり、そうした専門的知識を持った職員が決裁権という形で適切に関与することが適切な事務執行を行う上で、必要であると考えます。

一方、特定任期付職員として任用した場合、常勤職員でなければならないことから民間企業等との兼業が困難である。

そこで、非常勤短時間勤務職員であっても、民間企業等に従事しながら、市のデジタル部門の責任者として決裁権を有する職につけるよう、法律の改正を提案する。

本提案を実現することにより、専門的知識を必要とするデジタル分野等において、多様な人材が市政運営に直接的かつ積極的に関与できるようになり、さらなる自治体のデジタル化を推進することが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

民間企業に従事しながら、地方公共団体の決裁権をもつ上位の職員として任用できることは、当事例以外にお

いても、行政課題が複雑化・高度化している現在、必要な改正であると考える。

根拠法令等

地方公務員法第3条第3項第3号
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

①について

「決裁権」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員は、平成29年の同法の改正において、同法の「守秘義務」、「職務専念義務」及び「上司の職務上の命令に従う義務」などの服務等の規定が適用されるべき者が特別職非常勤職員として任用され、機密保持等の面で問題が生じていたことを踏まえ、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務(あつせん)を行うものに限定されたものであり、行政機関の最終的な意思決定を行う行為はこれらのいずれにも当てはまらな
いと考えられ、また平成29年の法改正の趣旨を踏まえれば、特別職非常勤職員に行政機関の最終的な意思決定を行わせることは適当ではないと考えている。

②③について

地方公共団体の運営については、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基礎とし、職員の身分を保障して職員が職務に安んじて精励することを確保することを通じ、公務の能率性の追求、地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保等の観点から、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」という原則を前提としており、この原則は維持すべきものである。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項に規定する特定任期付職員については、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用することができることとされており、国の任期付職員制度においても特定任期付職員には短時間勤務制度は設けられていないことから、特定任期付職員における短時間勤務制度の導入については慎重に検討すべきものとする。

その上で、地方公共団体においてデジタル人材を任用するにあたっては、現行制度においても、各地方公共団体の判断により、職務の内容や量に応じて、適切な任用形態や勤務条件を設定することが可能であるものと認識している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	146
(管理番号	146)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

健康保険法の改正

提案団体

生駒市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自治体と民間企業(本業)を兼業する職員が、共済組合と本業の健康保険のいずれから給付を受けるか選択できるように健康保険法を改正すること。

具体的な支障事例

令和4年10月の地方公務員等共済組合法の改正により、共済組合員資格の適用要件が拡大され、会計年度任用職員であっても共済組合に加入できるようになったが、要件を満たす者が共済組合に加入しないという選択は認められておらず、共済組合に加入すると、健康保険法第200条第1項の規定により、他の健康保険からの給付を受けることができない。

当市では、専門的な知見や経験を有する者を、副業人材として任用しているが、今回の法改正により、要件を満たす副業人材が共済組合に加入となり、本業で加入していた健康保険からの給付を受けることができないという支障がある。

具体的な不利益内容として、共済組合と本業の健康保険とを比較した時、補助メニューや補助金額が異なっていることが挙げられる。特に人間ドックで、選べる病院、検査内容、補助金額がかなり違っており、本業の健康保険の方が手厚い内容であった。(共済組合においては約20,000円、本業の健康保険においては、特殊な検査項目を除き全額補助)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当市に限らず、全国的にも副業人材を任用する自治体が増加すると予想されるため、民間事業と兼業する市職員が、共済組合か以前から加入している健康保険かのいずれから給付を受けるか選択できることで、副業人材の不利益がなくなり、積極的な任用につながる。

根拠法令等

健康保険法第200条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

—

各府省からの第1次回答

健康保険法第200条第1項は、健康保険の被保険者であり、かつ共済組合の組合員であるものに対しては健康保険法上の保険給付を行わないことを規定しているところ、背景事情においてご指摘いただいた人間ドックは、健康保険法上の保険給付にあたらぬ。
従って、共済組合の組合員であっても、加入している健康保険組合からご指摘のような人間ドックに関する補助を受けることは健康保険法上制限されていない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	147
(管理番号	147)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

法律又は条例以外でも附属機関の設置を可能とすること

提案団体

生駒市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第138条の4第3項を改正し、国と同様に、法律又は条例に加え、地方公共団体が定める規則その他の規程においても審査、諮問又は調査のための機関を設置できるようにすること。

具体的な支障事例

国は、法律又は政令に基づき審議会を設置できるほか、要綱に基づき検討会等を開催できる。一方、地方公共団体は法律又は条例による場合にのみ調停、審査、諮問又は調査のための機関(附属機関)の設置が認められている。

逐条地方自治法によれば、要綱等によって設置される委員会、協議会等については、「機関」と区別して、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられれば、同法第138条の4第3項に違反するものではない、とされている。一方近年複数の地方公共団体において、要綱に基づいて設置された委員会及びその委員に対する謝礼の支出が地方自治法に違反しているとの住民訴訟が提起され、裁判において該当委員会は法律・条例に基づかずに設置された附属機関として判断されるなど違法性が容認され、自治体側の敗訴となった事例が起こっている。

地方自治体では、様々な分野で、計画や方針の決定等において学識経験者や住民等の意見を市町村政に反映することが求められており、急速に変化する社会情勢や国の方針に速やかに対応していくためには、柔軟かつ迅速に附属機関を設置し、調査や審議を図ることが求められる。しかし、このような事案が発生した場合に、条例の設置や改正を待っているのは、迅速な対応が不可能である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画や方針の決定等において学識経験者や市民等の意見を市政に反映するにあたり、柔軟かつ迅速に附属機関を設置し、調査や審議を図ることが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第138条の4第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、花巻市

○当市においては、「●●市附属機関の設置に関する条例」を定め附属機関を設置しているが、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、規則で定めるところにより、臨時の附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置することができるよう当該条例に規定している。法律改正により条例によらず規則でも設置できるようになれば、柔軟かつ迅速に附属機関を設置し、有識者及び市民等からの意見聴取並びに行政課題に対する審議が可能となる。

各府省からの第1次回答

執行機関の附属機関とは、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であるが、御指摘の「様々な分野で、計画や方針の決定等において学識経験者や住民等の意見を市町村政に反映すること」については、附属機関ではない、「行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場」において可能であると考えている。

地方自治法第138条の4第3項が附属機関の設置について法律又は条例の根拠を要することとしている趣旨は、同法第155条第1項及び第156条第1項が地方公共団体の行政機関の設置について法律又は条例の根拠を要することとしている趣旨と同様、地方公共団体の組織の全体に関するものであるとして、条例という法形式によって定めることが適当であるとされたものである。

このため、規則その他の規程を根拠として附属機関を設置することができることとする提案については、議会の権限との関係を含め、慎重な検討が必要であると考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	149
(管理番号	149)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

公的個人認証サービス事務処理要領における交付記録簿の記載事項の見直し

提案団体

茅ヶ崎市、西宮市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(2)に記載の交付記録簿の記載事項の(イ)電子証明書発行のための通信件数、(ウ)電子証明書の交付件数、(オ)電子証明書の無償の交付件数、(カ)破棄/職権失効件数を削除し、地方公共団体情報システム機構が当該件数を各市町村に提供することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第40条に基づき、機構は帳簿を記録、保存している。それにも関わらず市区町村は公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(2)に基づき、要領に記載されている様式に合わせ無料・有料問わず発行及び失効の件数の統計を取っている。

【支障事例】

これまで当市では事務処理要領に明記されているため個人番号カード交付に伴う電子証明書の発行及び個人番号カード交付後の電子証明書の発行、更新、失効した件数の統計を事務処理要領記載の様式に合わせた統計表を用いて行っており、発行件数を数える作業負担が膨大となっている。また今後は個人番号カードの初年度交付者の更新や電子証明書の更新者も膨大となるため、作業の負担がより一層大きくなることが想定される。また地方公共団体情報システム機構では電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第71条に基づき、電子証明書の通信件数または発行・失効件数は把握しており、自治体が行っている記録簿による統計作業は二重業務となっていると考えられる。

【制度改正の必要性】

自治体職員の業務負担の軽減及び二重業務の解消が必要であるため。

【支障の解決策】

市町村は電子証明書の発行・更新の有料件数のみ交付記録簿に記録することとする。またすべての発行、更新、失効件数は地方公共団体情報システム機構で把握したものを各市町村に提供することにより、支障事例にあげた自治体負担は解消しつつも、自治体は引き続き必要なデータを取得し続けることができると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体職員の作業負担が大幅に減ること、行政の効率化が図られる。これにより円滑な個人番号カード関連業務に取り組むことが可能となり、他の業務に取り組める時間の確保も可能となる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第40条
公的個人認証サービス事務処理要領第2-1-(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、浜松市、豊橋市、半田市、亀岡市、寝屋川市、安来市、広島市、
鳴門市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

- 職員人工を大量に消費しており、そのまま経費の増となっている。
- 公的個人認証サービス事務処理要領における交付記録簿の記載事項を見直すことで、事務負担の軽減が図れる。
- 当該事務が見直されることで事務処理の負担軽減ならびに効率化が期待されることから参画する。

各府省からの第1次回答

電子証明書の交付記録簿の記載事項のうち、(ア)受付年月日、(イ)電子証明書発行のための通信件数、(ウ)電子証明書の交付件数及び(カ)破棄/職権失効件数については、提案のとおり地方公共団体情報システム機構において集計することは可能である。

一方で、(エ)電子証明書の有償の交付件数及び(オ)電子証明書の無償の交付件数は地方公共団体情報システム機構では集計することができない。地方公共団体情報システム機構から電子証明書の発行の手数料の徴収を委託されている市区町村は、その件数及び金額を適切に把握する必要があるとあり、市区町村から地方公共団体情報システム機構に報告いただく必要があることから、電子証明書の交付記録簿を作成することとしているところ、その記載事項の見直しについては、提案を踏まえて検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	164
(管理番号	164)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

災害時に課税情報を利用する場合には、本人同意がなくとも利用できることを前提とし、合わせて課税情報が利用できる対象に、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を加えることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

令和5年6月の災害対策基本法の改正により、住家の被害認定(以下「被害認定」という。)調査に必要な限度で課税情報の利用が可能となったが、『令和5年6月16日府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について』の「1.内部で利用できる情報について」では、課税情報の利用は、被害認定調査に限りかつ所有者の同意を得ることを前提とし、また「3.把握した情報の活用」では、被害認定担当部局以外への課税情報提供を不可としている。

【支障事例】

令和6年能登半島地震では、被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。)の情報(写真や傾斜測定結果など)を用いて住家被害認定調査を行ったことで被害認定調査の迅速化が図られた事例があった。その一方、応急危険度判定に課税情報が利用できないため、被害認定調査との情報連携を人力で行わざるを得ず、罹災証明書交付の迅速化には十分な効果が得られなかったとのことである。

また、既出通知では、課税情報の利用にあたっては所有者の同意を得ることを前提としており、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(令和5年3月内閣府(防災担当))」で示される調査対象地域の設定方法である全棟調査等、申請書の提出を待たずに被害認定調査を行うこととした場合には、固定資産台帳等の情報の利用が実質的に困難となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ① 応急危険度判定のより精緻で実効性のある事前計画の作成及び発災後の円滑な判定ができる。
- ② 応急危険度判定と被害認定調査が『固定資産税の家屋の課税番号』で管理可能となり、各調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化が可能となる。
- ③ 各調査の管理及び連携に要していた被災自治体の負担が軽減する。

根拠法令等

災害対策基本法

被災者の住家に関する情報の内部利用等について(令和5年6月16日府政防第2768号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、花巻市、蔵王町、大田原市、高崎市、木更津市、川崎市、長野県、斑鳩町、安来市、高松市、福岡市

○【現行制度の課題認識】

「R5.6.16 府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について」において、課税情報の利用は所有者の同意を得ることを前提としている点について、「所有者の同意がない場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を慎重に行った上で」判断すべきとされているところ、地方税法第22条の守秘義務に抵触しないことを各自治体で判断することは困難と考えられる。

また、同通知において、被害認定調査担当部局以外への課税情報提供を不可としている点について、被害認定調査の情報や結果は、被災者台帳に建物情報等が記録されることで、当該情報を災害対策基本法第90条の4第1項第2号に基づき市町村の内部で利用する場合でも、被害認定調査担当部局以外への情報提供することにつながるため、その是非が問題となる。

【具体的な支障事例】

同意について: 被害認定調査及び罹災証明書の交付申請については、被害認定調査は交付申請前に着手が可能であること、また、交付申請は必ずしも書面でされる必要はなく避難先の自治体等から電話やメールその他の方法により行われることがあること等を加味すると、本人同意を得る機会を作ることが困難である。

課税情報の提供先について: 被災者台帳を所管する所管から被害認定調査担当部局以外の所管へ被災者台帳を提供することは課税情報の提供に当たらないか疑義がある。また、消防組織法第31条及び地方自治法第252条の14による消防事務委託制度により他自治体の消防本部に消防業務を委託している場合、本人同意や災害対策基本法施行規則第8条の6第2項の申請がないまま、災害対策基本法第90条の4第1項第3号に基づき、他自治体の消防へ被災者台帳を提供することが課税情報の提供に当たらないか疑義がある。

○発災後の応急危険度判定と被害認定調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化に資するとともに、被災自治体の負担軽減につながると考えられるものの、制度改正の必要性については検討を要すると考える。

各府省からの第1次回答

罹災証明書の交付のために行う被害認定調査に必要な限度の情報については、家屋の所有者の同意がある場合に、地方税法の守秘義務に抵触することなく利用できることとしているが、同意がない場合の取扱いとして、個別具体の状況(被災者の被害の状況とそれに応じた迅速な被害認定調査の必要性及び緊急性、所有者の同意取得の困難さ等)に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供の可否を判断いただいた上で利用できることも併せて示している。

罹災証明書の交付については、被害認定調査において、固定資産課税台帳の情報の活用により、被災者の住所、氏名、住家の所在地等の必要な情報が得られることから、さらに固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

被災者台帳については、「被害認定結果」や「被害認定日」を記載するものであるが、これらは固定資産課税台帳の情報の利用の有無に関わらず、被害認定調査の結果、得られる情報であり、これらが固定資産課税台帳の情報に該当するものではないことから、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。応急危険度判定については、外観のみで被災した建築物の危険性を判定するものであり、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	168
(管理番号	168)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管にかかる病院実習について、気管内チューブ実習に引き続いての実施を可能とすること

提案団体

さいたま市、札幌市、仙台市、福島県、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市、北九州市、福岡市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

現在、気道確保を行うための手技として、「気管内チューブによる気道確保」及び「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」があるが、認定を受けるためには、以下の手順を踏む必要がある。
(気管挿管講習⇒気管内チューブ実習(医療機関の手術室における気管挿管の実習 30 症例)⇒都道府県MC協議会の認定⇒ビデオ喉頭鏡講習⇒ビデオ喉頭鏡実習(習熟度に応じて2~5症例)⇒都道府県MC協議会の認定)
平成 27 年に一部改正され、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」の講習については、「気管内チューブによる気道確保」の都道府県MC協議会の認定前に受講可能となったが、実習についても同様に都道府県MC協議会の認定前に実施できるよう要望する。

具体的な支障事例

平成 27 年6月4日付け消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(消防救第 74 号、医政地発 0604 第1号)にて、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡実習」は、「気管内チューブ実習」で 30 症例の成功を収め、都道府県メディカルコントロール協議会から「気管内チューブによる気道確保」の認定を受けたのちに実施することとされている。そのため、2度にわたって派遣調整、認定申請を行うこととなっており、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」の認定までに時間を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

救急救命士が、様々なリスクのある気管挿管を実施するにあたり、より安全・確実な「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」を早期に選択することができるようになる。

根拠法令等

平成 27 年6月4日付け消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(消防救第 74 号、医政地発 0604 第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、いわき市、平塚市、豊田市、三重県、鹿児島市

○具体的な支障事例に加え、当県では、救急救命士の資格認定のための運用試験が各地区メディカルコントロール協議会にて実施されており、「気管挿管プロトコル運用試験」に合格し、病院実習を修了してから県の認定を受けている。ビデオ硬性挿管用喉頭鏡についても同様であり、かつ、気管挿管及びビデオ喉頭鏡運用試験が同時期に実施されるため、気管挿管救命士がビデオ喉頭鏡救命士になるまで最低でも1年間の時間を要している。

本支障事例が解消されることで、当県の登録要領が変更される可能性はある。

○消防本部における実習に係る人員負担を考慮すると、より短期間での（1日でも早い）病院実習の履修が強く望まれることから、実習施設の実習修了のほか、都道府県MCの認定事務が確実に確認できる体制下で、円滑に実習を実施できる仕組みの形成（制度改正）が必要と考える。

各府省からの第1次回答

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡（以下「ビデオ喉頭鏡」という。）については、平成22年度救急業務高度化推進検討会における検討内容を踏まえ、気管内チューブによる気道確保の認定を受けている救急救命士（以下「気管挿管認定救命士」という。）が追加で選択可能な器具として、平成23年8月に気管挿管認定救命士が追加の講習及び実習を受けた上で、追加の認定を受けた場合に、ビデオ喉頭鏡を用いて気管挿管を実施できることとした。平成27年6月には、気管内チューブによる気道確保の実習（以下「気管内チューブ実習」という。）の前にビデオ喉頭鏡講習を受講することも差し支えないこととし、それにより、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保を行うための実習（以下「ビデオ喉頭鏡実習」という。）を連続して行うことができることとなった。

その際、都道府県メディカルコントロール協議会から医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定（以下「気管内チューブ認定」という。）証の交付を受けた者であって、都道府県メディカルコントロール協議会又は地域メディカルコントロール協議会が対象として認めた者を対象としてビデオ喉頭鏡実習を行うこととしているところであり、ビデオ喉頭鏡実習を行うに当たっても、医学的観点から処置の質を保障する趣旨でこのようなメディカルコントロール体制は必要と考えている。

一方で、平成27年6月に、ビデオ喉頭鏡講習を気管内チューブ認定より以前に受講することも差し支えないとしたことにより、気管内チューブ認定等を受けた後、速やかにビデオ喉頭鏡実習を開始することを可能としており、それに加え、地域の実情に応じ、気管内チューブ実習とビデオ喉頭鏡実習の派遣調整を合わせて行うこと等も可能である。国としても、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の速やかな認定に資する取組について情報提供を行うことの検討を行っていく。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	169
(管理番号	169)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

デジタル基盤改革支援補助金(標準化に係る事業)の交付にかかる要件の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

- 1 交付申請の提出期限の見直し
提出期限について現在の10月31日から年度内3月等可能な限り遅い時期まで期間の延長を求める。
- 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化
交付決定について契約交渉期間確保の為に現在の2か月程度要している処理を1週間程度に早期化を図ること。
又は交付決定前から契約締結を含めた事業着手が可能となる措置を求める。
- 3 資料の簡素化
申請に必要な資料について、経費区分をシステム調査・Fit & Gap・BPR 検討等の区分ごととする資料を計画修正が行いやすいよう、標準化全体資料として簡素化することを求める。

具体的な支障事例

- 1 交付申請の提出期限の見直し
BPR 検討(標準仕様との比較分析)等を行った後、必要なシステム改修項目が決定される。標準化対象システムによっては、標準仕様と区の仕様との差異が大きく、検討項目が多いため、BPR 検討の終了に時間がかかることが予想される。その結果、10月以降に補助金対象の改修経費が決定したシステムについて、交付申請ができず、必要な経費が申請できない状態となる。
- 2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化
デジタル基盤改革支援補助金申請のため、標準化に係る構築経費等について、実際の契約日より非常に前の段階での見積り妥結が必要であり、見積り交渉が満足に行えない状態である。
また、事業者の人員不足や外付けシステム対応などの調整により、事業計画及び見積り交渉が難行し、契約2か月前に事業計画及び見積り書の提出ができず、契約を延期した事例も発生している。
- 3 資料の簡素化
標準化対応は事業者の対応、スケジュールなどが、日々更新されており、交付申請時の事業計画が形骸化する可能性が高い。また、細かい経費の積算ができず契約を延期した事例も発生している。
- 4 総括
標準化事業は令和7年度末までという短期間での対応が必要であるが、先の支障事例のように、現在の申請方法では契約が滞り、事業執行に大きな影響が生じる恐れがあり、申請を断念せざるを得ない場合や、もしくは令和7年度末までの標準化対応の遅延が懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1 交付申請の提出期限の見直し

- ・契約締結を適切な時期に執行することができ、標準化事業の円滑な執行に寄与する。
- ・申請期間後に、急遽生じた対応などへの補助金申請が可能となる。

2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化

- ・見積交渉を長期に行うことができるため、より適正な価格での契約が可能となる。
- ・契約締結を適切な時期に執行でき、標準化事業の円滑な執行に寄与する。

3 資料の簡素化

- ・申請資料作成の省力化による交付申請事務の期間短縮が見込める。
- ・申請書審査の省力化による交付決定事務の期間短縮が見込める。
- ・計画の都度修正が容易となり、状況に応じたフレキシブルな事業執行が可能となる。
- ・簡素化により自治体間で情報が共有可能な資料となることで、資料の共用・転用を可能とし、事業進捗の自治体単位での格差是正及び申請・審査事務の期間短縮が見込める。

根拠法令等

デジタル基盤改革支援補助金取扱要領第4条

「令和6年度におけるデジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）の交付申請について」（地情機第141号令和6年1月17日地方公共団体情報システム機構通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、仙台市、越谷市、東久留米市、相模原市、横須賀市、藤沢市、石川県、大垣市、浜松市、京都府、亀岡市、兵庫県、安来市、八幡浜市、福岡市、長崎市、熊本市

○1 交付申請の提出期限の見直し

前年に予算化したものの、国から提示された最新資料から再検討となり、10月以降も契約締結できない恐れがある。その結果、10月以降に補助金対象事業の変更、又は廃止が発生したとしても、交付申請ができず、必要な経費が申請できない状態となる。

2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化

年度当初から契約する事業がある場合、交付申請の通知が届いてから提出まで短期間で作成することとなる。

3 資料の簡素化

交付申請時は通知されてから短期間で作成する必要があるため、資料が複雑であると記入ミスの高まる。

○提出すべき計画書等の資料は仔細に渡し、資料作成には標準化を進める事業者と仕様検討を進める必要があり、契約前において事業者の参画を求める状況になっている。

当県は令和7年度での対応を進めているが、業者との契約時期の問題は、交付決定時期と密接に関連し、事業執行上の懸念が顕在化することが予想される。

○本提案の実現により、補助金申請における事務の省力化が見込まれると共に、事業者との調整期間の確保によって、より精度の高い見積書等、各種資料の徴収が可能になると思われる。また、補助金申請時期に関しても柔軟な対応が可能となるため総じて享受されるメリットは大きい。

○市町村において、デジタル基盤改革支援補助金の申請を行った際、内容の審査に非常に時間を要したため、契約時期が遅れ、期間内での事業実施が極めて困難であった事例が、複数存在した。

○令和7年度迄の移行完了が迫る中、全国の自治体からの申請が短期間に集中して行われることや、不測の事態による変更申請対応が予想されるため、（処理期間を1週間程度とするのが妥当かどうかは別として、）円滑な事業実施には審査の簡素化や迅速化が望まれる。

また、複数システムについて同時並行的に作業対応が集中することから、要件緩和等により自治体側の作業負担軽減を図ることが望ましい。

○左記のとおり、補助金申請に係る事務が負担となっているほか、補助金の事業期間が令和7年度迄とされているため、移行困難システムについては令和8年度以降の予算確保が困難な状況である。

また、補助対象経費が限られていることに加え、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることや為替リスクが懸念されるなど費用負担の懸念がある。

現在、国において令和8年度以降の財政措置については検討中とされているが、所要の移行完了の期限まで

の移行経費については全額補助対象とすべきである。

また、標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業についても全額補助対象とするとともに、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることはないような措置を講ずるべきである。

○1 交付申請の提出期限の見直し について

改版が続く標準仕様への対応や制度改正に伴うシステム改修の追加対応の為、ベンダーより当初見込んでいた時期での標準化対応が困難との申出が複数発生しており、その調整のために提出期限を超過する可能性が予測される。

標準化対応する自治体を支援する当該補助金の主旨を鑑み、自治体の実情を勘案した提出期限の設定を希望する。

2 交付金の早期決定・契約可能時期の早期化 について

R7 年度末の移行期限が迫った現状において、申請後交付決定まで2箇月近く待たされており、構築スケジュールの遅延が生じている。少なくとも、貴省（J-LIS 側）より自治体へ示されている交付決定の目安期間（1箇月程度）を遵守していただき、円滑な標準化対応に協力いただきたい。

各府省からの第 1 次回答

1. 可能な時期から可能な範囲で対応することとし、「令和 7 年度におけるデジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）の交付申請について（地方公共団体情報システム機構管理部長通知）」に反映を行う。なお、総務省としては、令和 7 年度末までに移行が困難な移行困難システムに係る補助金の対応については、別途検討をすることとしている。

2. 申請内容等により処理期間は異なるものであり、常に 2 ヶ月かかっている訳ではないが、事務処理体制上可能な範囲で引き続き適正な処理期間で実施する。

3. 申請に必要な資料については、地方公共団体からのご意見を伺いながら、随時、申請に必要な資料の簡素化を実施している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	174-1
(管理番号	174)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(ベンチャーキャピタル及びファンド等)

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること。

具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択され、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしている。また、今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も検討していきたいと考えている。現行法令上、公立大学法人は、技術移転事業に出資することは可能であるが、コンサルティング事業やベンチャーキャピタル及びファンド等に出資することができず、外部組織を設置するにあたり支障が生じるため、出資を可能としていただきたいと大学からも要望がある。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進や大学の研究成果を活用したコンサルティング等により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条
地方独立行政法人法施行令第4条
産業競争力強化法第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

○県立医科大学では、大学発ベンチャー6社が設立しているところ、公立大学法人が出資することで、ベンチャーの財政基盤が安定するとともに、大学からの出資を受けることで信用力が高まることから、新規取引の開始や拡大、民間企業等からの新たな出資の呼び込みにつながる。また、公立大学法人からの（一部）出資が見込めることで、新たな大学発ベンチャーの起業につながる。以上により、大学の研究成果の社会実装を進めるとともに、地域経済の振興、活性化に貢献したい。

各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	174-2
(管理番号	175)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(大学発ベンチャー)

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「大学発ベンチャー」に拡大すること。

具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、これまで40社の大学発ベンチャーが生まれている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資についても検討していきたいと考えている。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、東京都

—

各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	174-3
(管理番号	257)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

提案団体

東京都、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為(国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む)が可能になるよう、見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【背景】

国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。

【支障事例】

国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条第2号、第70条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

京都府

各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	185
(管理番号	185)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「取得財産」の見直し

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「財産処分」について、事務簡素化や機動的な工事着工のため、以下のいずれかの見直しを行う。

- ①財産処分の対象となる取得財産を鉄塔のみとする等、交付要綱等で機械設備を処分制限財産としないよう整理する。
- ②包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分申請についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。
- ③取得財産の処分制限期間の見直し(短縮)を行う。

具体的な支障事例

総務省所管事業である携帯電話等エリア整備事業については、通信技術の進歩により処分制限期間を待たずして設備等の一部を更新するケースが多いが、処分制限期間内に設備の一部を更新する際においても、都道府県への財産処分届出が必要であり、都道府県から国に対しては年度末に包括承認届出を行っている。しかし、今後もさらなる通信技術の進化が予測される中であって、通信事業者にとっては当該届出事務が完了するまでは更新工事に着手できないほか、通信技術の進化に伴う更なる設備更新も見込まれるため、工事着工までの期間をできる限り短縮し、処分申請に要する工数等もでき得る限り削減することが望ましい。国におかれてはこれまでも包括承認届出制度の導入等、事務の効率化に取り組まれていることは承知しているが、通信環境の改善を図るといふ事業趣旨を鑑みても、左欄のとおり基地局設備のうち鉄塔部分のみを取得財産と定義した上で財産処分報告対象とする等、更なる事務簡素化や弾力的な運用についてご検討いただくと、県、基礎自治体のみならず、通信事業者にとってもより一層の業務の効率化につながる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【県】

- ・事務処理件数:年間10件程度(報告のある市町は例年2~3市町)
- ・事務処理に要する時間:@2時間程度/件
- ・年度末の包括承認届出書類作成:4時間程度

↳これらの事務処理時間の削減

【市町】

- ・事務処理件数:4件程度
- ・事務処理に要する時間:@5時間程度

↳これらの事務処理時間の削減

【通信事業者】

- ・事務処理件数:10件程度
- ・事務処理に要する時間:@10時間程度

↳これらの事務処理時間の削減

↳処分申請なしに更新工事に着手できるため、工期の短縮等効率化が期待

※上記は事務処理に要する時間のみを記載しているため、書類の不備や担当者の不在等があった場合、通信事業者による市町への処分申請から県の受理までの総処理時間が約2か月に及んだ事例もある。

根拠法令等

無線通信システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条、補足事項4(2)

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条、補足事項6(1)

携帯電話の鉄塔施設整備・エリア整備等の補助事業における財産処分手続の簡素化に関する手引き P11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、岩手県、花巻市、浜松市、兵庫県、砥部町

○通信技術の進化が今後もますます進むことが予想される中、現行制度よりも通信事業者の工事着工までの期間が短縮されることは、市民にとってもメリットであることから、より効率的な制度となることを期待したい。

○当県においても携帯電話等エリア整備事業において、通信技術の進歩により処分制限期間を待たずして設備等の一部を更新するケースがあり、毎年財産処分届出の処理業務が発生しているため、この提案が実現されたら自治体職員及び通信事業者の事務負担軽減につながる。

○当市では、地上デジタル放送移行に伴う改修から10年以上経過し、共聴設備の廃止手続に関する相談が近年急増している。

財産処分に関する手続の長期化については、共架料の負担などにも影響することから、度々共聴組合からも苦言を呈され、対応に苦慮しているところである。

今後、部品の生産終了によって、共聴設備の高度化・廃止の手続が全国的に増加していくことが予想されることから、例示されている「携帯電話等エリア整備事業」のみならず、無線通信システム普及支援事業を活用して取得した財産処分手続の簡素化について、ご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

ご要望事項に対し、以下の通り回答する。

「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」において、まず、「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】」の箇所に以下の規定がある。

2 財産の処分制限期間について

(1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において規定される耐用年数に相当する期間とする。

この規定にもある通り、「携帯電話等エリア整備事業」において、間接補助事業者である市町村は、大蔵省令に基づく財産の処分制限期間に従わなければならないため、ご要望事項①③の「対象となる取得財産の整理」や「取得財産の処分制限期間の見直し」については、最終的には財務省所管の大蔵省令を改正することが必要と考えられることから、ご要望については、今後、関係部署などと検討することとしたい。

また、ご要望事項②の「包括承認届出制度の対象拡大」について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項等に基づき、「携帯電話等エリア整備事業」においては、直接補助事業者である都道府県を対象として、包括承認届出制度を導入しているところ。一方、市町村への対象拡大という点については、直接補助事業者である都道府県と間接補助事業者である市町村の関係であるため、両方で調整いただきたい。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)

第二十六条

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

上記について、「情報通信格差是正事業費補助金交付要綱」においても同様である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	188
(管理番号	188)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民票の写し等の交付請求の際の押印を不要とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

住民票の写し等の交付請求の際の押印を廃止し、記名を求めることとしていただきたい。

具体的な支障事例

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)①ア(ア)Aにおいて、住民票の写し等の交付の請求の受理にあたっては、請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当とされ、住民票の写し等の交付について、窓口及び郵便請求により請求された際は、自署もしくは記名押印を求めているところです。

一方、戸籍証明書等の請求にあたっては、令和2年12月23日付け法務省民一第2103号法務省民事局長通達「国民や事業者等に署名押印を求めている戸籍事務について」により、平成20年4月7日民一第1001号民事局民事第一課長依命通知「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」を一部改正され、押印を廃止し、記名を求めることとされています。

そのため、住民票の写し等と同時に戸籍関係証明が請求された場合等、住民にそれぞれ異なる説明をすることになり、混乱を招いております。住基事務と戸籍事務は関係性が深く、同じ職員が兼務していることも多く、取扱いについて統一的にしていただくことで、事務の簡素化や住民の利便性向上に資すると思えます。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民票の写しの交付の請求にあたり、押印についての戸籍関係証明とは異なる説明に時間を要していたり、署名や押印がないことで再来庁を求めていることが、統一的に行えることで、住民の理解向上や利便性向上、職員の業務効率化が図られる。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)①ア(ア)A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、函館市、花巻市、いわき市、浜松市、豊橋市、三郷町、安来市、東温市、大牟田市

○押印見直しの取組みが進められていることから、住民票の写し等の交付請求に係る押印を廃止することにより、市民の利便性向上及び事務の効率化が図られる。

○委任状を以て住民票請求をされる場合に限り、本人の自署及び押印を求めているところである。しかしながら、押印が漏れている状態の委任状を持参される方もおられ、全てを「記名のみ」に統一できれば、そのような来庁者に対して出直していただく必要もなくなる事から、来庁者の利便性向上に繋がると考えられる。

○戸籍関係の証明書と、住民票や戸籍の附票を同時に請求され、請求書に署名又は押印が無かった際に、統一的な説明をすることが出来ず、対応に苦慮した。

○土業から戸籍附票の交付請求があった際、住民基本台帳事務処理要領に基づき「自署または押印」を求めたところ、義務ではないとして断られたケースがある。自署又は押印以外に請求の意思を確認する対応に苦慮したため、戸籍事務と統一した対応を求めたい。

各府省からの第1次回答

御提案の可否を検討した上で、必要に応じて対応を行う。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	189
(管理番号	189)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

基幹統計調査に関する事務の一部を民間企業に委託可能とすること

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

事務の一部を民間企業に委託できる基幹統計を国勢統計、経済構造統計、農林業構造統計に拡充してほしい。その上で、既に民間委託が可能となっている基幹統計も含めて、民間委託に向けた具体的な基準・仕様(例えば仕様書モデル例、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインⅡ3(2)に記載の「基準・条件」、その他実務上必要となる技術的助言)を提示するとともに、その基準・仕様に見合った委託費を交付するようにしてほしい。

具体的な支障事例

基幹統計調査については、統計法施行令第4条に基づき地方自治体が指導員・調査員を推薦している。これらの推薦は、登録調査員及びいわゆる自治会の協力を得て行っているが、高齢化が進む中で必要な定員を充足できないようになってきている。
直近の住宅土地統計調査では、指導員・調査員を合わせて583名必要なところ、交代者を除き495名しか従事者を確保できなかった。
特に国勢調査では、自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも自治会の役員のなり手も不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。
また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができていない。その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念されるため提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治会に調査員の推薦依頼を行う際に、自治会から民間委託できないのかと言われることが増えてきている。また、自治会の役員のなり手が見つけにくい状況なので、今後協力ができなくなる可能性が高いと言われることも増えてきている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治会の負担を軽減し、他の自治会の活動に注力いただくことができる。
また、民間委託を行うことで指導員・調査員の質が安定することが期待でき、調査精度を維持しやすくなると考えられる。

統計法第 16 条
統計法施行令別表第一備考

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、山形市、足利市、さいたま市、富士見市、豊田市、小牧市、倉敷市、広島市、宇和島市、高知県、大野城市、大村市、特別区長会

○調査員の確保に関しては、町会への依頼が中心となっているが、様々な業務が依頼されている現状、人員を推薦することは難しいとの意見書が当市へ出されている。来年度の国勢調査は他の統計調査とは比較にならないほどの人数が必要とされる調査であり、調査員が十分に確保できない状態では、調査の実施自体が危ぶまれる。

○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退していく中、新規調査員の確保に苦慮している。国勢調査等の規模の大きな調査では規定数の調査員が集まらないのが当たり前になってきており、1人当たりの担当調査区数が増え、担い手への負担が大きくなっている。（そしてそのことが、余計担い手を減らすという悪循環になっている。）共働きの増加などより若手の調査員の確保は難しく、なんとか確保した調査員も、新規登録の時点で70歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れとなると調査活動中の事故が増える要因となる。10年以内には現役調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなるという懸念が強い。統計調査員が、あくまで社会貢献活動の域をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。民間委託が現実的であると感じている。

○基幹統計調査の指導員・調査員の推薦について、高齢化が進む中で必要な定員を充足できないようになってきている。特に国勢調査では、町会・自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも町会・自治会の役員のなり手も不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができていない。その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念される。

○基幹統計調査を実施する際に、自治会に調査員の推薦依頼をしているが、自治会から調査員を探すのが大変だという話をいただいている。また、調査員の高齢化が進み、任期途中で体調不良等により交代せざるを得ない事例も出ている。また、登録調査員へ依頼した場合でも、断られることも多くなってきている。

○国勢調査や農林業センサスのように大規模な調査では、調査員確保が課題となっている。当市は市域が広く、調査員説明会や調査票提出において、山間部等へ職員が出向いており、負担も大きいのが現状である。民間委託が可能になると、調査員確保や調査の実施において選択肢が広がる。

○当市でも高齢化が進み統計調査員のなり手が減少している。事務の一部を民間委託できる基幹統計調査の拡充により、将来的な調査員の減少にも対応できる。

○令和5年住宅・土地統計調査において、当市では調査員配置129人のところ実際の従事人数は116人であり、調査員確保が課題であった。

○当市においても、調査員の安定的な確保は、統計調査を円滑に実施する上で必要と考えており、民間企業へ委託できる仕組みづくりは、担い手不足への一方策として考えられる。

○当県でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で賄っている。高齢化の状況についても、直近の住宅土地統計調査において、調査員の約3割が70歳以上となっており、近い将来、調査員の不足により現在の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や報酬の見直しを進め、他の仕事と比較した際に積極的に選ばれるものにしなければならない。

○高齢化の進展や、調査事務の複雑化もあり調査員の担い手不足が深刻化している。実際に、当市における直近の住宅土地統計調査についても、調査員1人につき3調査区を基本としていたが、5～6調査区受け持つ調査員も多数いた。

○現在、基幹統計調査に係る調査票配布等の業務については、登録調査員や市職員等により行っている。年々、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増しており、調査員の業務負担は大きくなっているが、登録調査員の高齢化が進んでおり、統計調査によっては調査員の確保が難しくなっている。

○当市においても、登録統計調査員の高齢化が進行している。比較的大規模な基幹統計調査においては、指導員及び調査員の確保に苦慮しており、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。一定の水準を満たす調査員を継続して確保するために、国勢調査等における調査員事務の民間委託を拡充してほしい。

○当市においても国勢調査時には登録調査員以外に自治会長などに調査員等をお願いしているが、それでも足りないため、市職員が穴埋めをしている。直近の令和2年国勢調査における調査員等に占める職員の割合は、調査員が468人中107人(割合22.9%)、指導員が79人中63人(割合79.7%)であった。登録調査員の高齢化・担い手不足に加え、自治体職員数も減少してきており、統計調査の在り方・調査の手法そのものを見直す時期に差し掛かっていると考える。

○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化により、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。

各府省からの第1次回答

政府の統計調査における民間事業者の活用に関しては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日統計企画会議申合せ、最終改正令和4年3月23日)を定め、積極的に取り組んでいるところだ。

ただ、調査員による実査業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力及び経験、調査員の指導、管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討することとしており、特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討することとしています。

- ①国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査(国勢調査、経済センサス)
- ②一定の行政分野(日本標準産業分類の大分類に該当する産業分野等)又は生活分野に関する国の統計調査(標本調査)の母集団情報を提供することを目的とした調査(農林業センサス、国民生活基礎調査等)
- ③閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査(労働力調査、小売物価統計調査等)

ご提案のあった具体の基幹統計調査に関する事務の民間委託の検討状況につきましては、以下のとおりです。

○国勢調査(国勢統計)については、平成27年調査から、共同住宅の管理会社等への調査員事務の業務委託の枠組みを整備しています。(国勢調査令第十二条の三)

○経済センサス-活動調査(経済構造統計)については、平成28年調査から、複合商業施設等への調査員事務の業務委託の枠組を整備しています。(経済センサス活動調査規則第十条の二)

○農林業センサス(農林業構造統計)については、調査対象が農村部に広く散在する中で、悉皆調査であり、確実な回収が必要なことを踏まえると、実査の履行能力を有する民間事業者を確保すること自体が難しいことから、実査業務の民間委託は現実的ではないと考えています。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	204
(管理番号	204)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

総務省、環境省

求める措置の具体的内容

脱炭素化推進事業債の対象事業について、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があるという要件を見直すこと。

具体的な支障事例

「脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け事務連絡)により、脱炭素化推進事業債の対象事業の要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があることとされている。

しかし、法の趣旨である温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためには、事業の機動的な実施が必要であり、脱炭素化推進事業債を活用した事業を実施する場合に逐次計画改訂が必要となると、機動的な事業実施に支障が出てしまう。

そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体実行計画(事務事業編)に事業の記載があることという対象事業の要件を見直すよう求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方に追加的に課される事務負担の軽減

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条・脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)(令和6年4月1日付け環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課・国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課・農林水産省 農村振興局 整備部 設計課・水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課・林野庁 森林整備部 整備課・総務省 自治財政局 財務調査課・総務省 自治財政局 公営企業課・総務省 自治財政局 公営企業経営室・総務省 自治財政局 準公営企業室事務連絡)・令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、神奈川県、平塚市、豊橋市、京都府、大阪府、高松市、熊本市

○県内市町村において、地方公共団体実行計画（事務事業編）の改定作業中のため脱炭素化推進事業債を申請できないという事例があり、事業実施に支障が生じている。

○求める措置の具体的な内容について、ZEB化の対象事業に断熱工事を追加することについて旨加筆頂きたい。

現状のZEB化における対象事業では、設備の整備に関する事業だけが対象となっているが、寒冷地である東北地域においてはZEB化を達成するうえで高断熱化が必要となり、温暖な地域に比べ財政的負担が大きいことことから対象事業の対象を見直すよう求める。

○当市では、事務事業編において2030年46%削減（2015年度比）の目標を定めているが、国の実行計画と同水準への引上げについて、定量的な根拠を示すのに苦慮している。

各府省からの第1次回答

「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、地方公共団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを受けて、各地方公共団体において温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を実効的・計画的に進めるため、地方公共団体実行計画事務事業編を作成し、計画期間に達成すべき目標やその目標を達成するために実施する措置の内容等を記載することとされている。

また、国・地方脱炭素実現会議で決定された「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日会議決定）」において、2030年度目標に向け、2025年までの5年間の集中期間に政策を総動員することとされたことにより、地方公共団体において短期間で多額の財政需要が発生することを想定し、その対象を適切な範囲とする目的で、脱炭素化推進事業債の対象事業は、地方公共団体実行計画事務事業編に基づいて行われるものとし、計画への位置づけを起債要件としたものである。

現行制度において、起債要件としての計画への位置づけについては、必ずしも事業実施の都度、計画の改定が必要となるような個別事業ごとの詳細な記載を求めているものではない。脱炭素化推進事業債の趣旨及び起債要件については、支障事例として示されている断熱設備が対象となることも含め、事務連絡等で都度周知しているところであるが、引き続き適切に周知を図ってまいりたい。

なお、個別の事業の適債性や確認書の記載については、「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて（周知）」に記載のとおり、環境省の各地方支分部局及び総務省でご相談を受け付けているところ、引き続き個別のご相談についても、丁寧に対応してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	205
(管理番号	205)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなどを行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)
これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。
特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。
(会計法に係る規定についても同様)
このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものとする。
また、現在、250 を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要があるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	206
(管理番号	206)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること

提案団体

郡山市、愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。

具体的な支障事例

当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)及び総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(2022年3月29日2022事会第29号)を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。

現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票(納付書)ともに現在の経費を大きく上回るものである。

口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円(税別)の手数料負担に感じざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乗せされた手数料が示されている。

さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。

については、当市は、自治体の経費負担を抑制すること及び公金収納等事務の効率化・合理化を目的に、現在、帳票(納付書)により支出を行う件数を減少すべく、支払相手方に依頼する方向で検討している。

国の機関への納付書による支払い例

電波利用料、成年後見制度利用支援事業鑑定料、相続財産管理人選任に係る予納金及び官報公告料、消費税確定申告納付金、国有財産貸付料、被災者支援総合交付金額の確定に伴う返還金、社会保険料(個人負担分及び事業主負担分)、国有林借地料、借入償還金(国土交通省分)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。

また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。

根拠法令等

歳入徴収官事務規定(昭和27年大蔵省令第141号)第9条
国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)第12条
指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

○提案団体より示されている手数料等の納付方法に対する回答

1. 総務省

・電波利用料については、すでに口座振込(注)が可能となっているため、ご要望には対応済みといった認識である。

注:ここで言う「口座振込」は、次の2つを意味すると考えられるが、電波利用料においてはいずれも可能。

(1)納付義務者が保有している金融機関の口座に、いわゆる「口座振替」を設定し、支払日が到来したら、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの。

(2)毎回、請求がある度に、納付義務者が保有している金融機関の口座から、ATMやインターネットバンキング機能などを利用して、当該金融機関に支払いを指示し、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの(=いわゆるペイジー利用による口座振込)

なお、(1)の根拠規定は、電波法第103条の2第23項。(2)の根拠規定については、現行法上、(特に規定をおかずとも)可能(=根拠規定なし)。

<参考>情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律についてのガイドライン(令和4年10月18日デジタル庁)によれば、インターネットバンキングは、手続きがオンラインで行われるといった特殊性を除けば納付義務者本人による現金支払いと同視することができるとしている。その上で、財政法には、デジタル納付を妨げる規定はなく、個別法において(印紙払いによる納付に限る等の)現金以外の納付方法に限る規定がなければ可能としている(P3)。なお、電波法においては、そのような現金以外の納付方法に限る規定はない。

口座振込の周知については、注(1)及び注(2)のいずれについても、納付義務者に直接送付している納付書や、同封しているリーフレットに記載する形で実施している。また、総務省電波利用ホームページなどにおいても、実施している。

2. 財務省

・消費税確定申告等により納税者が国税を納付するに当たっては、納付書・現金を用いない納付手続としてダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付といったキャッシュレス納付手段を用意しているところ、特にダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)については、税務署に事前に届け出ることによって予め指定した口座から口座引落としにより国税の納付が可能である。

・国有財産貸付料は、国有財産法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

3. 文部科学省

・被災者支援総合交付金は予算補助であり、その額の確定に伴う返還金は、現状、官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等による納付にのみ対応しているところ、当該納入告知書等においてペイジーでの納付(ATMやインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

4. 厚生労働省

・社会保険料のうち労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。

加えて、電子申請によって労働保険料に係る申告を行う場合や労働局から送付される納入告知書等を用いる場合は、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

・社会保険料のうち厚生年金保険料については、厚生年金保険法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、日本年金機構から送付される納入告知書については、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(同法上は、自治体による納付についても妨げられるものではない)

5. 農林水産省

・国有林野貸付料は、国有財産法第 23 条第 2 項において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

6. 国土交通省

・借入償還金は、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(参考)公金の納付方法に関する法令上の定めについて

「根拠法令等」欄に記載された歳入徴収官事務規程第 9 条及び国税収納金整理資金事務取扱規則第 12 条は、納入の告知を文書で行う旨を示した規定であり、具体的な納付方法を規定しているものではない。

また、国の収入について規定している財政法においても、収入の納付方法について何ら制限を設けておらず、振込を含むデジタル納付を行うことは、財政法においても妨げられていない。

実際のところ

・官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等においては、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)が可能

・個別法に現金以外の納付方法(印紙や証券)に限る旨の規定がある歳入等の納付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)や情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和 4 年法律第 39 号)に基づき主務省令で定めることにより、インターネットバンキングによることが可能

・情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に基づき主務省令で定めた場合には、クレジットカード決済等(クレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済及びコンビニ決済)による納付が可能

となっているところであり、手数料等の納付方法については、各省各庁が自ら選択しうる状況にある。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	207
(管理番号	207)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

公職選挙法に基づくポスターの表示義務の見直し

提案団体

豊橋市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第143条第18項において規定されている同条第16項第2号のポスターの表示義務の規定に、「掲示責任者に連絡するための電話番号又はメールアドレス等の情報」を追加する。

具体的な支障事例

公選法第143条第16項第2号のいわゆる公職の候補者等の個人の政治活動用のポスター(以下「個人の政治活動用ポスター」という。)について、市民から「勝手に個人の政治活動用ポスターが貼られて困っているが、破棄してよいか。」等の問い合わせを多数受けている。
個人の政治活動用ポスターを他人の工作物等に掲示しようとするときは、選挙運動用文書図画についての公選法第145条第2項及び第3項のような規定はないが、その居住者等の承諾を得なければならないのは当然であり、その承諾を得ないで掲示された文書図画は当該居住者等がその管理権に基づいて撤去することができるものと解されている。一方で、はがしたポスターの処分権限はなく、撤去したポスターを汚損等する行為は、ポスター等の所有権を保持する者の所有権を侵害する行為であり、刑法(明治40年法律第45号)第261条の器物損壊罪を構成するおそれがあるとも解されている。
以上のことから、市民から問い合わせがあった場合は、撤去(はがすこと)はできるが、保管の状況によっては器物損壊罪に抵触するおそれがあることから、市民から掲示責任者等へ連絡を行うよう説明している。
しかしながら個人の政治活動用ポスターへの掲示責任者の連絡先の記載は義務付けられておらず、連絡先の記載はほとんどないため、結局ポスターを放置せざるを得ず、市民も選管も対応に苦慮しているところ。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

勝手にポスターを貼られたので、撤去、回収を依頼したいが、連絡先がわからないのでは対応しようがない。
掲示責任者の住所なんかより連絡先の記載を義務化したほうがよい。
ウェブサイト等を利用する選挙運動用文書図画は、頒布した者に連絡できるようにアドレスなどの表示義務が課せられているのだから、ポスターにも連絡先の記載をさせるべきである。
自宅の壁にポスターを貼っているところを見かけたため、貼らないでほしいと伝えたら、他にも貼ってあるのだから拒否できないと言われた。そういうものだと思ってその時は、貼らせてしまったが、今は「おかしい」と思っているため連絡がしたい。
ポスターの記載内容をもとに、インターネットなどで調べたが、連絡先がわからず困っている。選管でも承知していないとなると、これ以上の対応ができない。勝手にポスターを貼った者勝ちではおかしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

居住者等の承諾を得ずに掲示されたポスターの掲示責任者に対し、当該居住者である市民から撤去の依頼や苦情を伝えられるようになり、当該ポスターを放置するだけの現状を改善でき、市民が対応に苦慮しなくなる。また、ポスターが公選法の規定に違反して掲示されたものであった場合に、都道府県又は市町村選管が撤去命令を出すこととなるが、当該撤去命令の手続きの際にも、実務上、掲示責任者の連絡先が必要と考える。さらに、公選法第 143 条第 18 項の表示義務に係る規定が設けられた趣旨は、掲示に係る責任の所在を明らかにしようというものであるが、その背景には、町にポスターが氾濫し、都市の美観を損ねているからそれを防ぎたいというものがあったと承知しているが、当該表示義務の規定に連絡先を追加することで、ポスターの氾濫の抑制にもつながり、より立法趣旨にかなう規定となると思料する。

根拠法令等

公選法第 143 条第 16 項、第 18 項
同法第 147 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、大垣市、小牧市、守口市、茨木市、高松市、今治市、大野城市、大村市

○個人の政治活動用ポスターについて、公職選挙法に抵触するか否か等の問い合わせは当市においても度々あり、違法のおそれがある場合には撤去する旨の連絡を選管事務局が行っている。本提案は掲示責任者の連絡先の把握が市民、選管事務局にとって容易になる上、掲示責任者に対する法遵守の一定の抑止力になると考えられる。

○政治活動用のポスターの無断の掲示について、選管としては市民に掲示責任者に対して直接連絡してもらうように案内するものの、連絡先の記載がないものもあり、また市民が撤去後の取り扱いを含めて個人として対応することも難しく、選管としても度々相談や問い合わせを受ける案件であるにも関わらず適切な対応が困難な現状である。

○違法なポスターを警告等する際に掲示責任者へ連絡がつかない事例は度々ある。なお、公職選挙法 143 条第 13 項の個人演説会告知用ポスター、同法 144 条第 5 項の選挙運動用ポスター、政党その他の政治団体等（確認団体）の政治活動用ポスターや立札・看板類など、同様の規定箇所についても適用すべきと思料する。

○当市においても本件の対応は苦慮している。本提案による効果は限定的であると思われるが、ポスターが都市の美観を損ねていることは明確であり、立法府はポスターの氾濫抑制について前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答

御認識のとおり、公職選挙法第 143 条第 18 項の規定は平成 4 年の法改正で議員立法により設けられたものであり、当時の国会における議論においては、個人の政治活動用ポスター等の表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならないとすることについて、「政治活動の自由に対する規制を加えようとするもの」として反対する意見もあったと承知しており、そうした経緯も踏まえ、個人の政治活動用ポスター等の記載事項については、各党各会派の議論が必要な問題であると考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	208
(管理番号	208)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

郵便等投票証明書の添付書類の明確化

提案団体

豊橋市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

郵便等投票証明書の申請において、選挙人が昭和50年4月18日付け社更第45号厚生省社会局更生課長通知を受け公職選挙法施行令第59条の2第1号に該当する者(体幹機能障害2級に該当する者)として申請する場合は、その旨の証明書の添付を必要とすることを地方自治体に通知すること。また、当該通知の運用を明確化(判断基準の明確化、身体障害者手帳担当課が発行する証明書の様式作成等)すること。

具体的な支障事例

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下、公選法という。)第49条第2項において、選挙人で身体に重度の障害があるものの投票については、政令で定めるところにより、郵便等により送付する方法で不在者投票を行わせることができるとされており、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下、公選令という。)第59条の2において、郵便等投票ができる対象者が具体的に定められている。

郵便等投票証明書の交付申請があった際に、申請者が郵便等投票の対象に該当するか否かは、公選令第59条の3第3項の添付書類(身体障害者手帳など)により身体の障害等の程度が公的に証明されていることを客観的に確認することができるため、安定的かつ迅速に証明書交付手続きができる。

しかし、昭和50年4月18日付け社更第45号厚生省社会局更生課長通知において、「脳卒中後遺症等による片マヒ者については、身体障害者手帳の障害名の欄に体幹機能障害の記載がなくても身体障害者診断書等により歩行不能が明確に認められる場合には、体幹機能障害2級に該当するものとして所要の証明を行って差し支えない。」とされており、この場合、身体障害者手帳担当課の証明書が必要となる。そのため、選挙人が片マヒ者であった場合には身体障害者手帳担当課に通知の基準に該当するか照会をしなければならず、証明書発行の遅れに繋がっている。

郵便等投票制度は、不正が行われる可能性が高いことと、障害者等の投票機会の確保とのバランスを考慮した上で、対象について法令で厳格に限定しているものと承知しているが、当該通知の身体障害者手帳の担当課の運用については、身体障害者手帳申請時に添付された診断書をもとに判断されており、診断書には明確に「歩行不能」という記載はなく、判断根拠が曖昧である。また、担当課が発行した証明書上の記載事項が不明確なことから、選挙管理委員会における郵便等投票証明書発行の判断に疑義が生じており、郵便等投票制度の厳格性に反しているもので、苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当該通知の基準に該当することによる障害程度の証明が公職選挙法施行令第 59 条の 3 第 3 項第 1 号に規定する「前条第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面」に該当し、郵便等投票証明書の申請にあたってはその書面の添付を必要とする旨が正式に示されることにより、選挙管理委員会及び身体障害者手帳担当課双方において、運用上の疑義なく正確かつ迅速に証明事務を行うことができる。

公選法は、選挙が公明かつ適正に執行されることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするものであるから、同法規の選挙の管理執行に関する規定の解釈にあたっては、選挙の執行が公明かつ適正であることを疑わしめる結果を招来するような解釈は妥当しないのであって、形式的画一的な解釈によって法規の執行をなすことが求められているものと理解している。

当該通知の運用を明確化することで、公選法の目的に反しない解釈とすることができると考える。

根拠法令等

公選法第 49 条第 2 項
公選令第 59 条の 2、第 59 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、花巻市、多賀城市、相模原市、藤沢市、大垣市、茨木市、高松市、大野城市、大村市、熊本市

○障害の程度を証明する書面については、様式が定められておらず、的確な判断ができない記載がなされるおそれがあることから、当該書面の記載を定める必要がある。

○提案のとおり、昭和 50 年 4 月 18 日付け社更第 45 号厚生課長通知にある対象者については、身体障害者手帳だけでは対象となるか判断ができないことがあるため、障害者手帳の所管課に照会をかける等苦慮している。

また、郵便等投票は対象となるかの判断を最終的に選挙管理委員会が行うこととなるが、判断基準が明確でないことから自治体間や担当者によって差が生じる恐れがある。

各府省からの第 1 次回答

郵便等投票は、疾病等のため歩行が著しく困難な者の投票機会を確保するために、選挙の公正を確保しつつ設けられている制度であり、昭和 49 年から公職選挙法施行令において、身体障害者手帳における障害種別に応じた一定以上の障害等級である者及び、両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度にあると身体障害者手帳を交付する都道府県等が書面により証明した者が対象とされている。

この都道府県等の証明については、身体障害者手帳により対象者であることが確認できない障害者の方が、郵便等投票証明書の交付申請を行うにあたり、身体障害者手帳を交付した都道府県等が審査を行う際に用いた診断書等の資料により一定の障害の状態にあることを証明することにより、障害者の方の負担の軽減が図られるものであり、昭和 50 年 4 月 18 日付け通知により都道府県知事等に対して、証明書の交付等につき配慮をお願いしたところである。

公職選挙法に基づく障害者の郵便等投票の制度は、施行から 50 年にわたり、各自治体において選挙管理委員会と身体障害者手帳担当部局等が必要に応じて連携を図り、証明書発行事務が行われてきているものであり、今後新たな判断基準を定めたり、証明書の様式を定めること等により全自治体において事務の見直しを行うこととすると、各自治体の事務負担の増加等により郵便等投票証明書の発行が遅延するなど障害者の方の利便性が損なわれることや、これまで対象とされていた障害者の方が対象外となる場合があることが懸念されることから、慎重な検討が必要と考えられる。

なお、公職選挙法令の規定によれば、昭和 50 年 4 月 18 日付け社更第 45 号厚生省社会局更生課長通知により体幹機能障害(2級)に該当するものとして所要の証明がされた者が、公職選挙法施行令第 59 条の 2 第 1 号に掲げる者として郵便等投票証明書の交付を申請するためには、身体障害者手帳に体幹機能障害(2級)の記載がないことから両下肢等の障害の程度を書面で証明する必要があり、同令第 59 条の 3 第 3 項第 1 号により添付する文書は、同令第 59 条の 2 第 1 号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面でなければならないとされている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	214
(管理番号	214)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求期日の見直し

提案団体

高松市、東かがわ市、三木町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求については、選挙期日の前日までではなく、郵便投票と同様に4日前までとすること。
※郵便投票の場合、請求については、「選挙期日の4日前まで」、とされている。

具体的な支障事例

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票を行う場合、投票用紙及び投票用封筒を選挙期日の前日までに請求することができる。とされており、不在者投票を行うことのできる期間も、選挙期日の前日まで、とされている。

主な事務の流れとしては、「請求→請求者の滞在地住所へ用紙等を郵送→滞在地の選挙管理委員会にて投票→滞在地の選挙管理委員会が名簿登録地の選管へ用紙等を郵送」となり、選挙期日の前日に請求のあった場合、速達扱いで郵送を行っているが、用紙等が請求日当日に届かない限り投票が行えない。

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票を行う際の投票用紙及び投票用封筒の請求は、オンラインでの請求も開始され、間口が広がっている中、「請求ができる」=「投票ができる」と考え、制度の中で請求を行った結果、選挙ができないケースを少なくするためにも、現行の制度より、現実的な期日を明示することが必要と考える。

なお、選挙人が選挙の期日の前日に窓口へ直接封筒を請求に行き、そのまま名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会へ直接赴き、投票することは、用紙等の交付にかかる時間、選挙人の移動にかかる時間によるが、実務上は可能である。しかし、投票を行おうとする滞在地において選挙が行われていない場合、投票できる時間は、選挙管理委員会の執務時間内とされている(公職選挙法第270条の2)ため、用紙等の交付を受けても、滞在地で不在者投票が行えないケースもある。

また、請求期日を一律に4日前等に制限することは、上記のとおり期日前日の請求では直接請求においても選挙が出来ないケースがあること、請求期日を4日前とした場合においても、直接請求を行う選挙人は名簿登録地に滞在し、期日前投票が行えることを鑑みると、選挙人の投票権を制限することに繋がるとは考えられない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙(当県選出)における不在者投票(滞在地)の発送日毎の発送数と投票数の集計表集計表(別添「不在者投票(滞在地)の発送日毎発送数と投票数」)から、不在者投票の期間である選挙期日前日付近で発送された場合、投票に繋がっていないことが確認できる。
速達扱いで発送しているものの、対面での受け取りが必要な郵便(レターパックプラス)であるため、発送から本人が受け取るまでの期間に数日かかり、投票に繋がっていないと考えられる。

郵便投票と投票用紙の送受信にかかる事務は同様となるため、郵便投票と同様に、請求については、「選挙期日の4日前まで」と現実的な期日の設定を要望する。

※発送について、基本的には請求書の收受日に発送、郵便局の発送受付時間を超えたものについては、翌日発送している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行の制度より、現実的な請求期日を明示することで、投票が行えないケースが少なくなると考えられる。

根拠法令等

公職選挙法施行令第50条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、苫小牧市、宮城県、多賀城市、相模原市、大垣市、茨木市、今治市、大野城市、熊本市

○当市においても、現行の制度の請求期限である選挙期日前日に不在者投票用紙の請求が複数あるがいずれも投票できていない状況である。また選挙期日2日前の請求であっても投票に結びついている件数は2割程度となっている。令和4年参院選(選挙区)では選挙期日前日の請求2件のうち投票数は0件、選挙期日2日前の請求9件のうち投票数は2件となっている。

○当市の過去の選挙においても、投票日前日に投票用紙及び投票用封筒の請求があり、滞在地での不在者投票に間に合わないケースが数件あった。選挙人が投票を行えないケースを少なくするという本提案の観点から制度改正が望ましいと考えられる。

○提案にあるとおり、選挙人名簿登録地以外での遠隔地における不在者投票は、選挙人名簿登録地への投票用紙の請求、請求者の滞在地住所への投票用紙等の郵送、滞在地の選挙管理委員会における投票、滞在地の選挙管理委員会が名簿登録地へ郵送した投票用紙等の到着を投票日当日までに完了する必要がある。滞在地の郵便事情により異なるものの、少なくとも請求から3日程度要することから、本市においても、請求者に投票用紙等を送付する際に、投票日当日までに投票用紙が本市に届かなければ有効とはならない旨を申し添えている。

○当市においても、選挙期日直前に請求がなされることがあるが、その場合には、投票が間に合わない可能性がある旨を説明している。

事実上投票ができない時期での請求は、有権者にも選挙管理委員会にもメリットは無く、事務手間が増えるだけであるため、現実的な請求期日が明記されることが望ましいと考える。

○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票を行う場合の請求について、選挙期日の3日前から前日までの3日間も請求があるものの、そのうち選挙期日までに投票用紙が到着し受理されたものはわずかである。

選挙期間中に請求があった場合、選挙人が「請求したのに投票できなかった」といった誤解をしないように、電話にて不在者投票制度の説明や、滞在先の選管で速やかに投票する必要があることを案内しているが、多くの苦情を受けているところである。現行の制度に現実的な請求期日を明示することにより選挙人への説明がしやすくなり、不在者投票の収受に係る事務的な負担も軽減できるメリットがあると考えられる。

各府省からの第1次回答

不在者投票の投票用紙等の交付請求が投票日前日に届いた場合等、投票用紙等を発送しても投票が間に合わないケースがあることは承知しているが、選挙人の投票機会の確保の観点から、御提案の制度改正は適当ではないと考える。

総務省としては、選挙人に対して、早めに投票用紙等の交付請求や投票を行うよう周知することを、国政選挙等の機会をとらえ、各選挙管理委員会に要請しているところである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	218
(管理番号	218)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムのメンテナンス時間の見直し

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

第三土曜日に続く日曜日に住基ネットシステム(カード管理システム及び公的個人認証システム)のメンテナンスがJ-LISにより実施されることにより、日曜開庁時におけるマイナンバーカードの一部業務が制限されていることを解消するため、メンテナンスを早朝または夜間など開庁時間外に行うよう求める。

具体的な支障事例

【現状】

当市では住民サービスの一環として毎週日曜日に市民課窓口を開庁している。住民票の写し等の各種証明発行や住民異動届及び戸籍届出の受け付けなど、住基ネットシステムを使用する業務が含まれる。

【問題点】

マイナンバーカードの普及率が全国的にも約80%に迫る中、券面更新や公的個人認証の業務など、住基ネットシステムを使用した業務の頻度は高まっている。日曜開庁時における住基ネットシステムのメンテナンスはシステムの稼働停止を伴うため、住民異動届出等に伴うマイナンバーカード関連手続きなどの一部手続きは完了せず、翌日以降に再度来庁するなどの負担が生じている。現状のままでは行政サービスの低下を招くほか、窓口等におけるトラブルの発生源になることから速やかな問題解決が望ましい。

なお、当市の日曜開庁は広く市民に認知されており、約40組/週が住所異動届の手続きに訪れる。このような状況を鑑みると、メンテナンス日のみ閉庁する等の運用変更は市民の混乱を招く可能性が高いことから、メンテナンス時間帯の変更を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口において、手続きが完了しなかった住民からは「今日手続きできないのか、また来なければいけないのか」などのご不満の声をいただいている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住基ネットシステムのメンテナンスを早朝または夜間などの開庁時間外に実施することにより、日曜開庁時における券面更新や公的個人認証の業務を滞りなく行うことが可能となる。このことにより住民の利便性・満足度が向上し、トラブル発生への低減につながるが見込まれる。また、全国的に同様の課題があったと仮定するならば、その効果は大きい。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、いわき市、半田市、三郷町、広島市、鳴門市、松山市、東温市、福岡県、福岡市、大牟田市、大野城市、大村市、熊本市、鹿児島市

- 臨時開庁を行いたかったが当該制限のため断念した経緯あり。
- 当市においてもマイナンバーカード日曜開庁において、メンテナンス日のみ閉庁している。開庁日の変更は、市民への混乱を招く他、利便性低下につながるため、参画する。
- マイナンバーカードの休日交付を実施しているが、住基ネットシステムのメンテナンス日を避けた日程で行っている事から、メンテナンスを全て夜間・早朝にさせていただく事で、より幅広い取り組みを検討する事ができる。
- 当市では今後週末でも開館している地域行政センターに統合端末設置を計画しており、日曜日でもマイナンバーカードの手続きができるようになる予定である。開館日にも関わらずマイナンバーカードの手続きができない場合、トラブルが発生する可能性があり、市民サービスの低下が懸念される。
- 市民の利便性を確保するため平日土日を問わず日中は手続きができる環境が必要である。

各府省からの第1次回答

住基ネット、カード管理システム及び公的個人認証システムのメンテナンス時間は、現時点においても、夜間から早朝において実施している。なお、メンテナンスに要する時間については、当該メンテナンスの内容により異なり、日中までメンテナンスを行う必要がある場合もある。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	227
(管理番号	227)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

道府県民税の課税状況等に関する調査項目の簡素化又は調査の廃止

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

道府県民税の課税状況等に関する調査について、調査の廃止又は法人関係税及び自動車関係税に係る調査項目の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

税制改正などの地方税制の企画・立案等の基礎資料とするため、例年、総務省から都道府県あてに作成依頼がある調査で、多数の調査票から構成されている。

【支障事例】

調査項目数が非常に多いことに加え、法人関係税をはじめ毎年度の税制改正に伴う調査内容の変更や複雑化、新たな調査項目の追加などが行われるため、既存の税務システムでは対応できない部分が多い。そのため、多岐の調査項目について、手作業での処理を強いられ、また、総務省への回答期限も短いこともあり、本来の課税業務に支障が生じている。

具体的には、決算事務の作業をしながら、並行して各県税事務所等(出先)及び税務課(本庁)において本調査に係る調査表の作成作業を行い、かつ、決算数値や交付税数値との突合により整合性を確保する作業も必要となるため、膨大な作業時間を要する。

また、調査表間でも多数の突合項目があり、端数調整であっても、当該調査表を修正すると他の調査表の修正が必要となる場合もあり、修正作業も容易ではない。

なお、調査目的である税制改正などの地方税制の企画・立案等については、総務省から必要に応じて行われる照会によってデータ収集等の目的は果たされるものと思われる(令和6年度外形標準課税法人に係る税制改正に当たっては令和5年度に計3回の照会が行われている)。

【支障の解決策】

政策立案等に果たす役割に比較して都道府県の業務負担が大きい当調査について、調査の廃止を求める。

仮に廃止が困難な場合、法人関係税については、細分化された詳細な調査内訳表を省略することにより、自動車関係税については、他の調査内容と重複する調査項目を除外することにより、調査の大幅な簡素化を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務負担が軽減されることで、県税事務所等（出先）は本来業務である申告調査や実地調査等に、また、税務課（本庁）も同様に県税事務所等への指導業務やBPRの構想・実践等に、それぞれ注力することができるようになる。

根拠法令等

令和4年度道府県税の課税状況等に関する調について（依頼）（令和5年6月9日 総税都第29号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、埼玉県、長野県、岡山県

○毎年のように追加・変更される調査項目について、既存の税務システムにおける情報のみでは対応不可（税務システムの改修は税制改正への対応が優先され、統計調査のための改修予算までは確保できない状況）のため大部分が手作業となっており事務負担が大きい。

○調査内容の変更や複雑化、新たな調査項目の追加等に対し、システム改修で対応する場合においても、詳細な設計の検討、実装後の動作確認などに多大な時間、労力、費用を要し、他の業務を圧迫する。

また、項目が多岐にわたり、他の調査との突合作業に時間を要する。（自動車関係税）

○提案団体の示す具体的な支障事例に加え、以下の課題がある。

・課税状況調の調査項目は、普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等についての照会と重複している項目が多く、二重の作業を余儀なくされている。

・課税状況調の各調査項目について、各地方公共団体のデータが統一フォーマットで公開されておらず、調査結果の参照が困難である。

・課税状況調を継続するのであれば、普通交付税等の基礎数値についての照会等とデータを連携させることや、データの公開を行うなど、地方公共団体がメリットを享受できる方策を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

本調査については、地方税制の企画・立案等のための基礎資料として毎年度実施しているものであり、毎年度の税制改正作業や国会報告等に用いる資料作成のための重要な調査として、今後も継続して実施する必要があるものと考えている。

また、調査の実施に当たって、回答期限について2ヶ月間程度を設けているとともに、毎年度の税制改正に伴う調査内容について、翌年度に実施予定の調査項目を税務システムへの対応のため前年度中に周知することも行っているところ。

本調査については、調査結果の使用状況等を踏まえ、必要に応じて調査項目の見直し等を行っているところであるが、ご提案を踏まえ、法人関係税については調査項目の整理合理化を検討するとともに、自動車関係税については他の類似の調査と調査項目を統一することによって簡素化を図ることとする。今後も地方団体の事務負担に配慮して調査を実施してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	229-1
(管理番号	229)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防庁による調査に係る事務の効率化

提案団体

愛知県、福島県、岐阜県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

消防庁の市町村、消防本部を対象とする調査及び調査における取りまとめ事務について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用することにより、事務の省力化を行うこと。
市町村、消防本部の状況は、当該市町村、消防本部の属する都道府県において把握しておく必要があるため、消防庁において調査結果等を取りまとめた後、共有すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

国が地方公共団体に対し行う調査については、令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡により、一斉調査システムの活用を促すよう、関係府省に通知されているところである。
消防庁からの市町村、消防本部を対象とする調査については、取りまとめが都道府県にメール等で依頼される。そのため、都道府県においては、各市町村及び消防本部からの回答を1件ずつ確認し、各都道府県の回答フォームにコピーアンドペーストする形で取りまとめの上、回答している。

【支障事例】

消防庁による調査は年間100件程度行われている。また、当県は34消防本部、54市町村があるため、担当者が1市町村から「受信確認→保存→貼り付け→確認」という一連の作業を行う時間を3分と仮定しても、回答の取りまとめだけで、162分程度かかることとなる。それに加え、市町村や消防本部の回答に修正がある場合の対応等も行う必要がある。

【制度改正の必要性】

都道府県を経由する必要がないのにも関わらず、無駄な事務が発生している。

【支障の解決策】

消防庁の市町村、消防本部を対象とする調査及び調査における取りまとめ事務について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県における事務負担軽減、国が一括処理を行うことによる事務の効率化

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、蔵王町、いわき市、長野県、京都府、兵庫県、徳島県、宮崎県

○当県は消防本部に加え特に市町村数が多いため、消防関係や国民保護等に関する市町村の回答をコピー、提出様式への貼り付けに膨大な時間がかかっている。

○予防に関する調査については、同時期に集中して複数の調査依頼が発出されるため、一定の時期に業務が増える傾向にあり、また、消防庁から送られる様式等に不備があることもあり、その場合、その都度、各市町村等への対応も必要となることから、調査時期の見直しや、調査方法の改善が必要と考える。

各府省からの第1次回答

「調査・照会（一斉調査）システム」は LGWAN 環境でのみ利用できるものである。消防本部には一部事務組合や広域連合も多いが、これらの団体では LGWAN 環境が無い団体もあり、消防本部を対象とする調査を本システムを通じて行くと、とりまとめ等を行う自治体の業務を却って増やすことになりかねない。令和4年11月15日付け事務連絡「調査・照会（一斉調査）システムの利用について（周知）」（総務省地域力創造グループ地域政策課）でも、当該システムの積極的な活用を周知されているところであり、本庁もシステムの有用性や、貴団体からの要望は理解しているので、当該システムの所管部署と、LGWAN 環境以外でも当該システムが利用出来るようなシステム改修も含めて、検討を進めていきたい。

また、防災部局宛の照会等、現状でも当該システムを活用できる調査については、当該システムを用いた照会とするよう、庁内で徹底を図りたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	229-2
(管理番号	230)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防庁の消防本部・市町村への通知方法の見直し

提案団体

愛知県、福島県、岐阜県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

消防庁から消防本部・市町村への通知について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」などを利用し、消防庁が県・市町村・消防本部へ同報で周知する等、事務の簡素化を行うこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

消防庁からの周知依頼文書や通知については、各都道府県消防防災主管部(局)長殿宛てにメールで送付されるため、基本的には県において、市町村・消防本部宛て通知文を作成し、展開している。

その中で、特に県で追記する必要がないものについては、「令和〇年〇月〇日付け…で消防庁〇〇課長から別添のとおり通知がありましたので、業務の参考にしてください。」等の通知文を作成し、添付の上、市町村・消防本部へ展開している。

【支障事例】

消防庁から送付される周知依頼や通知の数は上半期だけでも50件程度であり、その内あえて県を通じて展開しなくてもよい(全団体宛てに同報でよい)内容のものが40件程度である。

また、通知を展開するにあたり、①内容を確認し、都道府県において追記が必要であるか判断する、②通知文を作成し内部で決裁を取る、③各市町村・消防本部に展開する、④内容に誤りがあった場合には、再度内容を確認し展開する、という一連の作業が発生する。そのため、通知1件の展開につき、担当者の作業時間や、決裁関係者の確認時間も含み、少なくとも15分程度の時間を要する。

【制度改正の必要性】

都道府県を経由する必要がないのにも関わらず、無駄な事務が発生している。

【支障の解決策】

調査・照会(一斉調査)システムを活用し、消防庁が県・市町村・消防本部へ同報で周知することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各都道府県担当者の事務が軽減される。また、消防庁から直接通知を発出することによる情報提供の迅速化及び行政の効率化につながる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、蔵王町、いわき市、長野県、静岡県、京都府、兵庫県、徳島県、宮崎県

○消防庁からの年間数百件の依頼等について必ずしも都道府県が通知を作成する必要がないものが多数見受けられ、都道府県の事務負担を軽減可能であると考えます。

都道府県を経由する必要がないのにも関わらず、無駄な事務が発生している。

○消防庁からの通知文については、制度変更があった場合に、速やかに各市町村等への通知が必要であると考えますが、3月、4月の法改正の頻出する時期には、異動時期とも重なるにも関わらず、周知依頼文書の件数が多く、速やかな県から市町村等への発出が困難なケースが生じるため、周知方法の改善が必要と考えます。

各府省からの第1次回答

「調査・照会（一斉調査）システム」は LGWAN 環境でのみ利用できるものである。消防本部には一部事務組合や広域連合も多いが、これらの団体では LGWAN 環境が無い団体もあり、消防本部を対象とする調査を本システムを通じて行うと、とりまとめ等を行う自治体の業務を却って増やすことになりかねない。令和4年11月15日付け事務連絡「調査・照会（一斉調査）システムの利用について（周知）」（総務省地域力創造グループ地域政策課）でも、当該システムの積極的な活用を周知されているところであり、本庁もシステムの有用性や、貴団体からの要望は理解しているので、当該システムの所管部署と、LGWAN 環境以外でも当該システムが利用出来るようなシステム改修も含めて、検討を進めていきたい。

また、防災部局宛の照会等、現状でも当該システムを活用できる調査については、当該システムを用いた照会とするよう、庁内で徹底を図りたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	231
(管理番号	231)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令 169 条の6の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加すること。

具体的な支障事例

当県では、東三河地域の振興に取り組むため、地域づくりの主体となる県、市町村、経済団体、住民等が連携した「東三河ビジョン協議会」を設立。同協議会で 2030 年度までの重点的な政策の方向性を示す「東三河振興ビジョン 2030」を策定した。

同ビジョン推進にあたり、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施する。同プロジェクトは、森林関連産業の成長産業化に向けた可能性を探り、森林資源を活用した東三河の振興を目指している。同プロジェクトの事業のひとつに、森林信託制度の導入検討を掲げており、現在、その実現可能性調査を事業として実施している。

この事業において、森林信託の候補地をピックアップしたところ、県内の「財産区の森林」が候補のひとつとしてピックアップされた。財産区を含む地方公共団体の普通財産である土地については、地方自治法第 238 条の 5、および同施行令第 169 条の6の規定により、信託できるのは、信託の目的が「信託された土地に建物を建築」又は「信託された土地を造成」に限定されている。このため、財産区の土地を、森林の施業・管理を目的として信託することはできない。

民間の森林と財産区の森林を一緒に信託することが可能になれば、より広い面積に集積することができ、一体として森林の施業・管理を行うことが可能になり、以下(制度改革による効果)のとおり財産価値を高める効果が期待できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年度、基礎調査を委託している信託銀行から、市町村からの財産区の森林整備の信託要望に対応できるよう、地方自治法施行令第 169 条の6に規定する目的として、財産区の森林の管理・保全を対象としてほしい旨の意見があった。民有林の森林信託の事例は、岡山県西粟倉村において事例あり。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

商事信託としての森林信託は、森林の所有者に代わって森林の施業・管理を行う仕組みであり、信託法、信託業法等が適用される。信託期間中は、信託銀行が元の所有者に代わって森林組合や林業事業体等との契約手続きや収支管理を行い、必要経費を控除した利益を信託配当として元の所有者に分配する。

信託報酬などの費用は追加で必要になるものの、日常的な管理業務は受託者が行うため、現在の財産区管理委員や財産区に権利を有する者の負担を軽減しながら、荒廃を防ぎ財産価値を高めることが期待できる。

また、財産区の森林を周囲の民間の森林と一体で計画的に施業・管理を行うことによって、森林の収益性向上も期待でき、効果的かつ効率的な森林資源の活用と、産業振興・地域振興の推進が期待できる。

根拠法令等

地方自治法第 238 条の5第2項、地方自治法施行令第 169 条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県

—

各府省からの第1次回答

地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付けや処分、私権の設定等の行為について一定の制限が設けられているところ、信託については、現行制度上、地方公共団体のうち普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）及び有価証券のみ認められている。

このうち、土地の信託については、

- ① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。
- ② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。
- ③ 信託された土地の処分を行うこと。

を信託の目的とする場合に限り、行うことができるとされている。

御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	249
(管理番号	249)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

指定公金事務取扱者制度と指定納付受託者制度の統合

提案団体

神戸市、秋田県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「指定公金事務取扱者制度」と「指定納付受託者制度」を統合し、1つの制度(指定公金事務取扱者制度に統合)とすることを求める。

①上記2つの制度を統合し、プリペイド型・ポストペイ型の決済、クレジット決済、現金決済による全ての決済方法による公金収納を可能とする。

②統合後は、指定公金事務取扱者制度において、クレジット等の信用取引決済においても納入義務者が指定公金取扱者に支払いをした時点で自治体へ納付したものとみなす取扱いとする(支払明細をもって、後日遡及して領収書とみなす等)。

具体的な支障事例

現在、市民・事業者(以下「納入義務者」という。)が自治体へ使用料などを納付する場合、現金(コンビニ決済含む)やプリペイド型電子マネー決済については自治体が徴収又は収納を委託する「指定公金事務取扱者制度(令和6年4月1日施行)」、各種決済事業者によるクレジットカード・ポストペイ型の決済については納入義務者が指定納付受託者に支払いを委託する「指定納付受託者制度」により決済が行われている。

しかし、「指定公金事務取扱者制度」と「指定納付受託者制度」の混在により下記の支障が生じている。

(1) 指定管理施設等においてキャッシュレス決済を導入する際、プリペイド型・ポストペイ型の両方が提供される場合、指定公金事務取扱者(指定管理者)がプリペイド型を契約、自治体が決済事業者を指定納付受託者に指定し導入することは可能だが、決済端末も2つに分かれるため、納入義務者は1つの決済端末で施設利用等の決済をすることが出来ない(誤徴収の事後処理等の課題が大きいほか、事業者は両制度に基づく報告・検査受入など負担も大きく責任の所在も不明瞭)。

(2) クレジットカード等の信用取引決済(指定納付受託者制度に基づく)では領収書が即時発行されないため、利用者が領収書の即時発行を希望する法人等の場合、あえて現金支払を実施している。

(3) 指定納付受託者制度は、最終的に自治体に入金する者を指定納付受託者に指定する必要があるが、公金収納において決済から自治体への納入の過程で事業全体を運営する者、施設を管理する者、決済手段を提供する者、決済データを作成する者等、様々な事業者が介在するため、どの事業者が指定納付受託者に該当するかの見極めが困難。

①「使用料」等はクレジット会社等(決済事業者)が徴収し、サイト運営事業者等(施設利用予約システムを構築した場合等の事業実施者)が自治体に納付。サイト運営事業者等からはクレジット会社等を指定納付受託者に指定するよう要請

②自治体は指定納付受託者にクレジット会社等を指定。同時にサイト運営事業者等を指定公金事務取扱者に指定(本来はクレジット会社等から自治体に納付するべきもの)。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公金収納のデジタル化が一層促進する。
決済手段や支払い内容にかかわらず、納入義務者は複数の支払いを一つの決済手段で一括で支払いが出来るなど、利便性が向上する。事業者にとっても2つの制度に基づく事務対応による業務負担が軽減され、事業への参入意欲が高まる。

根拠法令等

指定納付受託者：地方自治法第 231 条の2の3
指定公金事務取扱者：地方自治法第 243 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、越谷市、川崎市、浜松市、名古屋市、今治市、熊本市

○指定公金事務取扱者と指定納付受託者の制度について、線引きが難しいのが課題と考えている。統合することであれば歳入(歳出)科目の緩和、各自治体がどの業者を指定すべきか、要件等の明確化が必須と考える。
○決済手段や支払内容にかかわらず、納入義務者は複数の支払いを一つの決済手段で一括で支払いが出来るなど、利便性が向上する。

各府省からの第1次回答

指定納付受託者制度は、地方公共団体の歳入を納付しようとする者が指定納付受託者に納付を委託することができる制度であるのに対し、指定公金事務取扱者制度は、地方公共団体の長が公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者に公金事務を委託することができる制度である。
こうした法的性質の相違に起因し、指定納付受託者制度については、指定納付受託者は納付者を代理するものであることから、地方自治法第 231 条の2の5第3項に規定されているとおり、指定納付受託者が歳入を納付したときに、納付者が指定納付受託者に納付を委託した日に遡って納付の効果が発生するものであるが、指定公金事務取扱者制度については、指定公金事務取扱者は地方公共団体を代理するものであることから、納付があったときに直ちに納付の効果が発生するものであり、両制度には納付の効果が発生する時点について違いがあるため、両制度を統合することは困難であると考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	272
(管理番号	272)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

入札書に記載する見積り金額の算定方法の見直し

提案団体

鹿児島県、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

入札において、国の通知に基づき、入札書には見積もった金額(消費税及び地方消費税込み)の110分の100に相当する金額を記載することを入札参加者へ求めていることについて廃止を求める。
なお、廃止に当たっては、全国の自治体等が実施する入札において混乱が生じないよう、入札書に記載する金額の考え方を定めた上で周知していただきたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

原則として全ての入札においては、課税事業者か非課税事業者かに依らず見積もった金額(消費税及び地方消費税込み)の110分の100に相当する金額(※)を入札書に記載することとし、その金額を比較した上で落札者を決定、落札者へは入札書へ記載された金額の100分の110の金額で相手方に決定した旨を通知することとしている。

※実際の消費税抜きの金額ではなく、計算上算出される金額

【具体的な支障事例】

- ・課税の有無に関わらず、入札金額を一律にかつ機械的に110分の100としており入札金額の競争においてなんら意味を持たない工程だが、入札参加者、行政に労力を割かせている。
- ・不要な計算を差し挟むことによる入札金額の単純な記載間違いや、実際の消費税額と異なることから入札参加者に不要な混乱を与え誤りを生じさせ得る。
- ・110分の100で入札書に記載し、契約金額決定の際に100分の110を乗じることにより小数点以下の端数が生じた場合、端数処理の考え方(四捨五入、切上げ、切捨て)によって入札参加者が見積もった金額と実際の契約金額に差が生じる可能性がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【具体的な支障事例】

- ・110分の100としても比較結果は変わらないが、なぜ計算する必要があるのか。
- ・非課税事業者だが入札書には110分の100とした金額を記載するように指示される理由が分からない。
- ・課税事業者だが、入札書に記載する金額が実際の税抜き金額とは異なるため混乱する(軽減税率対象商品を含む場合、小数点以下の取扱いが異なる場合、非課税取引を含む場合)
- ・見積書に記載した金額の小数点以下を切り捨てていたため、見積書を再提出することになり余計な労力がかかる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

入札を税込みの総額表示（うち消費税及び地方消費税の額を付記）とすることで、民間事業者間で使用されている見積書や入札書等と同様の取扱いとなり、事務労力が軽減するとともに、計算間違い等による誤記載のリスクが減る。

行政においても、通知に当たって 100 分の 110 とする計算作業が省かれるとともに、当該取扱いについての周知等に要する労力が省かれる。

根拠法令等

自治省行政局長通知（平成元年2月20日付自治行第7号）及びその裏付けとなっている大蔵省主計局長通知（平成元年2月10日付蔵計第196号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、松本市、浜松市

○入札を税込みの総額表示とすることで、民間事業者間で使用されている見積書や入札書等と同様の取扱いとなり、事務労力が軽減するとともに、計算間違い等による誤記載のリスクが減ることが考えられるため賛同する。

○当市においても、入札は税抜価格により行っているが、業者が見積もった金額から税抜価格を求める際、小数点以下の端数がある場合は、端数処理（切捨て）の関係で、実際の契約金額と業者が見積もった金額に誤差が生じる可能性がある。

各府省からの第1次回答

現在、地方公共団体の入札については、「消費税導入後の政府調達に係る入札について」（平成元年2月20日付け総自第7号自治省行政局長通知）及び「消費税導入後の政府調達に係る入札について」（平成元年2月20日付け蔵計第196号大蔵省主計局長通知）等に基づき、入札書には、各入札者の見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載させることとし、契約金額は入札書に記載される書面上の金額にその10%に相当する金額を上乗せしたものとする取扱いがなされていると承知している。

これは、消費税導入の際、消費税込みの総額で入札する方法では、「消費税分がめり込んでしまい、転嫁が十分に行われないのではないか」という不安を持つ業界が多く、政府に対し、「消費税抜きの価格を入札書に記載し、契約金額は入札書に記載された価格の10%増しとする方法」を採るよう各界からの強い要望が寄せられたことを受け、このような取扱いとしているものである。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の必要性は、消費税導入時のみならず現在も変わらないことから、引き続き、当該取扱いが適当であると考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	277
(管理番号	277)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子の送付廃止

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子送付を廃止し、国の推進するオープンデータサイトに登録し、自治体へは登録した旨を通知することとしていただきたい。

具体的な支障事例

『地方自治月報』の調査結果については1000ページ弱の冊子を閲覧、必要とする情報を検索することは難しく、必要な際は総務省のホームページで公表されているデータを検索するため、冊子自体の利用は限られている。内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』、国土交通省の『水循環施策』、『河川管理統計』についても同様。
また、国からの情報提供を庁内及び管内市町村へ展開する際や情報検索等はホームページにおける公表資料やメールで情報提供いただく電子データを活用しているため、冊子を活用する機会はほとんどなく、かえって保管場所の確保や古くなった資料の廃棄等に負担が生じている。
さらに、環境負荷低減の観点からも、紙での冊子送付は時勢に沿わないものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体への照会等の結果を集約した『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』は行政事務の効率化等における参考資料として重要であり、データベースとして検索や加工利用ができるよう媒体を変更していただくことで、行政事務の効率化の際に有用な資料として期待できる。また、紙媒体の場合に必要な書棚等物理的なスペース確保が不要となり執務環境の改善が図られるほか、廃棄の際に必要なコスト及び労力の削減も見込まれる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、さいたま市、長野県、高松市、熊本市、宮崎県

- 『地方自治月報』について、庁内での紙媒体での活用は確認できず、総務省ホームページに掲載されているデータで十分活用できる。
- 当市においても内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』の冊子を送付いただいているが、活用する機会はあまりなく、関係課への周知は電子データを活用して行っているため、電子データの共有のみで足りている状況である。
- 『地方自治月報』について、当県においても、当該冊子の利用機会は限られており、必要があれば総務省のホームページを閲覧している。保管場所に苦慮している点についても、提案団体と同様である。また、県内政令指定都市及び中核市に配布しているが、冊子の送付を廃止することになれば、県職員だけでなく市職員の負担軽減にもつながり、効果は大きいものとする。

各府省からの第1次回答

【内閣官房】

既に今年度から『水循環施策』の紙媒体冊子送付を廃止し、データを掲載した内閣官房 HP の URL を自治体に通知することとしている。

【内閣府】

『地方からの提案等に関する対応方針』については、毎年、内閣府ホームページに公表するとともに、全ての都道府県及び市区町村に対して電子データを送付していることを踏まえ、令和6年分から冊子の送付を廃止する方向で検討する。

【総務省】

地方自治月報は2年に一度調査を実施しており、調査結果の公表に際し、総務省ホームページでの公表のほか、冊子を作成して都道府県、指定都市、中核市、地方関係団体等に配布している。これらの配布先に対する冊子の配布が不要であれば、ご提案のとおり一括して送付を廃止させていただく。

【国土交通省】

提案内容を検討した結果、『河川管理統計』については、次回以降は紙媒体冊子の送付を廃止し、行政事務の効率化を図るため、これに替えて電子データを送付することとする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	278
(管理番号	278)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

都道府県防災会議の委員に係る要件の見直し

提案団体

埼玉県、福島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県防災会議の委員を機関の長に限定せず、女性委員が登用されるように要件を緩和すること

具体的な支障事例

防災基本計画において、地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとされている。
しかし、災害対策基本法第15条第5項第1号で規定する都道府県防災会議の委員(以下「1号委員」という。)は、「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員」とされており、昭和37年10月18日消防庁総務課長通達により「指定地方行政機関が所在する都道府県にあっては、当該機関の長をもって充てる」とあるため、委員となれるのは当該機関の長に限定されている。
当県の防災会議の委員72名のうち、女性委員は22名(30.6%)であるが、1号委員については17名中女性が0名(0%)であり、女性割合を低める大きな要因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

多様な視点を反映した行政事務につながる。

根拠法令等

災害対策基本法第15条第5項第1号、昭和37年10月18日消防庁総務課長通達

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、長野県、岐阜県、山口県、高知県、宮崎県

○当県の防災会議の委員58名のうち、女性委員は15名(25.9%)であるが、1号委員については12名中女性が0名(0%)であり、女性割合を低める大きな要因となっている。
○当県においても、1号委員17名のうち女性委員0名となっており、要件の緩和が必要である。

○当県防災会議の委員 59 名のうち、女性委員は 10 名(16.9%)。

○当県においても、1号委員 17 名中女性が0名(0%)であり、女性割合を低める大きな要因となっている。

国に対しては、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じて、女性職員指名に向けた指定地方行政機関への積極的な働きかけを要望しているが、昭和 37 年 10 月 18 日消防庁総務課長通達が要望実現の支障となっているものと考ええる。

各府省からの第 1 次回答

1号委員は、昭和 37 年8月6日消防庁次長通知「災害対策基本法の運用上留意すべき事項について」によれば、特にその指名がない限り、指定地方行政機関の長が当然に委員に宛てられるものとされている。

都道府県防災会議の設置趣旨が、国の中央防災会議と同様、関係機関の間を連絡調整し、総合的、計画的な防災行政を行うことである以上、関係機関の1つである「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関」の委員は、その長が務めるのが適切である。提案の中で言及のあった昭和 37 年 10 月 18 日消防庁総務課長通達は、このことを再度明らかにした上で、同号の「その指名する職員」の考え方を示したものであり、条文の趣旨に沿ったものである。

以上を踏まえ、ご提案のような形で1号委員を指定地方行政機関の長以外も務められるよう、要件を緩和することは困難である。

なお、女性委員の登用については、東日本大震災の際に、避難所の運営に当たり女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘を踏まえ、災害対策基本法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 41 号)において、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者(8号委員)」が追加されたところであり、一定の対応を行っているところ。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	279
(管理番号	279)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等における手数料等の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

液石法・保安法における各手続に係る審査項目、手数料を精査し、特に以下について必要な見直しを実施すること。

- 液石法第37条の4の許可を受けた充てん設備に係る保安法第14条の変更許可(移動式製造設備のみを使用して行うもの)の手数料
- 保安法第5条の許可を受けた移動式製造設備に係る液石法第37条の4の充てん設備の新規手数料
- 液石法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の完成検査に合格した移動式製造設備に係る液石法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の充てん設備の完成検査手数料

具体的な支障事例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

- 液石法第37条の4の許可を受けた充てん設備に係る保安法第14条の変更許可(移動式製造設備のみを使用して行うもの)の手数料について

令和5年12月6日に公布された標準手数料令の改正(以下、今回の改正)では、保安法第5条の新規許可の手数料のみが改正されたが、保安法第14条の変更許可に係る手数料を改正しなかった。変更許可について減免がなされないのは不合理ではないか。なお、令和6年2月29日付け経済産業省通知で変更許可についての見解が示されているが別添疑義照会のとおり、趣旨が汲み取りづらく、地方公共団体として運用する上で疑問がある。

- 保安法第5条の許可を受けた移動式製造設備に係る液石法第37条の4の充てん設備の新規手数料について

今回の改正では、保安法第5条の製造の許可を受けた移動式製造設備が液石法第37条の4の充てん設備の新規許可を受けようとする際の手数料が見直されなかった。保安法の許可を受けた移動式製造設備について液石法の許可を受けようとする場合も同様に減免措置がなされるべきではないか。

- 液石法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第20条第1項(新規許可)、第20条第3項(変更許可)の完成検査に合格した移動式製造設備に係る液石法第37条の4第4項で準用する第37条の3第1項の充てん設備の完成検査手数料について

充てん設備と移動式製造設備の審査項目に重複があるのであれば、当該完成検査に係る手数料も見直すべきではないか。なお、令和6年2月29日付け経済産業省通知で完成検査に係る見解が示されているが別添疑義照会のとおり、趣旨が汲み取りづらく、地方公共団体として運用する上で疑問がある。

令和6年2月29日付けの通知では実際の運用を各地方公共団体に委ねる表現がされているが、令和5年12

月に手数料標準令が改正されたとおり、この種の手数料算定に当たって地域性を考慮する必要性は乏しい。地方公共団体に運用を委ねるのではなく、個別手数料の改正要否を精査の上、改正を要する手数料は手数料標準令の改正で明示していただくようお願いしたい。地方公共団体ごとに運用・手数料が異なれば、業界も含めて混乱が起これかねない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

地方公共団体の手数料の標準に関する政令、液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について（令和6年2月29日付け20240219保局第1号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、相模原市、三重県、茨木市、広島市、徳島県、熊本市、宮崎県

○新規許可と同様、変更許可についても減免を受けられるのが公平であるとする。また、手数料は標準的に徴収すべきであり、地域性を考慮する必要はないとする。

○令和6年2月29日付け経済産業省通知に基づいて減額徴収、未収した場合、手数料条例との整合性が取れず、その事情について監査等における出納部局への説明が煩雑になり、かつ承認を得られない恐れがある。

○令和6年2月29日付けの通知では、変更許可、保安検査及び完成検査等の手数料について記載はあるものの、当該通知の趣旨が不明確であり根拠が乏しい。また、今回の改正は高圧法の新規許可のみの標準令の改正であり、変更許可等の場合については標準令に従うことなく、通知のみの運用となれば地方公共団体ごとの運用にゆだねている部分があるため差異が生じかねない。

○通達で手数料を示すことにより、地方公共団体ごとに運用・手数料が異なる恐れがある。通達ではなく、手数料標準令の改正が望ましいとする。

○令和6年2月29日付け経済産業省通達による手数料の運用については同様の疑義が生じたため、本市手数料条例及び手数料標準政令の改正なしに経済産業省通達を運用することについて、地方自治法上の解釈（第228条第1項）も含めて問題ないかどうかを本市の法制課顧問弁護士に相談した。その結果、法令解釈的には疑義が残るものの、訴訟リスク等を含め総合的に判断した結果、手数料条例及び標準政令の改正がないために経済産業省通達は無視して従来の手数料に当てはめて徴収するよりも、経済産業省通達による運用とした方がよいとする見解を頂いたため、本市ではそのようにする予定である。全国的に見ると各都道府県や政令市等で統一されていないのが現状であり、行政庁によって手数料が違うことで事業所や行政庁での混乱が生じる可能性も考えられるため、標準政令の改正を行うことは必要だと考える。

○令和6年2月29日付け通知の運用状況を近隣の地方公共団体に確認したところ、各地方公共団体ごとに運用・手数料が異なっていることを確認した。今後、業界も含めて混乱が起これかねないことを強く懸念される。

各府省からの第1次回答

【1. について】

「令和6年2月29日20240219保局第1号」通知の2. において、変更許可の場合は標準手数料令47ロ(11)その他の場合を適用することを示し、「6. (参考)新型バルクローリーについて、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額」の「②変更許可(高圧法における増設のための変更許可に限る。)の場合」において、3,200円をあわせて示しているところ。よって、変更許可についても減免がなされる旨を既に示しており、措置済みと考えている。

【2. について】

高圧法第5条第1項の許可を受けた移動式製造設備(従来型バルクローリー)を液石法第37条の4の充てん設

備として許可を受けようとする事については、バルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合に必要となる離隔距離の確保など厳しい制限があることから、こうした実例を把握しておらず、そのような許可を受けようとする事例が事実上ほとんど想定されないとの考えにより、手数料標準令本則の表 83 の項は改正していない。

【3. について】

上記通知の5. において、一方の法律に基づく完成検査証の確認を行うことで足りる旨を示し、あわせて「6. (参考) 新型バルクローリーについて、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額」の「③完成検査の場合」において手数料は不要と示しており、措置済みと考えている。

なお、上記通知の「趣旨が汲みづらい」とのご指摘については、今までも各都道府県から確認事項があれば個別に回答しているが、今後、共通して寄せられた確認事項については FAQ で示すこととあわせ、ブロック会議等で分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	280
(管理番号	280)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期の前倒し

提案団体

埼玉県、山形県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険税条例の改正にあたり、市町村が定例の市町村議会に条例改正案を提案できるよう、地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期を前倒しすること。少なくとも、国民健康保険法施行令の改正政令と同日の公布とすること。

具体的な支障事例

国民健康保険税は、地方税法第 703 条の4 第 11 項等の規定により、地方税法施行令で定める金額を超えて課税することはできないこととされている。

市町村は、地方税法施行令の改正後、この限度額を改正する条例改正を行うが、例年、改正政令の公布日が年度末となっている。

施行日が翌年度の4月1日であるため、市町村においては、定例の市町村議会の上程に間に合わず、首長の専決処分もしくは翌年度の条例改正とせざるを得ない状況となっている。

なお、国民健康保険料の賦課限度額については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布(令和6年4月1日施行)されている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

提案に当たって当県下の全市町村から賛同を得ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により行政の効率化・適正化につながる。

根拠法令等

地方税法施行令第 56 条の 88 の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、茨城県、ひたちなか市、大田原市、相模原市、長野県、松本市、広島市、大野城市、浦添市

○当市では例年、専決処分により条例改正しているが、4月1日の施行までの期間がない中での対応が必要と

なるため、国民健康保険法施行令と同様の早い時期での地方税法施行令の改正としていただきたい。

○令和6年3月30日付地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布により同日付で当市の国民健康保険税条例の一部改正条例を専決処分し、6月議会で承認を得る予定である。年度末、年度当初に業務が集中する。

○当市においても例年、3月定例市議会の上程に間に合わず、首長の専決処分で行っている。当市も提案団体と同意見であり、制度改正が必要であると考えます。

各府省からの第1次回答

国民健康保険税の課税限度額に係る政令改正が年度末であることによる影響は、次のとおり、それぞれの市町村の判断によって様々であると考えられる。

①今回の指摘されている支障は、国民健康保険の財源を保険税として徴収している団体において生じる場合があるが、保険税とするか、保険料とするかは市町村の任意である。なお、保険税から保険料に変更する市町村は近年も複数存在している。

②保険税として徴収する場合でも、政令改正後、専決により速やかに条例を改正するか、周知期間等のために一年後に条例を改正するか、改正せず据え置かなどの条例改正のタイミングや有無は、課税限度額の引き上げが続く現状においては、実質的に市町村の判断で行われている。

一方で、保険税を含めた地方税の制度改正は、全税目一体で与党税制調査会での議論から地方税関係法令の改正作業までを順序立てて行うこととしているが、今回の提案では、他の税目の法律改正作業の段階で、保険税の政令改正作業のみを切り分けて前倒しで行うことが必要となるため、総務省の事務担当者に二重の事務負担が発生することとなり、非常に対応が難しい。

以上を踏まえると、今回の提案は、市町村において条例改正のタイミングの選択肢を増やす効果はあるものの、総務省の事務担当者の事務負担を恒常的に増加させるものであり、提案の実現による全国的な効果と事務負担の増加との兼ね合いを慎重に見極める必要があると考えます。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	287
(管理番号	287)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方選挙における選挙長等の選任要件の緩和

提案団体

大治町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公職選挙法第75条第3項及び公職選挙法施行令第80条第1項を改正することにより、地方選挙における選挙長及びその職務代理人(以下、「選挙長等」という。)の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」へと緩和する。

具体的な支障事例

地方選挙の選挙長等は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないとされており、特に、その職務代理人として町外に居住する町職員を選任できないことから、選挙長職務代理人の選任に苦慮するという実態がある。
職務の重要性及び専門性を考慮し、選挙長の職務代理人には町職員を選任している背景から、町職員の中でも選挙事務に関する経験等が豊富な職員から選任をしてしまうため、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担増につながっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に緩和することで、効率的に選挙長等を選任することができる。選任の要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、様々な視点で適任者を確保することにつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものと考えます。

根拠法令等

公職選挙法第75条第3項、公職選挙法施行令第80条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、相模原市、大垣市、今治市、大野城市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

選挙長は、投票管理者や開票管理者と同様に各選挙ごとに置かれるものであり、立候補の届出等の受理及び立候補届出の却下(法第86条、第86条の4等)、候補者に関する告示等(法第86条第13項等)、候補者の通称使用の認定(公職選挙法施行令88条)、各候補者又は各名簿届出政党等の得票総数の計算(法第80条等)、当選人決定の報告(法第101条等)、無投票の通知(法第100条第5項)などの事務を担当する。これらの重要な事務を担当する者であることから、適任者を選任する必要があるが、基本的に選挙長及び職務代理者は各選挙ごとに一人ずつ選任されるものであることから、その選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」へと緩和することは、現時点で考えていない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	289
(管理番号	289)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	x
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公務員法における給与、勤務時間等に係る規定の見直し

提案団体

茨城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公務員法第24条第2項については、現行「考慮しなければならない」としているものを「考慮するよう努めるものとする」と努力規定とする。

地方自治法第204条第2項については、法令に手当を列挙せず、「国や他の地方公共団体、民間企業で支給されている手当を考慮して定めるよう努めるものとする」と努力義務の規定とし、独自の手当を地方で設定できるようにする。

地方公務員法第58条第3項から、1月超の変形労働時間制や裁量労働制等、勤務時間の設定に係る労働基準法の条項を外して、地方の裁量で柔軟な勤務時間の設定を可能とする。

具体的な支障事例

【現行制度】

給与については、国や他県、民間企業との均衡を考慮しなければならず、また、支給できる手当は限定されている。

勤務時間については、民間で認められている1月超の変形労働時間制や、裁量労働制は、地方公務員に適用できないこととなっている。

【制度改正の必要性】

地方公務員の業務が多岐に渡る中、高度な専門知識や経験を備えた人材確保が必要である。

人材確保のためには、各団体の創意工夫により、ジョブ型の人事給与制度など柔軟に設定できることが必要だが、法令の制約により、各団体が地域の実情に応じ、自由に勤務条件を決めることは困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情や業務の性質等を踏まえ、各団体の創意工夫が発揮できる環境を整備することで、有為な人材の採用・育成、高度な専門知識・経験を有した外部人材の確保、民間との人事交流の促進につながる。

根拠法令等

地方公務員法第24条第2項
地方自治法第204条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寝屋川市、熊本市

○特に技術系の職員については、採用予定人員を確保できない状況になっており、初任給水準を民間と同等以上に引き上げる等の給与面での対策が必要と考えている。

人材確保のためにも、現行の制度では認められていない手当を新たに創設するなど、現状の制度の枠組みを超えた給与水準の改善を行っていくなどの対策が必要である。

○当市においては、1か月単位の変形労働時間制によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できているとは言えない。

地方公務員の勤務時間について、1か月を超える単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、効率的な働き方につながることから、1月超の変形労働時間制を地方公務員にも適用すること。

各府省からの第1次回答

（給与）

地方公務員法第 24 条第 2 項に定める均衡の原則は、給料及び手当からなる給与の根本基準を規定したものであり、これは、地方公務員の給与には、公務員の採用も全国全体の労働市場の中で行われており、民間や他の公務員に匹敵する給与を支給しなければ労働力の確保が困難であるということ、公務員の給与は、住民の負担によってまかなわれており、住民の納得を得る必要があることという相反する要請が働いているところ、この両者を調和するものとされている。

このため、地方公務員の給与については、この均衡の原則などの給与決定に関する根本基準にのっとり、各地方公共団体において適切に定められるべきものであると考える。

職務の特殊性、職員の生活事情等に応えるため、給料を補完するものとして各種手当を設けており、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する必要がある。諸手当制度については、社会一般の情勢を踏まえ、見直しを行っているところ。

なお、高度な専門的な知識・経験を有した外部人材の確保については、特定任期付職員制度を活用し、業務の困難度等に応じ弾力的に給与を定めている団体もあるところであり、地域の実情等を踏まえ、適切な処置を講ぜられるべきものとする。

（勤務時間）

地方公務員の勤務時間の設定については、現行法令上もフレックスタイム制や早出遅出制度を活用することで、地方の裁量で柔軟な勤務時間の設定が可能である。特にフレックスタイム制については、令和7年4月から、より柔軟な制度となるよう見直しが行われたところ。

一月超の変形労働時間制や裁量労働制については、公務の性質や適切な公務運営確保の要請とのバランスなどを考慮し、地方公務員については適用除外とされている。一月超の変形労働時間制については令和2年の地方提案において同様の提案があったが、実際の勤務時間自体は変わらないことや、繁忙期における長時間勤務の固定化によるモチベーション低下が懸念されること等から、地方公務員に対する適用は行わないと結論を出しており、これらの事情は現在も変わらないと認識している。

高度な専門知識や経験を備えた人材確保に当たって、現行の勤務時間制度では克服できない具体的な支障や、当該支障が現行制度で認められていない制度の導入によれば克服できるとする具体的な根拠が不明である。

以上のことから、勤務時間の設定に係る労働基準法の条項を外すことは困難。